

第3次京田辺市総合計画



京田辺市
KYOTANABE CITY

— 第3次京田辺市総合計画 —



はじめに

このたび、まちづくりを進める上で最も基本となる計画「第3次京田辺市総合計画」をここに策定しました。

本市を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化の進展、環境問題の顕在化、安全・安心の問題などを背景として大きく転換し、特に地方分権の進展によって、自主的で自立的なまちづくりがこれまで以上に求められる時代になりました。

この計画は、そのような新たな時代の要請に対応しながら、都市像である「緑豊かで健康な文化田園都市」を目指していくこととしています。

さらに、その基本方向として「安全・安心」「快適・活力」「うるおい」の3つのキーワードと、まちづくりを進める上で常に踏まえるべき「市民主役の視点」「交流・連携の視点」「効率的な行財政運営の視点」の3つの視点を掲げ、まちづくりを総合的かつ計画的に進めていこうとするものです。

今後は、まちづくりの主役である市民の皆さんと共に、都市像の実現に努めてまいりますので、皆さまの一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました総合計画審議会並びに市議会をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました市民のみなさまに心から感謝を申し上げます。

平成18年3月 京田辺市長

久村 哲

目次

総論

| | |
|---------------------|----------------------|
| 第1章 総合計画の目的と構成 …… 1 | 第3章 時代の潮流 …… 15 |
| 1 総合計画策定の目的 …… 1 | |
| 2 総合計画の役割 …… 1 | 第4章 まちづくりの基本課題 …… 19 |
| 3 総合計画の構成と目標年次 …… 1 | |
| 第2章 京田辺市の概況 …… 3 | |
| 1 京田辺市の姿 …… 3 | |
| 2 京田辺市の沿革 …… 8 | |

基本構想

| | |
|-----------------------|-----------------------------|
| 第1章 京田辺市が目指す都市像 …… 23 | 第3章 施策大綱 …… 33 |
| 1 都市像 …… 23 | 1 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり …… 33 |
| 2 基本方向 …… 25 | 2 快適で活力にみちたまちづくり …… 35 |
| 3 まちづくりの視点 …… 26 | 3 心にうるおいのあふれるまちづくり …… 37 |
| 第2章 都市フレーム …… 27 | |
| 1 将来人口 …… 27 | |
| 2 土地利用構想 …… 28 | |
| 3 地域別のまちづくりの方向 …… 32 | |

基本計画

| | |
|-------------------------------|-----------------------|
| 第1章 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり …… 40 | |
| 第1節 心がかよいふれあうまち …… 41 | 第3節 安全で人にやさしいまち …… 63 |
| 1 平和・友好交流 …… 41 | 1 防災・危機管理 …… 63 |
| 2 人権尊重 …… 43 | 2 消防 …… 66 |
| 3 男女共同参画 …… 45 | 3 河川・水路整備 …… 68 |
| 4 コミュニティ活動・市民活動 …… 47 | 4 交通安全・地域防犯対策 …… 70 |
| 第2節 健やかで安心して暮らせるまち …… 49 | 5 消費生活 …… 72 |
| 1 健康づくり …… 49 | |
| 2 地域福祉 …… 51 | |
| 3 高齢者福祉 …… 53 | |
| 4 障害者福祉 …… 56 | |
| 5 児童福祉 …… 58 | |
| 6 社会保障 …… 61 | |

第2章 快適で活力にみちたまちづくり …… 74

| |
|-----------------------|
| 第1節 調和のとれた便利なまち …… 75 |
| 1 土地利用 …… 75 |
| 2 市街地整備 …… 77 |
| 3 道路網 …… 80 |
| 4 公共交通 …… 82 |

| |
|---------------------|
| 第2節 快適で住みよいまち …… 84 |
| 1 住宅・住環境 …… 84 |
| 2 環境美化 …… 86 |
| 3 循環型社会 …… 88 |
| 4 上水道 …… 91 |
| 5 下水道・生活排水処理 …… 93 |

| |
|------------------------|
| 第3節 活力とにぎわいのあるまち …… 95 |
| 1 農業 …… 95 |
| 2 商業 …… 98 |
| 3 工業 …… 100 |
| 4 観光 …… 102 |
| 5 新産業創出 …… 104 |
| 6 雇用促進・勤労者福祉 …… 106 |

第3章 心にうるおいのあふれるまちづくり …… 108

| |
|-------------------------|
| 第1節 自然と共生する美しいまち …… 109 |
| 1 緑の保全・再生 …… 109 |
| 2 都市景観 …… 111 |
| 3 公園・緑地 …… 113 |

| |
|------------------------|
| 第2節 心豊かな人を育てるまち …… 115 |
| 1 幼稚園教育 …… 115 |
| 2 小・中学校教育 …… 117 |
| 3 青少年の健全育成 …… 120 |
| 4 生涯学習 …… 121 |
| 5 市民文化・伝統文化 …… 123 |
| 6 スポーツ・レクリエーション …… 125 |

第4章 まちづくりの推進に向けて… 128

| |
|-----------------------|
| 1 市民参画・協働の推進 …… 129 |
| 2 交流・連携の推進 …… 131 |
| 3 効率的な行財政運営の推進 …… 134 |

資料編

| |
|--------------------------|
| ○絵画コンクール入選作品 …… 139 |
| ○第3次京田辺市総合計画策定体制図 …… 141 |
| ○第3次京田辺市総合計画策定経過 …… 142 |
| ○市民参画の状況 …… 144 |
| ○諮問書 …… 147 |
| ○答申書 …… 148 |
| ○京田辺市総合計画審議会審議経過 …… 149 |
| ○京田辺市総合計画審議会委員名簿 …… 150 |
| ○京田辺市総合計画審議会設置条例 …… 151 |

総論

第1章 総合計画の目的と構成

第2章 京田辺市の概況

第3章 時代の潮流

第4章 まちづくりの基本課題

第1章 総合計画の目的と構成

1 総合計画策定の目的

京田辺市は、都市としての着実な成長・発展の中、平成9年（1997）4月に市制を施行しました。

市制施行前の平成8年（1996）に第2次田辺町総合計画（第2次京田辺市総合計画）を策定し、目指す都市像である「緑豊かで健康な文化田園都市」の実現に向けて取り組んできました。

しかし、本市を取り巻く社会経済情勢は、地方分権の進展、少子化や高齢化の急速な進行、情報通信技術の革新やそれに伴う産業構造の変化、地球環境問題の顕在化などを背景として大きく変化しています。特に、地方分権はまさに実行の段階を迎え、地域社会の未来を自らが決め、その責任も自らが負う、自主的で自立的なまちづくりが一層求められる時代となりました。

このような状況の中で、市民の英知を集めながら、幸せに満ち、夢と希望の広がる明日の京田辺を築いていくため、第3次京田辺市総合計画を策定するものです。

2 総合計画の役割

この総合計画は、本市が目指す都市像の実現に向けて、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための市政運営の指針であるとともに、市民、事業者、行政が、それぞれの役割を担いながら、参画、協働してまちづくりに取り組むための指針となるものです。

3 総合計画の構成と目標年次

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成します。

基本構想

基本構想は、本市が目指す都市像とそれを実現するための基本的な施策の大綱を明らかにしたもので、基本計画及び実施計画の基礎となるものです。

基本構想の目標年次は平成32年度とし、計画期間を15年間とします。

平成18年度（2006年度）～平成32年度（2020年度）

基本計画

基本計画は、基本構想で明らかにした施策の大綱に基づき、部門ごとに施策を体系化したものです。基本計画の目標年次は平成27年度とし、計画期間を10年間とします。

平成18年度（2006年度）～平成27年度（2015年度）

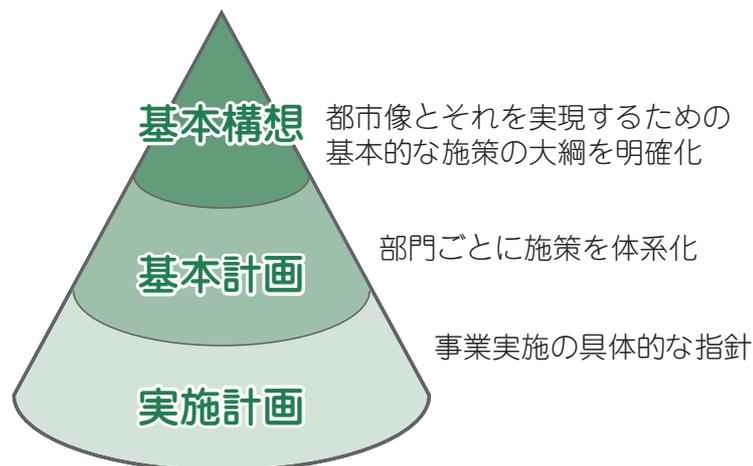
なお、5年経過後の平成23年度（2011年度）時点において、計画の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて改定を行うものとしします。

実施計画

実施計画は、基本計画の期間内に実施すべき施策を計画的・効果的に推進するために必要な事業計画と財政計画を掲げたもので、毎年度の予算編成や事業実施の具体的な指針となります。

実施計画の計画期間は3年間とし、毎年見直すローリング方式を採用します。

■総合計画の構成イメージ



第2章 京田辺市の概況

1 京田辺市の姿

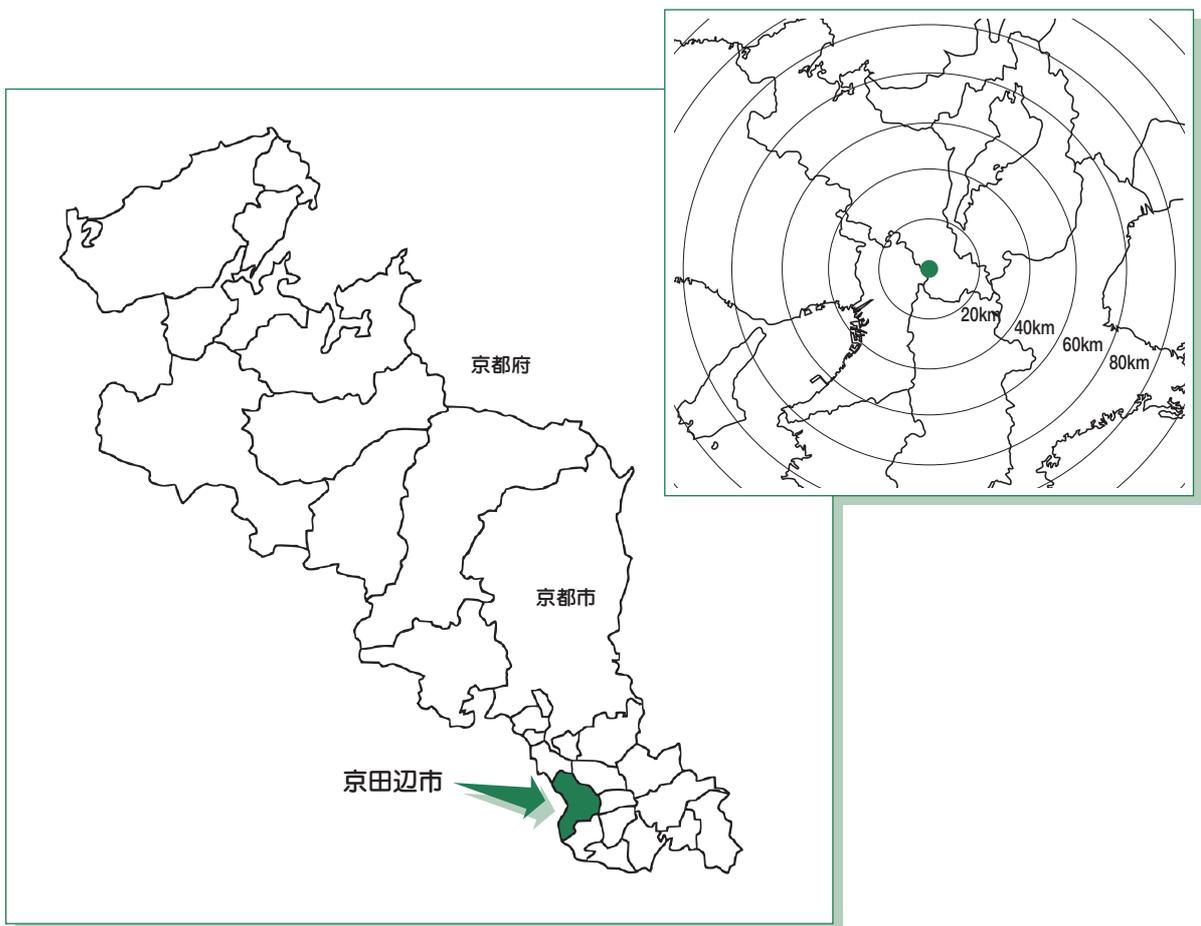
(1) 位置・面積

本市は、京都府南部の南山城地域の中央やや西寄りに位置しています。京都府、大阪府、奈良県にまたがる京阪奈丘陵の北東部にあたり、市の中心部から京都市へ約22km、大阪市へ約28km、奈良市へ約15kmの距離で、三都市を結ぶ三角形のほぼ中心に位置しています。

東は木津川をはさんで城陽市及び井手町、南は精華町、西は大阪府枚方市及び奈良県生駒市、北は八幡市と接しています。

面積は、42.94km²で、その広がり東西約5.5km、南北約10.9kmとなっています。

■京田辺市位置図



(注) 図面中の市町村の区域は平成18年3月1日現在のもの

(2) 地勢・気候

市域は、西には京阪奈丘陵に連なる甘南備山系が南北に走り、いくつかの谷や沢をいただきながら、東に向かって傾斜する地形となっています。また、東には淀川の三大支流の一つである木津川が流れ、その堤内には優良な農地が広がっています。地勢としては、木津川沿いに南北に広がる平野部と、それに平行する丘陵部、山地部に大別することができます。

気候は、瀬戸内式気候に属しています。

(3) 人口

①人口の推移

本市の人口は、現在の市域が定まった昭和26年（1951）の町村合併当時、約15,300人であり、昭和40年（1965）の約17,300人に至るまで緩やかに増加してきました。

昭和40年以降北部地域における大規模な住宅地開発などにより人口が急増し、昭和60年（1985）には44,000人を超え、その後は緩やかに増加しながら、平成7年（1995）には53,000人を超えました。

平成9年（1997）の市制施行以降も人口は増加を続けており、平成12年（2000）では59,577人となっています。

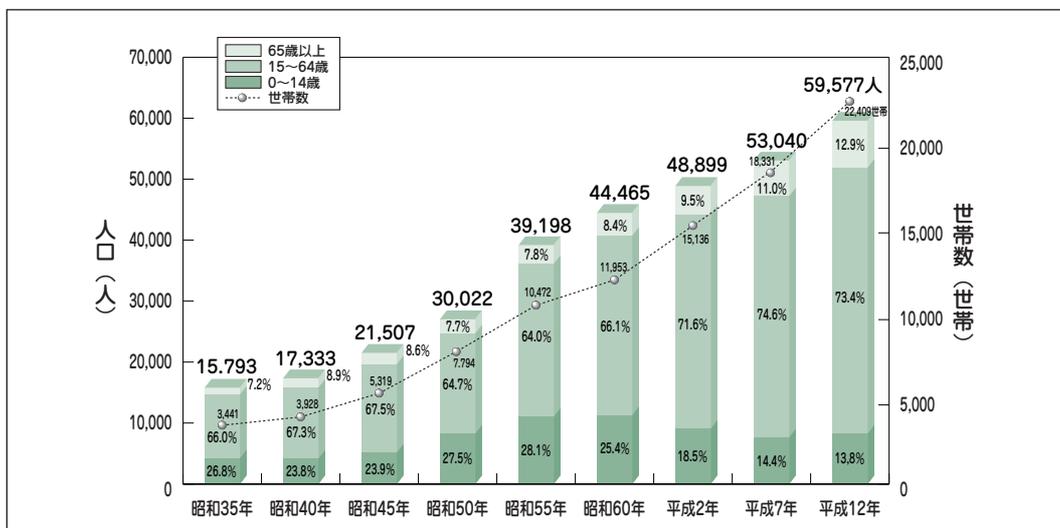
②年齢階層別人口の推移

人口を年齢構成で見ると、平成2年（1990）と平成12年（2000）の比較では、15歳から64歳までの生産年齢人口、65歳以上の老年人口はともに増加しています。15歳未満の年少人口は平成7年（1995）まで減少してきましたが、平成12年には増加に転じました。

年齢階層別に見ると、年少人口比率は18.5%から13.8%へと低下する一方で、生産年齢人口比率は71.6%から73.4%、老年人口比率は9.5%から12.9%へと上昇しています。

また、全国や京都府全体と比較すると、住宅地開発のほか、同志社大学や同志社女子大学などの学生の居住による影響もあり、老年人口比率は全国の平均17.3%より4.4ポイント、また京都府全体の平均17.4%より4.5ポイント低く、比較的若いまちであると言えます。

■京田辺市の人口・世帯数の推移



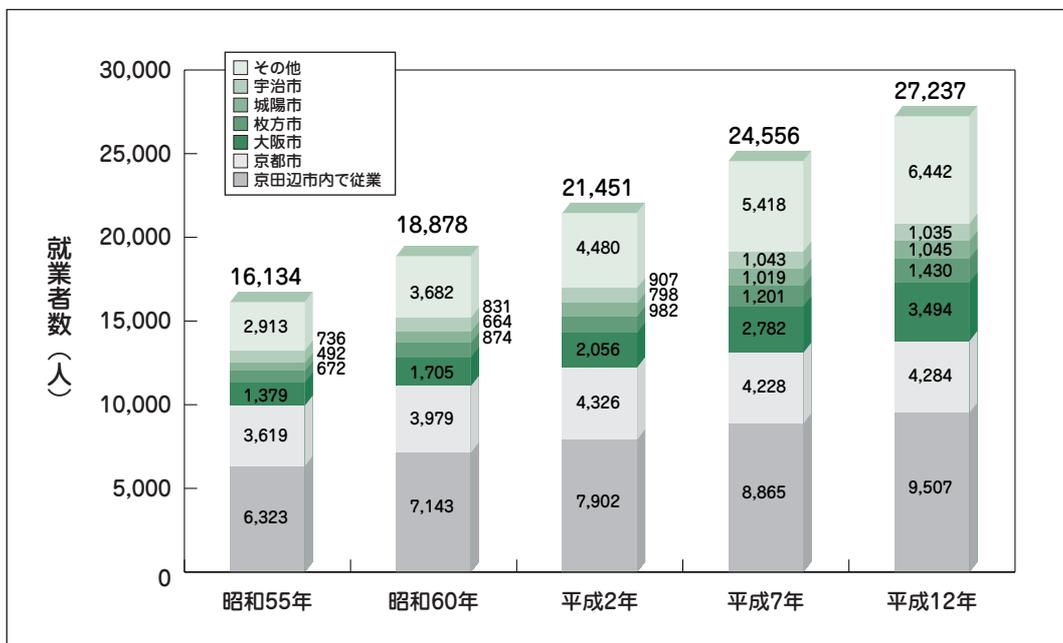
資料：国勢調査

③就業者数の推移

本市の就業者数は、人口の増加に伴って増加傾向にあります。その多くは市外で就業する人で、平成2年（1990）に63.2%であった市外で就業する人の割合は、平成12年（2000）には65.1%に高まっています。

平成2年（1990）と平成12年（2000）の比較では、京都市へ通勤する人がわずかに減少しているのに対し、北部地域の住宅地開発などにより大阪市へ通勤する人が大幅に増加しています。

■就業者数の推移（市民の就業先別）



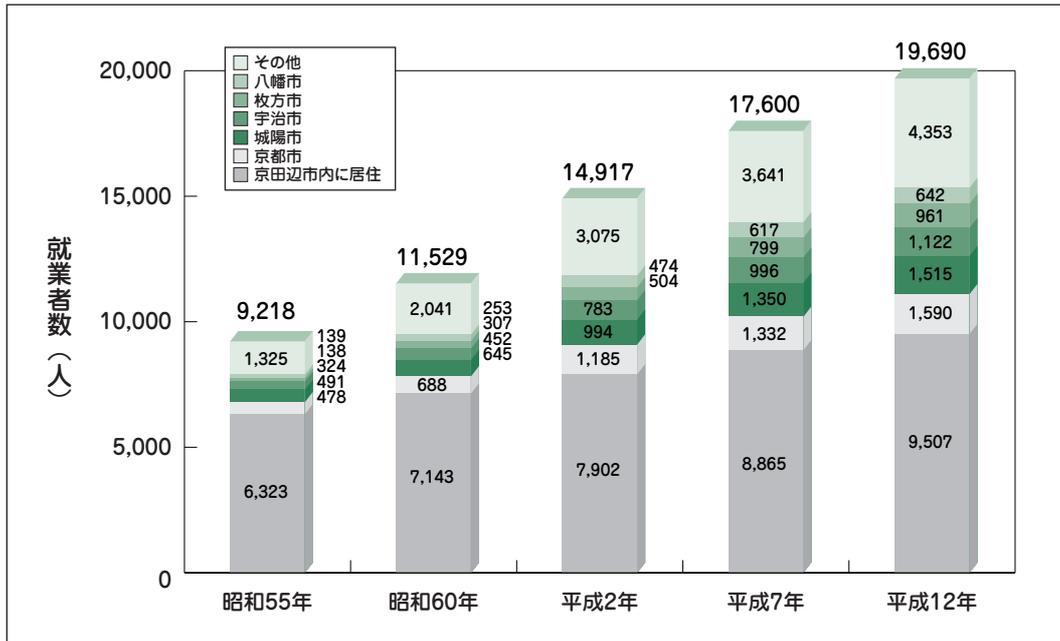
資料：国勢調査

(4) 産業

市内の就業者数は、平成2年（1990）と平成12年（2000）の比較では、4,773人（32.0%）増加しています。産業分類別にみると、第1次産業は12.5%減少、第2次産業は10.1%増加、第3次産業は47.3%増加しており、第3次産業の占める比率が一層高まっています。

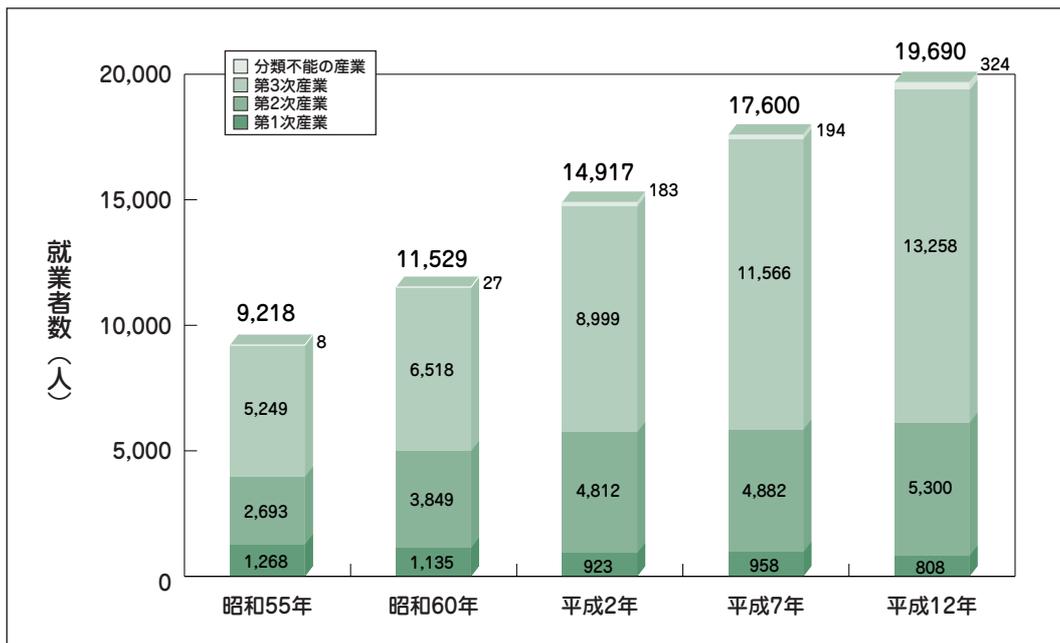
産業分類別の出荷額等を、平成3年（1991）と平成14年（2002）で比較すると、農業産出額は19.2%減少、年間商品販売額は2.8%増加、製造品出荷額は55.3%増加しています。

■市内就業者数の推移（市内で働く人の住所別）



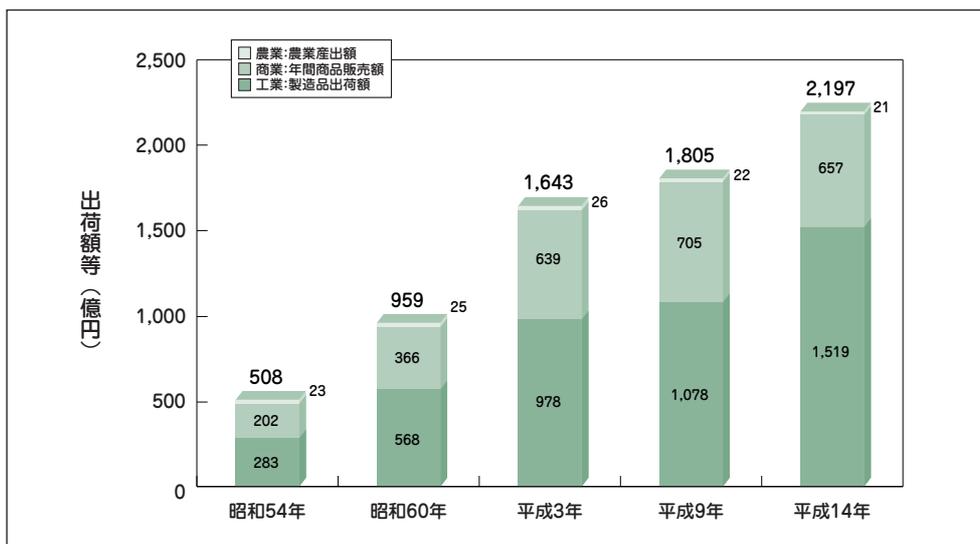
資料：国勢調査

■産業分類別市内就業者数の推移



資料：国勢調査

■産業分類別出荷額等の推移



資料：工業統計調査、商業統計調査、生産農業所得統計

(5) 交通ネットワーク

市内には、京都と奈良を結ぶ近鉄京都線、京都南部と大阪を結ぶJR片町線（学研都市線）の鉄道が通り、近鉄京都線では4駅、JR片町線（学研都市線）では5駅あり、市内中心部からは京都市内に約25分、大阪市内に約45分、奈良市内に約20分で到達でき、各都市へのアクセス*1は良好です。

また、本市を南北に縦断する京奈和自動車道に加え、平成15年（2003）に第二京阪道路が一部開通し、主要都市への時間的距離は一層縮まっています。

今後は、第二京阪道路の全線開通により大阪方面へのアクセスが一層向上するとともに、新たな国土軸となる第二名神高速道路の建設が促進されることにより、本市は、京都府南部のみならず、まさしく近畿の交通結節点としての役割が期待されます。

(6) 関西文化学術研究都市

関西文化学術研究都市の建設は、京都府、大阪府、奈良県にまたがる京阪奈丘陵において、文化、学術、研究、産業の新しい拠点を形成するとともに、魅力ある住環境、都市環境の創造を目指す国家的プロジェクトで、本市はその一翼を担っています。

昭和53年（1978）に関西学術研究都市調査懇談会が発足、新たな学術研究都市の建設に向けた検討が進められ、国土庁（現国土交通省）により昭和57年（1982）、「関西学術研究都市基本構想」として発表されました。その後、昭和62年（1987）には、「関西文化学術研究都市建設促進法」が制定され、都市建設に法的な位置付けが与えられました。

関西文化学術研究都市を構成する12の文化学術研究地区のうち、本市には田辺地区、南田辺・狛田地区（精華町を含む。）及び普賢寺地区の3地区があります。

*1 「アクセス」 接近性、近づきやすさ

現在、田辺地区においては同志社大学、同志社女子大学及び同志社国際中学・高等学校が立地し、教育研究拠点としての役割を担っているほか、南田辺・狛田地区においては京都厚生年金休暇センター（ウェルサンピア京都）が立地するとともに、新たな市街地の形成に向け、平成14年（2002）に事業認可された南田辺北地区の土地区画整理事業が進められています。

2 京田辺市の沿革

(1) 沿革

古代から日本の政治や文化の中心となった奈良、京都、大阪という重要な都市に近接し、それぞれの都市をつなぐ要衝に位置する本市は、古くから人が住み、日本の歴史や文化に大きな関わりを持ってきたまちです。

① まちの歴史

【旧石器時代から開けた地域】

本市は早くから開けたところで、天王では旧石器時代の遺物が、薪や三山木では縄文時代の集落跡や遺物などが発掘されています。弥生時代のものとしては、同志社田辺校地内で集落跡（田辺天神山遺跡）が発掘されているほか、南山城地域で最も多くの遺跡、土器などが見つかっています。これは、河川が重要な交通路としての役割を果たした古代において、本市は淀川水系の木津川を有し、地理的に有利な位置にあったためと考えられます。

また、日本書紀によると、継体天皇が511年に楠葉（大阪府枚方市）から本市内の筒城（つつき）に都を移したとされており、平安遷都の250年以上も前に山城国内で初めて都が置かれたこととなります。

【奈良時代には交通の要衝】

奈良時代に奈良の都と九州大宰府を結ぶ官道が整備されると、現在の三山木付近に「山本駅」が設置（711年）され、古代交通の要衝として繁栄しました。

【平安～室町時代に歴史の舞台】

平安時代、この地は奈良興福寺、石清水八幡宮などの寺社や貴族の荘園として治められていましたが、鎌倉時代には、その荘園を巡って幕府の記録にも残る奈良興福寺と石清水八幡宮の大きな争いが起こりました。さらに、室町時代には、わが国における住民自治のさきがけとも言える山城国一揆が起こり、本市からも多くの国人や土豪がこれに参加しました。このように、この時代、本市は歴史の重要な舞台ともなりました。

また、源平の騒乱の時代に、三度も摂関職についた近衛基通がこの地で没したほか、室町時代後半には、「とんちの一休さん」で知られる一休宗純が薪に酬恩庵を開いて晩年を過ごしています。

【江戸時代、複雑に細分化された所領】

江戸時代には、京都付近では力のある大名を出さないという幕府の方針から、この地は淀藩領をはじめ、皇室御領や寺社領などに細分化され、地域同士の交流や住民の一体感が生まれにくい状況にありました。

こうした時代にもかかわらず、所領を越えて万年樋を貫樋させ、水不足によって苦しめられてきた飯岡の地を救った豊田武兵衛の偉功は、今も田園に豊かな実りをもたらしています。

【明治期、教育や学術文化に高い見識を示した先人】

明治維新という大きな社会変動、そして西南戦争を経て、政治運動が武力によるものから言論による自由民権運動へと大きく転換する際、京都府内の自由民権運動においては、西川義延や伊東熊夫ら本市出身の先覚者たちが目覚ましい活躍を見せました。

また、彼らが発起人となって本市に創立した南山義塾は、後に三山木中学校として府内中学校のさきがけとなったものであり、当時から本市は教育や学術文化に対する意識の高い地域でもありました。

【明治～昭和の町村合併と鉄道整備】

明治4年（1871）、廃藩置県によって現在の京田辺市を形成する各村は京都府に置かれることになりました。

明治22年（1889）には、町村制施行に際し田辺、薪、河原、興戸の4か村が合併して田辺村となり、明治39年（1906）、田辺町となりました。さらに、昭和26年（1951）、隣接する大住、草内、三山木、普賢寺の4か村を編入統合し、現在の本市の区域が定まりました。

この間、明治31年（1898）には長尾～木津間に関西鉄道（現JR片町線）が開通、田辺駅（現京田辺駅）が設置され、さらに昭和3年（1928）には京都～西大寺間に奈良電気鉄道（現近鉄京都線）が開通し、新田辺、三山木の両駅が設置されるに至り、本市は道路交通だけでなく、鉄道においても京都、大阪、奈良を結ぶ交通の要衝としての役割を強めました。

その後、国鉄片町線（現JR片町線）では昭和27年（1952）に上田辺駅（現JR三山木駅）及び大住駅が、奈良電気鉄道（現近鉄京都線）では昭和29年（1954）に興戸駅が設置されました。

②まちづくりの沿革

【まちづくり計画の策定と住宅地開発のはじまり】

昭和33年（1958）、当時の田辺町において、合併後最初の総合的な計画として、「健康で明るい住みよい田園都市」を目標とする「新町建設計画」を策定しました。この時期には、昭和39年（1964）に、木津川の対岸地域との交通利便性を高める山城大橋が完成しています。

昭和47年（1972）には本格的なまちづくりの総合計画となる「田辺町まちづくり構想」、昭和53年（1978）にはその具体化を図る「基本計画」を策定しました。この時期には、土地利用や都市基盤（道路、下水道等）など、全町の骨格的事業の計画を固めました。

さらに、北部地域においては大規模な住宅地開発が始まり、昭和46年（1971）に松井ヶ丘で、昭和53年（1978）に大住ヶ丘で入居が始まりました。

【建設事業によるまちの充実と大学の立地、新たな住宅地開発】

「田辺町まちづくり構想」及び「基本計画」による成果を受け、昭和59年（1984）、新たなまちづくりの計画として「田辺町総合計画」を策定しました。この時期には、国道307号バイパス、京奈和自動車道などの都市基盤の整備とともに、文化・コミュニティ施設、福祉施設、公園、新庁舎などの公的な施設の建設を進めました。

昭和61年（1986）には、関西文化学術研究都市田辺地区に同志社大学及び同志社女子大学が開校し、「大学のあるまち」として新たな顔を持つことになりました。

また、新たな住宅地開発も進展し、昭和63年（1988）に花住坂で、平成4年（1992）に山手地区で入居が始まりました。

さらに、昭和63年（1988）に近鉄京都線においては、新田辺駅まで京都市営地下鉄烏丸線との相互乗り入れが実現し、平成5年（1993）には近鉄宮津駅が開設されました。また、JR片町線においては、昭和61年（1986）に同志社前駅、平成元年（1989）に松井山手駅が開設されました。

【ソフト施策への新たな歩みと交通利便性の高まり】

平成7年（1995）の国勢調査で人口が市制施行に必要な50,000人を越えたことを受け、平成9年（1997）、府内12番目の市となる「京田辺市」として市制を施行しました。

市制施行を控えた平成8年（1996）には、「第2次田辺町総合計画」を策定しました。この時期には、福祉、学校教育の向上や公共公益施設のバリアフリー化などのソフト施策への取り組みを重視しながら、土地区画整理事業（田辺地区、三山木地区）などによる駅周辺整備、大住工業専用地域の拡大など建設事業の継続的な推進を図ってきました。

また、JR片町線（学研都市線）が平成9年（1997）にJR東西線と連結したことを受け、本市から大阪方面への利便性の向上を図るため、行き違い施設など駅施設の整備や、高速化・輸送力の増強に取り組みました。さらに、平成15年（2003）には、京都・大阪間を結ぶ第二京阪道路の一部が開通しました。こうした交通ネットワークの充実を背景に、京都、大阪への時間的距離の短縮が図られるなど、本市における交通利便性は一層高まっています。

(2) 歴史資源

古くから人が住み、日本の歴史や文化に大きな関わりを持ってきた本市は、数多くの歴史・文化資源を有しています。

【田辺天神山遺跡】～弥生時代の集落跡～

弥生時代後期の集落遺跡。標高約80mの丘陵頂部の平坦地に、広場を取り囲むように20戸の竪穴住居跡が発見されている。また、広場には高床倉庫をはじめとする集落居住者の共有施設が存在したとみられる。日常生活には不向きな高台で、木津川と普賢寺川の合流点を見下ろす位置にあることなど、争乱状態にあったとされる弥生時代後期の高地性集落遺跡の特徴を示している。



田辺天神山遺跡

【飯岡古墳群】～古墳時代前期から後期の古墳群～

市内東部、木津川の左岸に位置する飯岡丘陵にある古墳群。全長約90mの前方後円墳の飯岡車塚古墳や直径60m、高さ9mの円墳のゴロゴロ山古墳、薬師山古墳など、古墳時代前期から後期にかけての古墳が数多く存在する。



飯岡車塚古墳

【大住車塚古墳】～京田辺市唯一の国指定史跡～

チコンジ山古墳とも呼ばれる全長約66mの前方後方墳で、周囲には長方形の濠の跡がよく残っている。その南に隣接して同形同大の大住南塚古墳がある。周濠を持つ前方後方墳が二基並んでいるのは、全国的にも珍しい。



大住車塚古墳

【筒城宮跡】～継体天皇が遷都した山城で初めての都～

越前から迎えられた第26代継体天皇が河内国樟葉で即位して4年後の511年から弟国（おとくに）に移る518年までの7年間、山城国内に初めて都が置かれた場とされる。



筒城宮跡碑

【大御堂観音寺／普賢寺】～稀少な国宝を安置～

奈良時代に建立されて以来1300年以上法燈が続いている。元は普賢寺という名称であったが、現在は観音寺の名で知られる。京田辺市内で唯一の国宝、十一面観音立像が安置されている。1233年にこの地で没した摂政関白近衛基通は普賢寺殿とも呼ばれた。



十一面観音立像

【酬恩庵／一休寺】～とんちでおなじみ一休さんが晩年を過ごす～

700年以上も前の正応年間（1288～1292）に大応国師紹明により創建され、たび重なる兵火にあって荒廃した妙勝寺を一休禅師が康正2年（1456）に再興し、傍らに一庵を設け、酬恩庵と名付けた。現在では通称「一休寺」として親しまれている。山門を抜けて静寂な空間に延びる石畳の参道の先には、名勝に指定されている庭園や重要文化財に指定されている本堂などがある。



酬恩庵／一休寺

【寿宝寺】～重要文化財千手観音立像を安置～

大御堂観音寺とほぼ同じ時代の慶雲元年（704）創建と伝えられる。かつては「山本大寺」と呼ばれ、壮大な七堂伽藍を備えていたと言われるが、木津川の洪水でたびたび被害を受けたため、現在の場所に移った。重要文化財の千手観音立像が本尊として安置されている。



千手観音立像

【佐牙神社】～今も続く五穀豊穡の祭礼～

本殿は重要文化財に指定されている。例年、10月半ばに御旅所まで神輿行列が行われる。神輿が着いた後、秋祭り前に氏子から集められた百種類にのぼる農産物（百味）が供えられ、夜には御旅所の前庭で湯立神楽が行われる。



佐牙神社本殿

【法泉寺】～境内に十三重塔が立つ、逸話のある寺～

法泉寺の名は、天長年間（824～833）干ばつが続いた際、観音像に祈願したところ、清泉が湧き出たという出来事に由来する。また、この観音像が草むらから現れたことから、この地は草内と名付けられたと伝えられている。境内には重要文化財に指定されている十三重のみごとな石塔がたたずむ。



十三重塔

【白山神社（宮ノ口）】～室町時代の特色を示す重要文化財の社殿～

本市でも有数の歴史を誇る建築物で、本殿は重要文化財。社前の石灯籠も社殿建築と同時期のものと推定される。毎月朔日（ついたち、現在は第1日曜日）には、市の無形民俗文化財に指定されている朔日講の神楽が行われている。



白山神社本殿

【澤井家住宅】～江戸時代の茅葺民家～

近江源氏佐々木氏の家臣であった澤井家は、近世初頭に現在地に移り住んだとされ、江戸時代には門跡曇華院の所領の代官を務めた。1740年、一般農家とは異なる役宅風の住宅に建て替えられた建物が現在も残っており、重要文化財に指定されている。また、建て替えられる以前の建物と見られる絵図が残っている。



澤井家住宅

(3) 伝統行事

豊かな歴史や文化を育んできた本市には、遺跡や建造物だけでなく、人々の間で受け継がれてきた全国でも珍しい伝統的な行事や祭事があります。ここでは、本市におけるいくつかの代表的な行事や祭事を紹介します。

【おんごろどん（1月）】

「おんごろ」とはモグラのことで、「おんごろどん」はモグラを追う行事。わらを芯にして縄を巻きつけた棒で、夜に子どもたちが家々の敷地内をたたいてまわりモグラを驚かせて追い払う。宮津地域に今も残る全国的に珍しい風習である。



おんごろどん

【竹送り（2月）】

東大寺二月堂で行われる「お水取り」の松明に使う竹を掘り出して送る行事。普賢寺地域の竹やぶから竹を掘り出して大御堂観音寺に運び、道中安全を祈願して「山城松明講」の文字を入れ、東大寺二月堂に送る。



竹送り

【十三まいり（4月）】

大住地域の山中にひっそりとたたずむ虚空蔵堂で行われる伝統行事。数え年で13歳になった子どもたちが、「知恵」や「福」を授かるために、虚空蔵さんにお参りする。



虚空蔵堂

【ずいき神輿（10月）】

閑静な森の中にたたずむ棚倉孫神社から、2年に一度、秋の収穫を祝って繰り出す神輿。ズイキやナスなどの野菜や穀物で飾られた色鮮やかな姿が印象的な行事となっている。



ずいき神輿

【山本の百味と湯立（10月）】

五穀豊穰に感謝する佐牙神社の祭礼。特殊神饌である百味は、氏子から集めた百種類にのぼる穀類や豆類、野菜、果物で、神に供える。湯立は御旅所の前庭で行われる神楽で、中央に湯立用の釜を置いて、神木（薪）を燃やして湯を沸かす。沸騰した湯の中に塩、御供米、神酒を入れ桶に汲み、神に供えることから、御湯神楽とも呼ばれる。その後、神笛で湯をすくうようにし諸方にふりかける。



百味

【大住隼人舞（10月）】

大住地域にある月読神社の例祭宵宮で奉納される由緒ある舞。隼人舞の歴史は古く、九州地方南部の大隅隼人が伝え、奈良時代には宮中で披露されたことが『続日本紀』にも記述されている。能楽の源流になったとも言われる。「大住」の地名もこの地に移り住んだ大隅隼人に由来する。



大住隼人舞

【朔日講（ついたちこう）の神楽（毎月）】

右手に鈴、左手に扇子を持った宮守がお囃子に合わせて円座の上を回転する珍しい舞。白山神社（宮ノ口）で行われる。氏子の男子8名で構成され、江戸時代後半あるいはそれ以前から代々受け継がれている。毎月朔日（現在は第1日曜日）と白山神社の秋祭りで奉納される。



朔日講の神楽

第3章 時代の潮流

21世紀を迎え、わが国が成熟化社会へと転換する中で、社会経済情勢は大きく、しかも、情報化の進展などと相まってこれまでにないほどの速さで変化しています。

また、価値観は多様化し、ものの豊かさよりも、心の豊かさを大切にする人々が増えてきています。本市が新たな時代を着実に歩んでいくためには、こうした変化を的確に捉えることが必要です。

(1) 地方分権の進展

平成7年(1995)に地方分権推進法が制定され、地方分権推進計画の策定を経て、平成12年(2000)に地方分権一括法が施行されました。この地方分権に向けた一連の改革は、明治維新、戦後改革に次ぐ「第三の改革」とも位置付けられるもので、国と地方自治体は対等・協力の新しい関係に立つこととなりました。

地方分権時代においては、自らが自己決定・自己責任の原則に基づいて、個性的で活力のある地域社会を築き上げていくことが求められます。

(2) 市民参画と協働の進展

地方分権時代において、地域社会を個性的で活力あるものとしていくためには、市民の市政への積極的な参画によるまちづくりを推進していくことが求められています。

また、阪神・淡路大震災における市民による復興支援活動の広がりや、社会貢献や自己実現を大切にする価値観の多様化などの中で、平成10年(1998)にはNPO法が制定され、様々なNPO活動や市民活動、ボランティア活動が各地で広がりをみせています。今後はこういった新しい公共サービスの担い手ともいえる活動組織と行政との協働により、地域の諸課題を解決していくことが求められています。

そのためには、行財政運営の透明性を確保しながら、幅広い情報の公開と共有を進め、参画と協働によるまちづくりを進める必要があります。

(3) 少子化や高齢化の進展

わが国の平均寿命は、食生活の改善や医療技術の進歩などにより戦後一貫して伸び続けています。一方、晩婚化や非婚化、育児を取り巻く環境や意識の変化などを背景として出生率が低下する少子化が進んでいます。

これらの要因が相まって、わが国では、これまで世界のどの国も経験したことのないスピードで高齢化が進行しています。また、総人口は平成18年(2006)をピークに減少に転じ、平成26年(2014)には国民の4人に1人が65歳以上になると見込まれています。

こうした少子化や高齢化に伴って、生産年齢人口の減少による経済成長の鈍化、若者の減少による社会の活力低下、税や社会保障における負担の増大など、社会や経済への影響が懸念されています。

(4) 人権・男女共同参画意識の高まり

国連の世界人権宣言に基づき、世界各国で人権の尊重と差別の撤廃に向けた様々な取り組みが行われてきましたが、今日なお人種や民族、宗教、政治などに起因する紛争が多発しており、深刻な人権問題が引き起こされています。

わが国においても、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人などに対する人権侵害など、解決すべき人権問題が数多く残されています。

さらに近年では、インターネットを悪用した人権侵害、HIV*2感染者に対する偏見など、新たな人権問題も発生しています。

このような人権問題に対して、お互いの個性や価値観の違いを認め合い、市民一人ひとりの基本的人権が尊重される社会を築き上げていくことがますます必要となっています。

また、平成11年(1999)に制定された男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国の最重要課題と位置付けています。今後、家庭や地域社会、職場などあらゆる場において、すべての人々が性別に関わりなく対等なパートナーとして参画できる社会を実現していくことが求められます。

(5) 安全・安心への希求

甚大な被害をもたらした平成7年(1995)の阪神・淡路大震災や平成16年(2004)の新潟県中越地震などの震災をはじめ、風水害や土砂災害などの自然災害、少年犯罪や来日外国人犯罪、巧妙な詐欺事件などの犯罪、牛海綿状脳症(BSE)や鳥インフルエンザに代表される食品衛生に関する問題、世界各地で起こっているテロの問題など、様々な場面において、安全・安心の確保に向けた市民の意識が高まっています。

(6) 循環型社会への転換

近年の経済活動の拡大に伴い、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少が進む中、わが国では、平成9年(1997)に開催された地球温暖化防止京都会議(COP3*3)などを通じて地球環境問題が大きくクローズアップされてきました。

こうした中、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動のあり方を見直し、ごみ減量化や省資源化に向けた3R*4の促進などを通じて循環型社会を形成していくことがますます重要となっています。

*2 『HIV(エッチアイブイ)』 [Human Immuno-deficiency Virus] ヒト免疫不全ウイルス。このウイルスに感染して免疫力が弱まり、様々な合併症が現れた状態をエイズという。

*3 『COP3(コップスリー)』 [The 3rd Session of the Conference of the Parties to the United Nations Framework Convention on Climate Change] 1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議。

*4 『3R』 廃棄物の発生抑制ーリデュース(Reduce)、製品・部品の再利用ーリユース(Reuse)、資源の再生利用ーリサイクル(Recycle)のこと。

(7) ITの進展

インターネット*⁵に代表される情報通信技術（IT*⁶）の急速な発達、企業活動や国民生活、行政サービスなどの様々な分野に浸透し、社会経済や人々のコミュニケーションに至るまで大きな影響を与えてきました。

さらに、情報通信技術は日々進化を続けており、今後、いつでも、どこでも、だれでもコンピュータネットワークに自由に接続し、必要な情報を入手することができる「ユビキタスネットワーク社会」の到来も展望されています。

このような状況の中で、情報通信技術を活用しながら、市民生活の利便性の向上を図ることが求められます。

一方で、インターネット犯罪、個人情報の流出や不正利用、デジタル・ディバイド*⁷、インターネット社会におけるモラルに関する問題などが顕在化しています。それらの問題への対応や学校、地域における情報教育の推進が一層求められます。

(8) グローバル化*⁸の進展

交通手段や情報通信技術などの発達に伴い、国と国との距離が急速に縮まるとともに、国境を越えた、人・もの・情報の交流がますます活発化しています。

また、海外旅行や留学など海外への渡航機会が増加するだけでなく、海外からの観光や就業を目的とした外国人の来訪も増える中で、個人のレベルでも、世界とのつながりはますます身近なものになっていくものと見込まれます。

(9) 産業構造の転換

情報通信技術の発達や消費者ニーズの高度化・多様化を背景に、情報サービス、環境サービス、コミュニティのニーズに対応する福祉サービスなどの新たな産業分野が拡大し、モノを生産する産業よりもサービスを供給する産業の割合が高まる経済のソフト化・サービス化が進んでいます。

また、経済活動がグローバル化する中で、国内製造業は、生産拠点を海外移転などによる空洞化が進んできましたが、今後は、自動車やデジタル家電など高度なものづくり技術を生かした産業集積が形成されていくとともに、中小企業においても世界を市場としたビジネスチャンスが広がっていくものと見込まれます。

*5 『インターネット』 世界規模のコンピュータネットワーク。

*6 『IT（アイティー）』 [information technology] 情報通信技術のこと。

*7 『デジタル・ディバイド』 情報通信手段を使える人と使えない人の情報格差。

*8 『グローバル化』 人、もの、情報が、これまで以上に障壁なく国境を越え、地球規模で自由に行き来できるようになること。

(10) 国や京都府の動向

国が策定した「21世紀の国土のグランドデザイン*⁹」においては、これまでの一極一軸型から多軸型の国土構造に転換し、自立と相互補完に基づく水平的なネットワークによる多様性のある地域づくりを目指しています。その中で、近畿圏は「文化の香り高い、創造性に満ちた、世界に誇り得る中枢圏域」とされ、歴史や文化の蓄積、豊かな自然などを生かし、安全でゆとりとくつろぎのある暮らしを実現する質の高い地域環境の形成を目指しています。

また、京都府が策定した「新京都府総合計画*¹⁰」においては、山城中部地域は「広域交通網をいかした豊かな産業・文化交流圏」とされ、第二名神高速道路をはじめとする交通網の整備、関西文化学術研究都市や主要な駅周辺の整備などが位置付けられています。さらに、「京都ITバザール*¹¹」の展開、商店街・小売商業の振興など立地特性を生かした産業拠点づくりや茶業など高収益農業の展開を促進するとともに、公園の整備や河川改修などにより豊かで快適な生活環境の創造などを推進することとされています。

-
- *9 『21世紀の国土のグランドデザイン』 平成10年(1998)に、国土総合開発法に基づき21世紀を展望する国土の長期構想として国が策定した計画。
 - *10 『新京都府総合計画』 平成22年(2010)に向けた京都府づくりの基本的な指針として、平成13年(2001)に京都府が策定した計画。
 - *11 『京都ITバザール』 京都府南部地域において、成長産業やベンチャー企業が集積し、21世紀の日本経済をリードする新しい成長産業拠点。

第4章 まちづくりの基本課題

第2次京田辺市総合計画に基づくこれまでのまちづくりの成果と課題を踏まえながら、本市の都市としての魅力をより一層高めるとともに、大きく変化する時代の潮流に対応するため、まちづくりの基本課題を次のように設定します。

(1) 暮らしやすい都市へ

① 少子・高齢社会への対応

本市においては、今後も人口の伸びに合わせて、年少人口を含めた各年齢階層とも人口の増加が見込まれる一方、少子化や高齢化の進行は全国や京都府に比べて遅いものの、着実に進行していくものと見込まれます。

こうした中、本市が持続的に発展していくためには、安心して子どもを育てることができ、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができるよう地域社会全体で子育てを支援していく仕組みづくりが必要になります。

また、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立して生活できるよう福祉サービスの充実や暮らしやすい環境を整えるとともに、高齢者がこれまで培った知識や経験を生かす機会や就業の場を確保していく必要があります。

これらの取り組みを通じて、すべての世代が生きがいをもって安心して生活できるまちづくりを推進していく必要があります。

② 安全の確保

本市においては、防犯や防災に関する市民の意識は高く、市民が住み続けたいと思える都市となるためにも、第二室戸台風などの過去の災害や地勢を踏まえた防災対策をはじめ、不測の事態に備えた行政、市民、事業者、NPO、ボランティアなどの連携による危機管理体制を確立していく必要があります。

また、子どもや高齢者、障害のある人など、いわゆる社会的弱者の立場に立って、だれもが安全に安心して日常生活が営めるよう、ソフト・ハードの両面から都市の一層のバリアフリー化を進める必要があります。

(2) 持続的に成長する都市へ

① 市内交通網の一層の充実

今後、京奈和自動車道及び第二京阪道路の全線開通や、新たな国土軸となる第二名神高速道路の建設が促進され、広域幹線道路網の充実が図られていくことにより、本市の南北交通軸となる山手幹線の重要性がますます高まるものと見込まれ、早期の全線開通が期待されます。

また、山手幹線全線開通などの効果を十分生かすよう、市内の道路網を計画的に整備していくとともに、道路の交通安全対策、バリアフリー化、集落内の狭あい道路の改善など、安全で快適な道路環境の形成が求められます。

また、モータリゼーション*¹²の進展の一方で、今後の高齢社会に備えて、身近な交通機関としてのバス路線を充実させることも必要です。

さらに、JR片町線（学研都市線）や近鉄京都線などの鉄道網を一層充実させることにより交通利便性の向上に努める必要があります。

②学研都市の推進

関西学術研究都市基本構想が国土庁（現国土交通省）により発表されて以来20年あまりが経過する中で、社会経済情勢の影響を受け、都市としての成熟のスピードは鈍化しつつあります。本市域では南田辺・狛田地区のうち南田辺北地区の土地区画整理事業が進みつつありますが、南田辺東・西地区と普賢寺地区については事業化への動きが見られない状況です。

今後は、学研都市としての機能強化と本市の活性化に向けて、社会経済情勢に対応しながら、一層の推進が求められています。

③地域の産業活力の充実

かつて本市の基幹産業であった農業は、後継者不足や農産物の輸入の増加などの中で低迷し、一部では農地の荒廃化も見られます。地域社会での食糧自給率の向上や担い手の育成のためにも、農地の基盤整備や農業の構造改革を推進するとともに、特産品の振興などを通じて農業を活性化していく必要があります。

また、自立した都市となるためには、しっかりとした産業基盤を築き、就業の場を確保していく必要があります。そのためには、既存産業への支援とともに、積極的な企業、工場の誘致や産学公の連携を通じた研究成果の産業への活用、様々なベンチャー企業の育成など、新たな産業の創出に向けた支援を推進する必要があります。

さらに、新田辺駅や松井山手駅、三山木駅などの駅周辺に必要な基盤整備や商業・業務系施設の集積を図り、それぞれの特徴を生かした都市の拠点としての機能を高めていく必要があります。

④地球環境との共生

本市においては、リサイクルプラザの建設など、循環型社会の構築を目指した取り組みを進めていますが、今後も一層、市民一人ひとりの環境に対する意識を高めるとともに、市民、事業者、行政が一体となって環境への負荷を軽減する取り組みを積極的に行う必要があります。

また、本市は大都市近郊に位置しながらも、まちの原風景である甘南備山や木津川などの豊かな自然や農地が市街地との調和を生み出しており、都市としての魅力を高めているばかりでなく、市民や本市を訪れる人々に安らぎとおいをもたらしめています。今後も、自然や農地と市街地とが調和した都市景観を保ちながら、自然と共生できるよう取り組みを進める必要があります。

*12 『モータリゼーション』 日常生活において自動車使用が普及し、日常生活と自動車が切り離せなくなる社会状況。

(3) 交流の都市へ

①人づくりや多彩な人材の交流促進

未来を担う子どもたちがのびのびと育ち、だれでも生涯を通して生き生きと学ぶことのできる環境づくりは、今後とも引き続き重要な課題です。

また、本市は子どもから高齢者まで多世代の市民が多様な活動を育むとともに、同志社大学及び同志社女子大学の学生や関係者など多彩な人材が行き交う都市でもあることから、地域社会における交流や都市間交流を通じて幅広い人的ネットワークを築くことにより、生き生きとしたにぎわいのある都市を形成することが求められています。

②多文化交流の促進

経済や文化など様々な場面でボーダーレス化*¹³が進む中、国際社会の一員として、異なる国々の文化を理解し、市民一人ひとりが豊かな国際感覚を身につけることができるよう国際理解教育や多文化交流を促進するとともに、在住外国人にも暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。

③広域行政連携

交通網の整備や情報化の進展が相まって、市民の日常生活圏は一層広域化が進むものと考えられ、都市間の機能分担や相互補完を進めることがますます必要となってきます。

また、効率的で質の高い行政サービスを提供するという観点から、自治体の適正規模や広域的な行政連携のあり方を検討していく必要があります。

*13 『ボーダーレス化』 国境や境界がなくなること。

基本構想

第1章 京田辺市が目指す都市像

第2章 都市フレーム

第3章 施策大綱

第1章 京田辺市が目指す都市像

1 都市像

本市が目指す都市の姿である都市像を、

緑豊かで健康な文化田園都市

とします。

本市は、大都市への高い利便性と優れた自然環境を兼ね備えた「田園都市*14」の理想を基礎として、これまで、産業機能や生活機能がバランスよく配置され、さらには21世紀の文化・文明を創造する新文化首都―関西文化学術研究都市の一翼を担う、まさに「文化田園都市」と呼ぶにふさわしい都市を目指し、着実な発展を続けてきました。

この基本的な方向をしっかりと受け継ぎながら、地方自治の原点に立ち、地域社会による自己決定・自己責任を基礎に、市民共同の誓いである市民憲章を基本理念としつつ、市民一人ひとりが人権を尊重し、いのちと健康を大切にするとともに、ゆとりとうるおいのある恵まれた環境の下、希望と生きがい満ち、満足感のある生活を営むことができる都市を目指します。

さらに、都市の新たな成長の段階として、市民が様々な分野での活動を通じて相互の豊かな交流とネットワークを育み、生き生きとした京田辺の個性ある文化を創造し、誇りを持って次代に継承していく、自立性と積極性に富んだ魅力的な地域社会を目指します。

*14 『田園都市』 19世紀末にイギリスの社会学者エベネザー＝ハワードが提唱した理想都市の構想。自然豊かで食糧自給率が高く、かつ工業などにより雇用が確保されるなど、都市と農村の両方の長所を兼ね備え、さらには中心都市とも幹線鉄道で結ばれた、利便性の高い都市。

京田辺市市民憲章

わたくしたちは、未来に向かって、明るく住みよい緑豊かなまちづくりを進めていくために、市民憲章を定めます。

わたくしたちは、自然環境をまもり、美しいまちづくりを進めます。

わたくしたちは、産業と生活をはぐくみ、快適な田園都市をめざします。

わたくしたちは、心のふれあう、健康で明るい福祉のまちを築きます。

わたくしたちは、歴史と文化を大切に、心豊かな人づくりに努めます。

わたくしたちは、世界と手をつなぎ、力を合わせて平和なまちをつくります。

(昭和41年10月1日制定)

2 基本方向

都市像の実現を目指したまちづくりの基本方向を次のように定めます。

(1) だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり

平和で、安全・安心に暮らせることは、市民が望む最も大切なまちの条件であり、健康で快適な暮らしを実現する基礎となるものです。

そのため、広く世界の人々との友好交流を通じて国際的な相互理解を深めるとともに、人々が心をかよわせ、互いの人権を大切にし、共に支えあい、安心して暮らせる地域社会づくりを目指します。さらに、子どもから高齢者までだれもが生涯にわたって健康に、安心して生活でき、犯罪や事故、災害などの不安がなく、人にやさしい環境の整ったまちづくりに取り組みます。

(2) 快適で活力にみちたまちづくり

大都市への利便性が高く、広域的な交通結節点としての機能を持つ本市の特性を最大限に生かし、環境にやさしく、快適で活力にみちた都市としての持続的な成長を確保することが、豊かな市民生活を営む上で重要です。

そのため、これまでに引き続いて市民生活を支える都市基盤を一層充実させ、利便性を高めていくとともに、ゆとりある快適な生活環境づくりや地球環境保全に取り組む地域社会づくりを目指します。また、本市の個性を生かし、環境に負荷をかけない産業の活発な展開を支えるとともに、市民の雇用の拡大につなげるまちづくりに取り組みます。

(3) 心にうるおいのあふれるまちづくり

豊かな緑を慈しみ、京田辺らしい文化が花開き、心にうるおいのあふれる生きがいにみちた市民生活を営むことができるまちづくりが重要です。

そのため、木津川や甘南備山をはじめとする自然を大切に守り、身近な緑を育てるとともに、うるおいのある美しい景観を創出します。さらに、未来を担う心豊かな京田辺っ子が育つとともに、市民がいきいきと集い、共に学び楽しむ中で、京田辺らしい文化を創出する希望にみちたまちづくりに取り組みます。

3 まちづくりの視点

都市像の実現を目指したまちづくりを進める上で常に踏まえるべき共通の視点を次のように定めま

す。

(1) 市民主役の視点

地域社会を動かし、次代を切り開くのは市民一人ひとりの活力であることから、住民自治の原則を踏まえ、市民主役の視点に立ってまちづくりを進めます。

そのため、市民、事業者、行政が市民生活やまちづくりに関わる情報を共有しながら、コミュニケーションを深めることにより、それぞれの役割と責任を明確にし、参画と協働によるまちづくりを推進します。

さらに、意欲と社会的な責任感を持ち、主体的にまちづくりに取り組む市民や各種団体が、創意と工夫を重ね、得意とするところを生かしながら、その力を一層発揮することのできる仕組みづくりを重視します。

(2) 交流・連携の視点

様々な交流が都市の魅力を高め、新たな可能性を生み出す源となることから、子どもから高齢者までの多世代にわたる交流や、市民、事業者、大学の学生や関係者など多彩な人々の交流、他都市との広域的な交流など、交流・連携を広げる視点に立ってまちづくりを進めます。

特に、市内に立地する同志社大学や同志社女子大学を、まちにとっての貴重な知的資源として位置付け、「地学連携*15」や「産学連携*16」の促進を通じて、「単に大学があるまち」から、「大学を積極的に生かしたまち」としての多面的な魅力を高めていきます。

また、関西文化学術研究都市の構成市町をはじめ、近隣自治体との広域的な交流・連携を強め、都市間の役割分担や効率化を図りながら、本市の個性を一層強めるまちづくりを進めます。

(3) 効率的な行財政運営の視点

行財政を取り巻く社会経済情勢が厳しさを増す中、多様化・高度化する市民ニーズに即した的確な行政サービスを提供しながら、限られた行財政の資源を効果的に活用する、効率的な行財政運営の視点に立ってまちづくりを進めます。

そのため、行政評価などを通じて施策や事業の目的と成果を明確にし、市民に開かれた透明性の高い行財政運営を進めることにより、市民への説明責任を果たすことを重視します。

さらに、最小の経費で最大の効果を発揮できる行財政体制への改革を積極的に推進するとともに、民間活力の積極的な活用やこれまで整備してきた既存の公共公益施設の有効活用などを進めます。

*15 『地学連携』 自治体や市民とそこに立地する大学などが連携し、地域振興などに取り組むこと。

*16 『産学連携』 企業と大学が連携し、共同研究などによる研究成果を新技術や新製品開発などに結びつけること。

第2章 都市フレーム

1 将来人口

昭和40年代半ば以降、高度経済成長の下で、大都市から周辺への同心円的な人口の移動が見られ、大都市近郊地域では住宅地開発が進み、人口が増加してきました。

今後は、少子化や高齢化の中で、わが国の人口がまもなく減少に転じることから、大都市近郊地域においても人口増加が鈍化し、あるいは人口減少に転じるものと見込まれます。

しかし本市は、自然環境に恵まれ、大都市に近接した利便性の高い立地条件を生かして、現在進められつつある松井山手駅周辺や三山木駅周辺、関西文化学術研究都市の南田辺地区などにおける計画的な住宅地開発を促進することで、将来的にも着実な人口増加が見込まれます。

今後、質の高い市街地整備による都市の持続的な成長を図りつつ、自然環境と調和し、自立性の高い都市づくりを目指すこととし、平成32年(2020)の人口フレームを8万人と設定します。

平成32年(2020) : 80,000人



2 土地利用構想

(1) 基本方針

都市像に定めた「緑豊かで健康な文化田園都市」を実現する上で土地利用はその基礎となるものです。土地は限られた貴重な資源であり、将来に引き継ぐべき大切な資産であることから、公共の福祉の観点に立ち、第2次京田辺市総合計画における方向づけを継承しながら、長期的な展望の下に計画的な土地利用を進めるものとします。

このため、本市の貴重な資源である甘南備山系などの自然や優良な農地の保全を図りながら、都市の持続的な成長を支え、快適な市民生活を営むことのできる良好な都市環境を備えた適切な規模の市街地を配置し、自然環境、人々の暮らし、都市機能が調和した土地利用を目指します。

その上で、中心市街地機能、学術研究機能、工業・流通機能、交流機能など、今後の本市の発展を先導する拠点的な都市機能を全市的な観点からの確に配置し、道路や公共交通の有機的なネットワークで結ぶことにより、市民の幅広い交流を促進し、市域の均衡ある発展を図ります。

(2) 都市構造

①土地利用ゾーン

市域を、概ね南北方向に平行して走る帯状の「土地利用ゾーン」の集合として捉え、それぞれの特性に即した土地利用を図ります。

【自然共生ゾーン】

本市の西に位置する甘南備山系や本市の東端を流れる木津川を自然共生ゾーンとし、人と自然の共生を育みます。

甘南備山系や普賢寺の山間部の地域では、農業生産の充実や災害からの安全性の確保などを図りながら、自然と共生した暮らしが営まれる地域の形成を図ります。

また、市民と山林所有者、行政の協働による自然環境の保全に取り組むとともに、人々が自然とふれあいながら散策や健康づくり、レクリエーションなどを楽しめる空間づくりを進めます。

木津川の河川敷と堤防については、水と緑の保全を基調としながら、親水性のあるレクリエーション空間としての利用を図ります。

さらに、こうしたレクリエーション空間や公園、緑地などを有機的に結ぶ水と緑のネットワークの形成を図ります。

【産業ゾーン】

木津川沿いに広がる優良な農地と工業地などで構成される地域を産業ゾーンとし、農業集落の住環境に配慮しながら、農地と工業地の調和のとれた配置や環境に負荷をかけない産業の振興などを通じて、自然と産業が調和した土地利用を図ります。

農地については、農業基盤の充実などにより、生産性の高い都市近郊農業の営まれる地域としての土地利用を図るとともに、工業地については、計画的な整備や企業誘致などを通じて、産業が活発に営まれる土地利用を図ります。

【市街地ゾーン】

甘南備山系などの自然共生ゾーンと産業ゾーンに囲まれたまとまりのある市街地の地域を市街地ゾーンとし、周辺の自然との調和や市街地内における自然の確保、ゆとりと魅力のある都市環境の形成を図りながら、住宅地や商業・業務地などがバランスよく配置された土地利用を進めます。

近鉄新田辺駅周辺をはじめとする中心市街地においては、都市の活性化や生活の利便性の向上に資する商業・業務地を適切に配置します。

丘陵部においては、ゆとりある住環境を備えた計画的な住宅地を配置するとともに、古くからの農業集落や既成市街地においては、生活道路などの身近な都市基盤が整った良好な住宅地としての土地利用を図ります。

市街地内の農地については、周辺の住環境と調和した良好な市街化を誘導するとともに、景観や防災などの観点から、必要な農地の計画的な保全を図ります。

また、将来的な人口の増加や都市基盤整備の状況を踏まえながら、適切な市街地の形成を図ります。

②都市機能エリア

本市の持続的な成長を支える都市の活力を生み出す拠点として、市街地の整備を図りつつ戦略的に都市機能を配置する「都市機能エリア」を定めます。

【中心市街地エリア】

近鉄新田辺駅及びJR京田辺駅周辺のエリア、JR松井山手駅周辺のエリア、近鉄及びJR三山木駅周辺のエリアの3つを中心市街地エリアとします。

近鉄新田辺駅及びJR京田辺駅周辺については、本市の中核的な拠点として、市の玄関口にふさわしい景観の形成を図りながら、広域的な観点に立った商業・業務・サービス機能などの集積と都市基盤の整備を図ります。

JR松井山手駅周辺については、本市の副次的な拠点として、統一感のある魅力的な景観の形成を図りながら、大阪都市圏への広がりを意識した、市北部地域の市民生活を支える商業・業務・サービス機能などの集積を図ります。

近鉄及びJR三山木駅周辺については、本市の副次的な拠点として、また関西文化学術研究都市の北の玄関口として、「大学を積極的に生かしたまち」のシンボルとなる景観の形成や土地区画整理事業による基盤整備を進めながら、市南部地域の市民生活を支える商業・業務・サービス機能などの集積を図ります。

【学術研究都市エリア】

関西文化学術研究都市の市内3つの地区を学術研究都市エリアとします。

田辺地区については、同志社大学や同志社女子大学を核とした学術研究機能や産学連携機能を充実させるとともに、周囲の自然環境と調和した景観の形成を図ります。

南田辺地区については、土地区画整理事業による自然と共生したゆとりある住宅地の整備を促進するとともに、学術研究機能など、社会経済情勢に対応した適切な都市機能の立地を促進します。

普賢寺地区については、うるおいのある自然環境を生かした学術研究機能の立地を促進します。

【工業・流通エリア】

京奈和自動車道田辺北インターチェンジに接する大住工業地区、同田辺西インターチェンジに接する田辺西工業地区、木津川沿いの草内工業地区などを工業・流通エリアとします。

広域幹線道路網の整備による立地条件の飛躍的な向上を踏まえ、産業の活性化と雇用確保の観点から、周辺の自然や農地、集落などと調和した工業・流通機能の拡充を図りながら、その集積を促進します。

【交流機能エリア】

京田辺市役所を核として、中央体育館やプールを含む田辺公園、中央公民館、消防署などの公共公益施設が集積する地区を交流機能エリアとします。

市域のほぼ中央部に位置する立地条件と、南北軸である山手幹線や東西軸である国道307号などの交通機能を生かして、市内各地から多くの市民が集い、憩い、交流する場として、多様な市民サービス機能の充実を図ります。

③都市軸

広域的な連携や市内の交通ネットワークの主軸となる道路や鉄道を「都市軸」として位置付けます。都市軸は、都市機能エリアを相互に結びつけ、国土交流軸ともつながりながら、本市の都市生活や産業活動を支える役割を果たします。

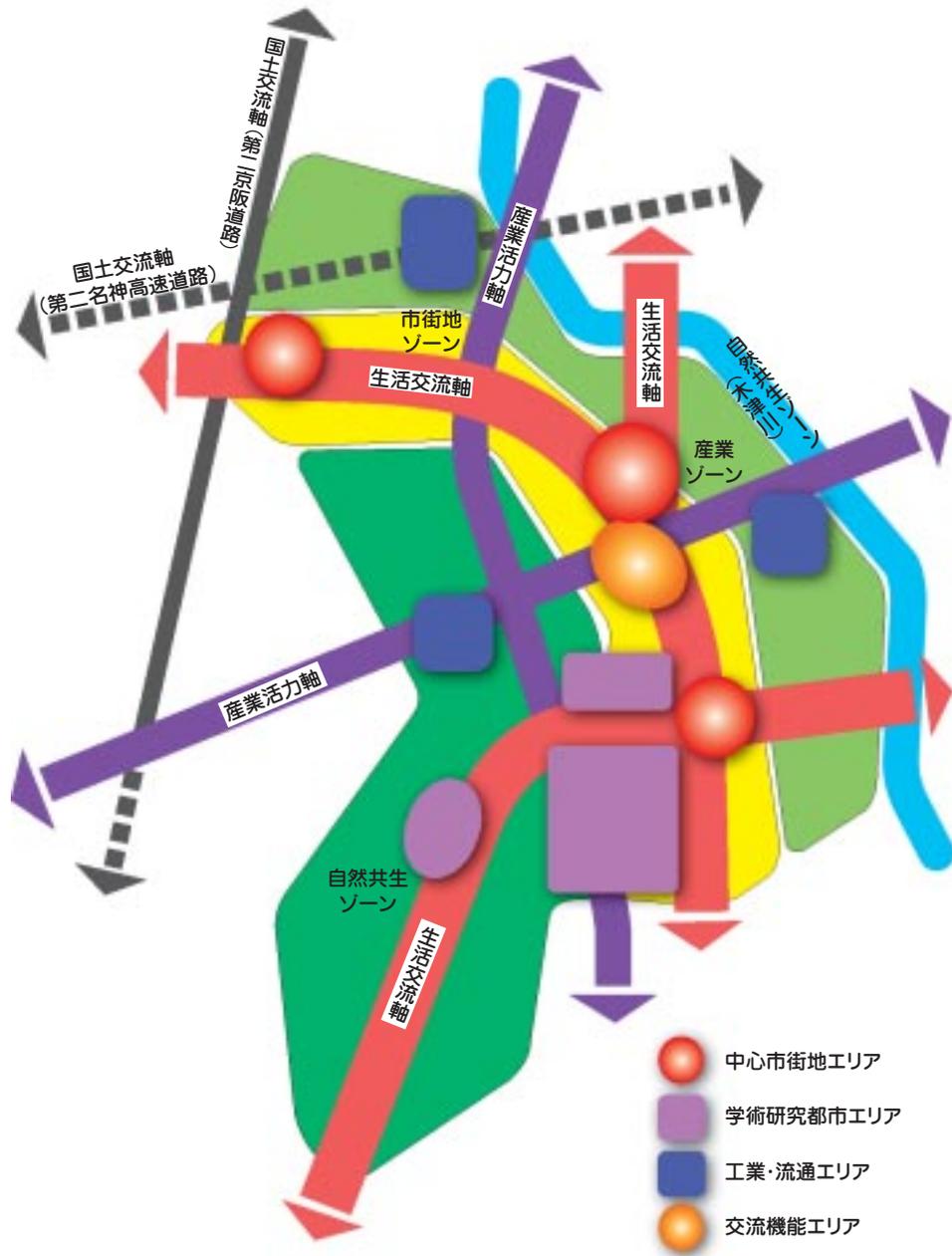
【生活交流軸】

市域は北部、中部、南部の3つの地域生活圏に分かれていることから、都市としての一体性を高め、各生活圏域間の市民の様々な交流を支えるため、近鉄及びJRの各鉄道、山手幹線、主要地方道八幡木津線、同生駒井手線などを主要な軸として、生活交流軸を形成します。

【産業活力軸】

今後とも計画的な整備が期待される第二名神高速道路や第二京阪道路と結びつく京奈和自動車道と国道307号を主要な軸として、市内の産業機能の有機的な連携と活性化に資する産業活力軸を形成します。

■土地利用構想図



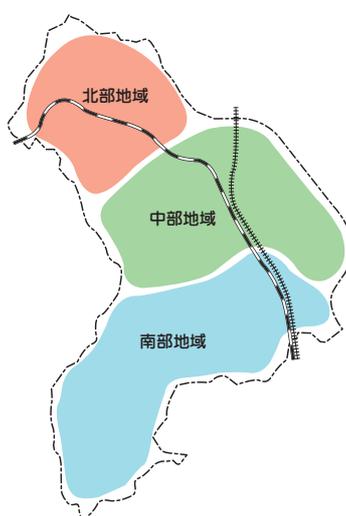
3 地域別のまちづくりの方向

道路や鉄道の整備による交通利便性の向上や生活様式の変化に伴い、市民の生活圏が広がってきていることを踏まえ、これまで以上に全市的かつ広域的な観点を重視し、都市のバランスのとれた成長や市民の交流の促進に資する骨格的な都市基盤の整備と効果的な都市機能の配置を進めるものとします。

その上で、北部、中部、南部の3つの地域生活圏それぞれが有する自然や歴史などの特色を生かしたまちづくりを進めます。

また、長い歴史を持つ集落のまとまりはなお強く、豊かな伝統文化や生活慣習が継承されていることから、コミュニティの単位として今後のまちづくりに適切に生かしていきます。

■ 地域生活圏



(1) 北部地域

北部地域においては、大住隼人舞などが伝承され歴史の薫る農業集落と、緑豊かな甘南備山系の山麓に計画的に整備された住宅地が共生するとともに、本市の活性化に資する工業地を備えた、調和のとれた地域生活圏の形成を図ります。

(2) 中部地域

中部地域においては、近鉄新田辺駅やJR京田辺駅などの交通拠点としての利便性を生かした商業、医療、公共サービスなどの都市機能が集積するとともに、木津川沿いには豊かな農地が広がり、甘南備山や酬恩庵一休寺などシンボリックな資源が大切に生かされた、交流を育む地域生活圏の形成を図ります。

(3) 南部地域

南部地域においては、関西文化学術研究都市にふさわしい学術研究機能などが立地するとともに、その北の玄関口としての機能を備えた魅力的な市街地と、緑深く歴史ある美しいたたずまいを見せる農業集落が調和した、表情豊かな地域生活圏の形成を図ります。

第3章 施策大綱

1 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり

(1) 心がかよいふれあうまち

市民が互いの人権を尊重し多様な価値観を認めあいながら地域社会に主体的に参画することを通じて、生き生きとした暮らしが息づく、「心がかよいふれあうまち」を目指してまちづくりを進めます。

そのため、市民による多様な交流活動や、世界の様々な都市や大学などとの友好交流を通じて多文化の相互理解を深めるとともに、在住外国人にも暮らしやすい環境を整えるなど、平和に貢献する世界に開かれたまちづくりに取り組みます。

また、子どもから高齢者まで一人ひとりの人権が尊重される社会を目指し、人権啓発や人権教育を積極的に進めるとともに、男女が対等なパートナーとして家庭、地域社会、職場などにおいて共に協力し、責任を負いながら、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会づくりを促進します。

さらに、様々な分野でのボランティアやNPOなどによる社会貢献を目的とした市民活動をはじめ、身近なコミュニティにおける住民自治やまちづくり活動などの市民による取り組みを支援します。

(2) 健やかで安心して暮らせるまち

すべての市民が世代を超えて支えあいながら、住み慣れた地域で生涯にわたって健康に、生きがいを持って生活できる、「健やかで安心して暮らせるまち」を目指してまちづくりを進めます。

そのため、心身の病気の予防を重視した生涯にわたる健康づくりを基本として、保健・医療・福祉のネットワークの強化を図りながら、ライフステージ*17に応じた相談体制や指導体制を充実するとともに、市民の健康増進に向けた活動を促進します。

また、地域福祉の活動拠点の充実を図りながら、市民相互の支えあいを大切にした福祉のまちづくりを促進します。

高齢者福祉については、高齢者が元気でいきいきと生活できるよう介護予防*18を重視するとともに、公・民の連携による在宅サービスや施設サービスなどの提供体制の充実を図ります。また、高齢者の知恵や経験を社会に生かす社会参加の機会の拡充や就労の場づくりを進めます。

障害者福祉については、障害の特性に応じた相談支援体制の強化や障害者施設の充実、在宅サービスの充実などを行うとともに、社会参加の機会の拡充や就労の場づくりを進めます。

児童福祉については、子どもを安心して生み育てることができ、子どもたちが健やかに育つ環境づくりに向け、保育や子育て支援体制の充実を図るとともに、子どもの成長を見守り支える地域社会づくりを進めます。

さらに、国民健康保険や国民年金の制度の理解を深める取り組みを進めるとともに、低所得者の自立を支援します。

*17 『ライフステージ』 人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

*18 『介護予防』 できる限り介護が必要な状態にならないよう、また、介護状態を悪化させないようにすること。

(3) 安全で人にやさしいまち

豊かな暮らしの基盤として欠くことのできない安全の確保に向け、犯罪や事故、災害などに対して不安のない、「安全で人にやさしいまち」を目指してまちづくりを進めます。

そのため、「自助・共助・公助^{*19}」の観点の基本として、適切な情報提供を通じた市民の防災意識の高揚や自主的な防災の取り組みを促進するとともに、震災や風水害、土砂災害などの自然災害に備え、防災体制の強化を図りながら、公共公益施設の耐震化など防災対策の充実を進めます。また、災害や事故などに対応する危機管理体制の強化を図ります。

河川については、水害からの安全性の確保に向け、木津川や天井川の改修、内水排除対策^{*20}を促進するとともに、市街地における浸水被害の防止を目的とした小河川や水路の改修などを進めます。

消防・救急については、火災や緊急時における迅速な対応が可能な体制の強化を図ります。

市民、行政、警察の連携の下、交通事故の防止に向けた市民意識啓発や交通安全施設の整備など交通安全対策を進めるとともに、犯罪の起こりにくい環境づくりや地域における防犯体制の充実を進めます。

また、市民、事業者、行政の連携により、道路や公共交通、建築物などの総合的なバリアフリー化を進めます。

さらに、消費者を取り巻くトラブルが複雑化・多様化する中、適切な情報提供や相談体制などを充実するとともに、「食の安全・安心」の確保に向けた生産者や消費者の意識啓発などに取り組みます。

*19 『自助・共助・公助』 市民が自らの責任で行うことを「自助」、市民同士の助け合いを「共助」として、これらで解決できないことを行政が「公助」として担う。

*20 『内水排除対策』 大雨によって河川の水位が上昇し、市街地に降った雨（内水）がうまく流れなくなることで生じる水害を防ぐため、ポンプ場を設置して堤内にたまった水を川に揚げたり、雨水管渠を整備してスムーズに雨水を排除すること。

2 快適で活力にみちたまちづくり

(1) 調和のとれた便利なまち

職・住・学・遊の都市機能がバランスよく配置され、市民の移動や交流を支える都市基盤が整い、市民の日常生活に関するサービスや、質の高い都市的なサービスの充実した、「調和のとれた便利なまち」を目指してまちづくりを進めます。

そのため、土地利用構想に基づき、各種制度を活用し、自然環境と調和した計画的な土地利用を図ります。

また、関西文化学術研究都市の北の玄関口となる三山木駅周辺をはじめ、必要な鉄道駅周辺において市街地の計画的な基盤整備を進めるとともに、学術研究都市エリアの南田辺地区及び普賢寺地区における基盤や施設の整備を促進するほか、民間開発においては、ゆとりある住環境の確保を誘導します。さらに、市役所周辺の交流機能エリアにおいては、市民が集い、憩い、交流する場としての施設整備や多様な市民サービス機能の充実を図ります。

道路については、広域的な交通利便性を高める第二名神高速道路や第二京阪道路の全線整備を促進するとともに、山手幹線をはじめとする幹線道路や準幹線道路の整備による道路ネットワークの強化を進めます。

公共交通については、JR片町線（学研都市線）の輸送力の増強、近鉄京都線の輸送サービスの向上を促進するとともに、利用者のニーズに即した路線バス網の充実などを促進します。また、駅周辺において、交通結節点としての機能の向上に資する駐停車場や駐輪場の整備を促進します。

(2) 快適で住みよいまち

住まいをとりまく身近な住環境が良好で、生活を支える基盤が整った、「快適で住みよいまち」を目指してまちづくりを進めます。

そのため、市街地の特性に応じたゆとりある快適な住環境の維持・創出に向け、地区の住民による自主的な建築や開発のルールづくりの取り組みを促進するとともに、コミュニティ道路の整備や狭あい道路の拡幅など、生活道路の改善により住みよいまちづくりを進めます。

また、市民の自主的な美化活動を促進するとともに、大気や水質などへの環境汚染や不法投棄などの防止に向けた関係機関の連携による監視体制の強化を図ります。

さらに、地球環境保全に向けた市民や事業者の意識啓発を通じて、省エネルギーの普及や新エネルギー*21の導入促進、日常生活や事業活動におけるごみ減量化や省資源化に向けた3Rの促進など、環境への負荷を軽減する取り組みを進めるとともに、廃棄物の適正処理に努めます。

市民生活を支える上水道や下水道などの供給処理施設については、施設の計画的な整備や維持管理を進めるとともに、安定的なサービスの提供に向けた経営に努めます。

*21 『新エネルギー』 環境にやさしいエネルギーで、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、燃料電池などがあげられる。

(3) 活力とにぎわいのあるまち

自然の恵み、歴史的に継承されてきた文化、知的資源である同志社大学や同志社女子大学など、本市の資源を生かしながら、多様な交流や連携を通じて産業が活発に展開し、市民の安定した雇用が確保される、「活力とにぎわいのあるまち」を目指してまちづくりを進めます。

そのため、大都市近郊という条件を生かした農業の持続的な発展に向け、玉露をはじめとする特産品についての積極的なPRなどを通じた高付加価値化や農業経営の充実への取り組みを支援するとともに、地産地消*²²や市民農園、体験農業などの多様な取り組みを促進します。さらに、農業後継者や営農組織の育成、経営の多角化を促進するとともに、農業基盤の整備を進めます。

商業については、生活利便性の向上やにぎわいづくりに向け、中心市街地への魅力ある商業機能の集積を促進し、事業者によるまちの活性化への取り組みを支援するとともに、工業については、周辺環境に配慮した事業用地を確保し、環境に負荷をかけない活力のある企業の誘致を図ります。また、企業間の連携強化の促進や、中小事業者の経営活性化に向けた取り組みを支援します。

観光については、豊かな自然や歴史・文化資源のPR、周辺環境整備などを進め、観光資源としての魅力を高めるとともに、近隣自治体などと連携した広域的な観光振興に取り組みます。

さらに、次代の本市を担う産業の育成に向けた産学連携の仕組みづくりを進め、新産業の創出を支援するとともに、市内産業の競争力の向上や新分野への展開を促進するほか、学術研究都市エリアにおける拠点づくりを進めます。

こうした取り組みを通じて、市内における新たな就労の場の創出や安定的な雇用の確保を図り、勤労者が安心して働け、豊かさが実感できるまちづくりを進めます。

*22 『地産地消』 地域で生産されたものをその地域で消費すること。

3 心にうるおいのあふれるまちづくり

(1) 自然と共生する美しいまち

木津川や甘南備山の自然、田園環境、まちなかの緑など、かけがえのない自然を守り育てるとともに、市民、事業者、行政が地球環境保全への理解を深めながら行動する、「自然と共生する美しいまち」を目指してまちづくりを進めます。

そのため、本市のシンボルともいえる甘南備山をはじめとする山々の緑や自然景観の保全・再生に向けた仕組みづくりに取り組むとともに、市民と山林所有者との協働による里山の保全・育成や、自然体験活動などを支援します。また、まちなかの緑化を促進します。

都市景観については、本市の個性を生かした美しいまちづくりを重視し、住宅地や農業集落、伝統的なまちなみなどその特性に応じて、自然と調和したうるおいのある景観の保全や創出に取り組みます。

また、市民のニーズに即した都市公園の計画的な整備や、天井川の改修に伴う緑地を活用した水と緑のネットワークづくりを進めるとともに、市民の参画を得ながら身近な公園や緑地の充実に向けた取り組みを進めます。

(2) 心豊かな人を育てるまち

多様な体験を通じて豊かな心と思いやりが生まれ、未来を担い、世界に羽ばたく京田辺っ子が育つとともに、市民が集い、共に学びながら、まちを愛する心がふくらむ、「心豊かな人を育てるまち」を目指してまちづくりを進めます。

そのため、幼稚園教育においては、幼児の心身の健全な発達を促す教育の充実を図ります。また、小・中学校教育においては、心豊かな人間性の育成と基礎学力の定着に向けた教育を基本として、国際化、高度情報化などの時代変化を踏まえた教育内容や個に応じた指導*23など教育体制の充実を図るとともに、教育施設や設備の充実を進めます。さらに、学校、家庭、地域の連携による教育環境の整備や青少年の健全育成の取り組みを促進します。

生涯学習については、「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」学べる多様な学習機会を充実し、担い手となる人材の育成や生涯学習の拠点機能の充実を図ります。

また、市内の多彩な文化財や古くから培われてきた伝統文化を広く国内外に紹介しながら、その保存・継承を図るとともに、市民や各種団体などによる自主的な文化活動やイベント活動への支援を通じて、京田辺らしい文化の創造に努めます。

さらに、体力や年齢、意欲に応じて、市民のだれもが身近にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向け、スポーツ・レクリエーション機会を拡充し、自主的なスポーツ組織の活動を支援するとともに、活動拠点の充実を図ります。

*23 『個に応じた指導』 一人ひとりを大切にしたきめ細かな指導。

基本計画

第1章 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり

第2章 快適で活力にみちたまちづくり

第3章 心にうるおいのあふれるまちづくり

第4章 まちづくりの推進に向けて

凡例（本文中の記号）

◆主な事業
☆再掲先

●基本計画●

第1章
だれもが安全・安心に
暮らせるまちづくり

第1章 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり

第1節 心がかよいふれあうまち

1 平和・友好交流

基本方針

国際化の進展によって世界の異なる文化と接する機会が多くなり、また、世界各地で紛争が絶えない今日、市民一人ひとりが平和を大切にし、異なる文化への相互理解を深めることが必要となっています。そのため、世界平和に向けた市民意識の高揚を図るとともに、国際理解教育や国際交流の機会づくりなどを通じて市民の国際感覚の醸成に努めます。また、外国人が暮らしやすい世界に開かれたまちづくりを進めます。

施策体系

平和・友好交流

- (1) 平和都市の推進
- (2) 国際理解教育の推進
- (3) 国際交流の促進
- (4) 世界に開かれたまちづくりの推進

施策

(1) 平和都市の推進

世界平和の実現は人類共通の願いです。そのため、平和の尊さを市民一人ひとりが認識し、後世に伝えることのできる取り組みを進めます。

- 平和都市推進協議会との連携を図りながら、国際平和への貢献や平和意識の高揚を図ります。

◆平和への意識啓発

(2) 国際理解教育の推進

外国の文化や慣習、言葉などを理解し、協調し合うことができるよう、学校教育や社会教育を通じて国際理解教育を推進します。

- 小・中学校等において、外国の歴史・文化・言語を学ぶ機会の充実に努めます。

◆小・中学校等における国際理解教育の充実
☆「小・中学校教育」p.118(3)

- 各種講座における外国語学習や大学・企業を訪れる外国人との交流など、社会教育における国際理解教育の推進を図ります。

◆社会教育における国際理解教育の推進

(3) 国際交流の促進

市民による国際交流の取り組みを促進するため、市内の国際交流団体の活動を支援するとともに、多文化交流の機会づくりや海外都市との友好交流を進めます。

- 市民の自主的な国際交流活動を促進するため、京田辺国際交流協会を通じた活動を支援します。

◆国際交流団体の活動支援

- 国際交流団体と連携を図りながら、多文化交流の機会づくりや交流情報の提供に努めます。

◆多文化交流の機会づくり・情報提供

- ホームスティの受入れや外国での交流体験など、草の根交流の支援を図ります。

◆国際交流体験の支援

- 海外の子どもや留学生との交流を通じて、幼少期から多文化に触れることのできる機会づくりに努めます。

◆海外都市等との友好交流

- 関西文化学術研究都市の構成市町や同志社大学・同志社女子大学などの関係機関と連携し、国際交流の促進に向けた広域的なネットワークの形成を図ります。

◆近隣市町や大学等と連携した広域ネットワークの形成

(4) 世界に開かれたまちづくりの推進

在住外国人や留学生などにとって住みやすいまちとなるため、日常生活の支援体制の充実を図るとともに、来訪者などに親しみやすい社会環境づくりに努めます。

- 日常生活の情報提供やボランティアの育成を通じて、市内在住外国人や留学生のサポート体制を充実します。

◆サポート体制の充実

- 公共施設における外国語表示を推進するとともに、外国語による情報発信の充実を図ります。

◆公共施設における外国語表示の推進
◆市ホームページの外国語表示の充実



平和のつどい・平和展



英語のおはなし会

2 人権尊重

基本方針

今日なお解決すべき様々な人権問題が残され、また一方で情報化などを背景とした新たな人権問題も生じている中で、子どもから高齢者まで市民一人ひとりの人権が尊重される地域社会を築くことが必要です。そのため、人権意識の高揚を図るとともに、生涯を通じて人権の大切さを学ぶ人権教育を推進しながら、人権擁護体制を充実します。

施策体系



施策

(1) 人権啓発の推進

人権は、市民一人ひとりの意識によって守られ、尊重されるべきものです。そのため、人権に関わる研修会や参加体験型人権学習などの様々な機会を通じて、互いを理解し合い、尊重し合う、人権意識の啓発に努めます。

- 研修会や参加体験型人権学習などの様々な機会を通じて、人権意識の啓発を図ります。

◆人権意識の啓発

(2) 人権教育の推進

生涯を通じて基本的人権についての正しい理解と認識を培うことのできるよう、学校教育や社会教育において人権の大切さを学ぶ人権教育を推進します。

- 子どもの人権意識の向上に向け、小・中学校等における人権教育を推進します。

◆小・中学校等における人権教育の推進
☆「小・中学校教育」p.118(2)

- 生涯にわたる人権意識の啓発に向け、社会教育における人権に関する学習機会の充実を図ります。

◆社会教育における人権学習機会の充実

(3) 人権擁護体制の充実

人権侵害の防止や早期発見のため、多様な人権問題に関わる擁護体制や相談体制の充実を図ります。

- 身近な人権の問題に関して人権擁護委員や行政相談委員などに気軽に相談のできる機会づくりを進めます。

◆なやみごと相談

- 法律問題に関して専門家の助言を受けられる機会づくりを進めます。

◆身近な法律相談

(4) 様々な人権問題に対応する施策の推進

同和問題の解決をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、特定の疾病患者など、あらゆる人々の人権に関する問題の解決に向けた取り組みを推進します。

- 同和問題の解決に向け、引き続き差別意識を解消する取り組みを推進します。

◆同和問題への取り組み

- 家庭・職場・地域における女性の人権尊重、女性に対する暴力の根絶などを目指した取り組みを推進します。

◆女性の人権尊重
☆「男女共同参画」p.46(2)

- いじめや児童虐待など、子どもの人権問題の解決に向けた取り組みを推進します。

◆子どもの人権尊重
☆「児童福祉」p.59・60(3)

- 寝たきりや認知症の高齢者に対する人権擁護や、虐待防止に向けた取り組みを推進します。

◆高齢者の人権尊重
☆「高齢者福祉」p.54(3)

- ノーマライゼーション*²⁴への意識啓発と、障害に対する誤解や偏見などから生じる人権侵害の防止に向けた取り組みを推進します。

◆障害のある人の人権尊重
☆「障害者福祉」p.57(2)

- 国境を越え、多様な文化や慣習を理解し合う、共生社会に向けた取り組みを推進します。

◆外国人の人権尊重

- エイズやハンセン病などに対する正しい知識の普及や偏見・差別の根絶に向けた取り組みを推進します。

◆疾病患者等の人権尊重

- インターネット上における誹謗中傷やプライバシーの侵害をはじめ、様々な人権問題の解決に向けた取り組みを推進します。

◆様々な人権問題への対応

*24 『ノーマライゼーション』 高齢者や障害者など、すべての人が社会の中で普通の生活や活動をできるようにすること。

3 男女共同参画

基本方針

わが国においては、男女平等に向けた取り組みが進められるとともに、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化などによる社会経済の急速な変化に対応するため、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して様々な取り組みが進められています。こうした中で、本市においても男女がともに輝いていくことのできる地域社会の構築に向けて、市民への意識啓発を図り、職場・家庭・地域における男女共同参画への取り組みを促進するとともに、全市的な推進体制の強化を図ります。

施策体系



施策

(1) 男女共同参画社会に向けた意識啓発

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりの意識を変えることが重要です。そのため、あらゆるイベントや学習機会などを通じた意識啓発に努めます。

○社会的・文化的につくりだされた性別意識の変革や女性に対する暴力の根絶に向けて、各種広報や啓発イベント、研修などの充実を図ります。



◆各種広報、啓発イベント、研修等の充実

○家庭や地域社会における意識啓発に向け、講座の開設など、学習機会の充実を図ります。



◆学習機会の充実

(2) 職場・家庭・地域における男女共同参画の促進

性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる職場環境、男女がともに家事・育児・介護を担う家庭、多様な価値観や生き方が尊重される地域社会の実現に向け、身近な生活における男女共同参画への取り組みを促進します。

- 女性が幅広い分野で活躍できるよう、女性の職業能力開発や能力発揮支援、再就職希望者に対する支援を図ります。
▶ ◆女性の能力発揮支援
- 働く男女がともに職業生活と家庭生活を両立できる仕組みづくりや環境づくりを促進します。
▶ ◆職業生活と家庭生活の両立支援
- 市民活動での男女共同参画に向けた取り組みを支援します。
▶ ◆市民活動での男女共同参画
- 女性の持つ不安や悩みなどを気軽に相談できる体制の充実を図ります。
▶ ◆女性の相談室
☆「人権尊重」p.44(4)
- 関係機関と連携し、DV*25被害者の支援体制の整備を図ります。
▶ ◆DV被害者の支援体制の整備

(3) 男女共同参画の推進体制の強化

男女共同参画社会を実現していくためには、男女が活動しやすい社会の仕組みや環境をつくっていくことが必要です。そのため、社会情勢の変化に対応しながら男女共同参画を計画的に推進する体制の強化を図ります。

- 男女共同参画計画を総合的に推進するとともに、計画を実効あるものとするため、(仮称)男女共同参画推進条例の制定を検討します。
▶ ◆男女共同参画計画の改定
◆(仮称)男女共同参画推進条例の制定
- 男女共同参画を効果的に推進するため、市民組織や関係機関との連携を強化します。
▶ ◆市民組織や関係機関との連携強化
- 各種審議会等への女性委員の登用率の拡大を進め、政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。
▶ ◆政策・方針決定過程への女性参画の推進
- 男女共同参画社会の実現に向けた市民活動の中核拠点機能の整備を進めます。
▶ ◆(仮称)男女共同参画センター機能の整備
- 男女共同参画の推進にかかわる提言や助言などを行う京田辺市男女共同参画推進懇話会の機能の充実を図ります。
▶ ◆京田辺市男女共同参画推進懇話会の機能充実
- 男女共同参画の広域的な推進に向け、京都府や近隣自治体との連携の強化を図ります。
▶ ◆京都府や近隣自治体との連携強化

*25 【DV】 Domestic Violenceの略。夫や恋人など、親密な関係にある人・配偶者などから受ける暴力のこと。

4 コミュニティ活動・市民活動

基本方針

地域社会を取り巻く環境が大きく変化をする中、防犯や防災、地域福祉など様々な課題を解決していく上で、区・自治会などのコミュニティ*26組織は重要な役割を担います。また、今日、個性と活力にあふれる市民の活動はまちづくりには欠かせないものとなりつつあります。そのため、コミュニティ活動などを支援するとともに、ボランティアやNPOをはじめとする様々な市民活動を支援します。また、団体間の幅広い協働の取り組みを促進します。

施策体系

コミュニティ活動・市民活動

(1) コミュニティ活動の支援

(2) 市民活動の支援

(3) 活動拠点づくり

施策

(1) コミュニティ活動の支援

人と人のつながりを一層深め、住みよい地域社会を築き上げていくため、地域社会を構成する最も基礎的な単位である区・自治会におけるコミュニティ活動を支援します。

○コミュニティ組織である区・自治会活動の振興を図ります。

◆コミュニティ活動の振興

(2) 市民活動の支援

市民によるいきいきとした活動が、活力のあるまちをつくれます。そのため、市民が様々な活動に参加するきっかけづくりや活動のすそ野を広げる機会づくりを進めるとともに、ボランティア活動やNPO活動を支援します。

○ボランティア・NPO活動への参加意識の高揚を図るとともに、各種講座や研修の開催を通じてボランティアの育成を図ります。

◆ボランティア育成

*26 『コミュニティ』 地縁社会。地縁組織。(なお、近年では、「インターネットコミュニティ」「テーマ型コミュニティ」など地縁性のない共同体についても「コミュニティ」の語が用いられるようになっているが、本計画では区・自治会に代表される地縁的な組織に限定して用いている。)

○市民活動に関する情報提供や活動の機会づくりなどを推進し、市民活動を支援します。



◆ボランティア活動の支援
◆NPO活動の支援

○地域社会の活性化に向け、経済、産業、文化、観光などの様々な分野で積極的な活動を行う団体を支援します。



◆ふるさと活性化活動の支援

(3) 活動拠点づくり

住民センターや地区公民館は市民活動やコミュニティ活動の拠点としての役割を果たしていることから、様々な活動の活性化を図るため、住民センターの整備・充実の検討や地区公民館の施設整備支援を進めます。

○南部地域の市民活動の活性化に向け、文化活動等の拠点機能を備えた南部住民センターの整備について検討します。



◆南部住民センターの整備検討
☆「生涯学習」p.122(3)

○コミュニティ活動の拠点となる地区公民館の施設整備を支援します。



◆地区公民館の施設整備の支援

第2節 健やかで安心して暮らせるまち

1 健康づくり

基本方針

健康づくりや地域医療に対する市民のニーズは極めて高く、市民が生涯を心身ともに健康で暮らせる環境づくりが重要となっています。そのため、健康づくりを基礎として、ライフステージに応じた疾病の予防や早期発見、早期治療などができる健康管理を促進します。さらに、関係機関の連携により保健・医療体制の充実に努めます。

施策体系



施策

(1) 健康づくりの促進

市民一人ひとりが自らの健康を守る意識を持って日常的に健康づくりに取り組むことができるよう、心身の健康に関する知識の普及や健康づくりへの参加機会の充実に努めます。

○健康教室の開催や情報提供などを通じて、世代に応じた健康づくりの意識啓発を図ります。



◆健康づくりの意識啓発

○食生活に関する正しい知識の普及に加え、妊娠期を含む乳幼児からの食生活を大切にする教育を進めます。



◆食育^{*27}の推進

☆「児童福祉」p.58(1)
☆「小・中学校教育」p.118(2)

○こころの病に関する正しい知識の普及啓発と、精神的ストレス等に関して気軽に相談できる機会づくりを進めます。



◆こころの健康の啓発・相談

○様々な運動を通じた健康づくりの普及に努めるとともに、市民の健康づくり活動などを支援します。



◆運動を通じた健康づくりの普及
◆健康づくり活動の支援
☆「社会保障」p.61(2)
◆京田辺市食生活改善推進員協議会の会員養成及び活動の支援

*27 『食育』 食の教育。一人ひとりが食について考え、望ましい食習慣を作り上げる能力を培うことを目的として、食品の安全性、栄養をバランスよく摂るための食品の選び方や組み合わせ方などを教えること。

(2) 健康管理の促進

疾病の予防には日常的な健康管理が不可欠です。そのため、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じた健診や健康相談の充実を図ります。

○母子の健康増進に向け、定期健診や健康相談、健康教室の開催、育児支援などを進めます。

◆母子保健事業の充実

○成・老人の健康増進や健康寿命の延伸に向け、各種健診や健康教室、健康相談などによる疾病の予防、早期発見・治療、心身機能の回復等を促進します。

◆成・老人保健の促進
◆人間ドック等の健康診断の促進
◆難病患者等の支援

○歯の健康づくりに向け、世代に応じた歯の健康保持に関する知識の普及や歯科検診を進めます。

◆歯の健康の啓発
◆歯科検診の推進

(3) 地域医療体制の充実

市民が安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の関係機関のネットワークによる医療サービスの充実を図るとともに、緊急時に対応できる医療体制の確保を図ります。

○市民の健康保持を効果的に推進するため、保健・医療・福祉の関係機関の連携を強め、医療サービスの充実を図ります。

◆保健・医療・福祉のネットワーク体制の強化

○休日や夜間の医療体制の充実や災害時に対応できる医療体制の確保を図ります。

◆救急医療体制の充実
◆災害時における医療体制の確保

○救急・救命医療に必要な血液等を確保するため、献血やドナー登録*28を促進します。

◆献血の促進
◆ドナー登録の促進

(4) 感染症対策の推進

これまで知られていなかった細菌やウイルスによる感染症が市民生活に脅威・不安を与えるようになってきました。そのため、感染症の予防を図るとともに、発生時に迅速に対応できる体制を強化します。

○感染症の発生や蔓延を防ぐため、各種予防接種の充実を図ります。

◆各種予防接種の充実

○感染症の防止に向けた意識啓発を図ります。

◆感染症の防止に向けた意識啓発

○感染症の発生時に迅速に対応できる体制の強化に努めます。

◆感染症蔓延防止の体制強化

*28 『ドナー登録』 ドナーとは「提供者」の意味で、移植が必要な人に対して臓器や骨髄、角膜などの提供を申し出て、登録するもの。

2 地域福祉

基本方針

本市では、きめ細かい福祉サービスの提供や施設整備などを進め、福祉の充実を図ってきましたが、今後とも、住み慣れた地域で市民が生涯を安全に、安心して暮らせるよう、身近な地域で市民が互いに支えあい、助けあう地域福祉活動を促進するとともに、活動を支える体制や地域福祉の拠点の整備を進めます。

施策体系



施策

(1) 地域ぐるみの福祉のまちづくり

住み慣れた地域で生涯を安全に、安心して暮らしていくためには、人と人の相互の信頼と助けあいが不可欠であり、地域の福祉力を高めるため、地域福祉計画に基づく地域ぐるみの福祉のまちづくりを推進します。

○高齢者や子ども、障害のある人など、支援が必要な人に対する市民主体の相互扶助の仕組みづくりを推進します。

◆地域で支えあう仕組みづくり

○地域コミュニティやNPO・ボランティアをはじめ関係団体・組織など、地域における社会資源の連携強化とその支援に努めます。

◆地域コミュニティや関係団体の連携強化

○市民の福祉意識の高揚を図るため、啓発活動を推進するとともに、担い手の育成を推進します。

◆啓発活動・人材育成の推進

(2) 地域福祉の推進体制の充実

地域福祉を推進するためには、社会福祉協議会や民生児童委員協議会など関係団体の活動が大きな役割を果たすことから、その運営や活動を支援します。

○地域福祉の推進に中心的な役割を担う社会福祉協議会の運営強化を促進するとともに、活動支援に努めます。



◆社会福祉協議会の運営支援

○地域福祉に関する民間の活動・行動の指針となる社会福祉協議会の地域福祉活動計画策定への取り組みを支援します。



◆地域福祉活動計画策定支援

○小地域における福祉の担い手である民生児童委員の活動を支援します。



◆民生児童委員の活動支援

○認知症や知的障害、精神障害などにより財産管理や福祉サービス契約が困難な人が安心して生活を送れるよう、成年後見制度*29の活用等による権利擁護に努めます。



◆高齢者等の権利擁護

(3) 地域福祉活動拠点の充実

地域福祉活動の中核的拠点としての役割を担う社会福祉センターの機能強化を図るとともに、地域における身近な活動拠点の整備に努めます。

○ボランティア活動をはじめ地域福祉活動の促進に向け、拠点となる社会福祉センターの機能強化を図ります。



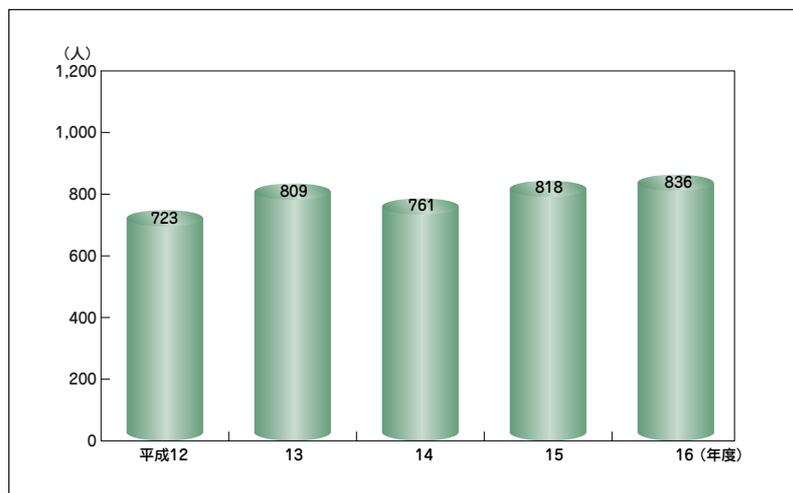
◆社会福祉センターの機能強化

○既存施設を有効活用し、各地域における地域福祉活動の拠点づくりを進めます。



◆地域福祉活動の拠点づくり

■社会福祉協議会へのボランティア登録者数



(資料) 京田辺市統計書

*29 『成年後見制度』 精神上的の障害などにより、判断能力が十分でない人が不利な契約を結んでしまわないように、定められた人が判断能力を補ったり、保護したりすることで、本人を不利益から守る制度。

3 高齢者福祉

基本方針

本市の高齢化率は相対的に低いものの、今後は徐々に上昇していくものと見込まれます。このような長寿社会において、高齢者が生涯を不安なく、生きがいを持って住み続けることができる地域社会を形成するためには、介護を必要とする高齢者を地域全体で支えていく仕組みづくりを進め、在宅介護や施設介護の提供体制を整備するとともに、高齢者の生きがいを育むため、社会参加機会の充実に努めます。

施策体系



施策

(1) 高齢者の在宅介護の充実と介護予防の推進

介護が必要な高齢者に対して、ニーズに応じた介護サービスを提供していくことが必要です。そのため、訪問・通所介護や認知症対策など介護保険制度の充実を図り、きめ細かな介護・支援が提供できる仕組みづくりを進めるとともに、介護予防への取り組みを推進します。

○在宅介護の支援に向け、訪問介護や通所介護など介護保険在宅サービスの充実を図るとともに、地域密着型介護サービスの計画的な整備を促進します。

◆在宅介護の充実
◆地域密着型介護サービスの整備促進

○日常生活の支援に向け、用具の給付や住宅改修など介護保険以外の在宅サービスの充実を図ります。

◆日常生活の支援

○短期入所サービスや家族介護用品の支給など、家族介護への支援を図ります。

◆家族介護の支援

○認知症の高齢者の支援に向け、身体のケアと認知症のケアをあわせた、きめ細かい介護・支援を推進します。

◆認知症の高齢者に対するきめ細かいサービス体系の構築

- 高齢者の自立能力の維持・向上を図るため、介護予防を推進するとともに、サービスの円滑な利用に向けた介護予防プランの作成など、介護予防マネジメント*30の確立に努めます。

◆介護予防の推進
◆介護予防マネジメントの確立

(2) 高齢者福祉施設の充実促進

施設入所が必要な高齢者のニーズに対応するため、介護老人福祉施設や保健・医療施設の整備を促進するとともに、施設で提供される介護サービスの充実を促進します。

- 高齢者保健福祉計画に基づいて介護老人福祉施設や保健・医療施設の整備を促進します。
- 介護老人福祉施設や保健・医療施設における介護サービスの充実を促進します。

◆介護老人福祉施設や保健・医療施設の整備促進

◆介護老人福祉施設や保健・医療施設における介護サービスの充実促進

(3) 高齢者の社会参加機会の充実

高齢者が生きがいを持って生涯をいきいきと暮らしていくことができるよう、老人クラブなどにおける活動の支援や就労機会の確保などを通じて、高齢者の社会参加機会の充実を図ります。

- 高齢者の生きがいづくりに向け、社会奉仕活動や友愛訪問活動などの老人クラブの活動を支援します。
- 高齢者の就労機会の確保に向け、シルバー人材センターの事業運営を支援するとともに、民間企業の高齢者雇用を促進します。
- 高齢者の生きがいづくりに向け、多世代交流の機会づくりなどに努めます。
- 高齢者のスポーツ教室の開催やスポーツ団体の活動を支援するなど、高齢者スポーツ活動の振興を図ります。
- 寝たきりや認知症の高齢者に対する人権擁護や、虐待防止に向けた啓発に取り組みます。

◆老人クラブの活動支援

◆シルバー人材センターの事業運営支援
☆「雇用促進・勤労者福祉」p.106(1)
◆高齢者雇用の促進

◆多世代交流の機会づくり
☆「児童福祉」p.60(3)
☆「交流・連携の推進」p.131(1)

◆高齢者スポーツ活動の振興
☆「スポーツ・レクリエーション」p.126(1)

◆高齢者の人権尊重
☆「人権尊重」p.44(4)

*30 『介護予防マネジメント』 要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態の予防を行う「介護予防」の調整を行うこと。

(4) 高齢者福祉の推進体制の充実

介護や支援が必要な高齢者は、家庭だけでなく、地域全体で支えていくことも必要です。そのため、福祉や医療での関係機関の連携を進めながら、高齢者を支える総合的な体制の充実を図ります。

○総合的な介護の推進に向け、高齢者福祉に関わる各種団体との連携を強化し、介護と医療のサービス間の連携を進めます。

◆社会福祉関連団体等との連携強化
◆介護と医療のサービス間の連携

○南部地域における老人福祉センターの整備を検討します。

◆南部老人福祉センターの整備検討

○地域における総合的な相談・ケアマネジメント*³¹を担う地域包括支援センター*³²の創設を進めます。

◆地域包括支援センターの創設



大住ふれあいセンター（老人福祉センター宝生苑・大住児童館）

*31 『ケアマネジメント』 複数の介護ニーズを持つ高齢者や障害者のために、一人ひとりのニーズを総合的に評価し、介護サービスの調整を行うこと。

*32 『地域包括支援センター』 ①総合的な相談窓口機能②介護予防マネジメント③包括的・継続的マネジメントの支援の機能を持つ中核機関

4 障害者福祉

基本方針

障害のある人やその家族が不安なく、生きがいを持って住み続けられるよう、障害の重さや特性に応じたきめ細かな在宅サービスや施設サービスの充実を図り、社会参加や就労のできる仕組みづくりを進めます。

施策体系



施策

(1) 障害者福祉サービスの充実

障害のある人の障害の重さや特性に応じた対応を図るため、在宅サービスや施設サービスなどの福祉サービスと相談・支援体制の充実に努めます。

○障害者福祉制度に基づく在宅サービスや施設サービスの充実に努めます。

◆在宅サービスの充実
◆施設サービスの充実

○障害のある人の就労支援や生活向上のため、各種用具・医療給付や各種手当の給付などを進めます。

◆日常生活の支援

○障害のある人の住まいのバリアフリー化のため、住宅改善の支援を推進します。

◆住宅改善の支援

○在宅の重度障害者への福祉サービス(訪問入浴サービス、緊急通報装置の設置など)の充実を図ります。

◆在宅重度障害者への福祉サービスの充実

○精神障害者への福祉サービス(在宅介護サービス、施設への短期入所サービスなど)の充実を図ります。

◆精神障害者への福祉サービスの充実

○障害者生活支援センターなどによる相談・支援体制の充実に努めます。

◆相談・支援体制の充実

(2) 障害のある人の社会参加の促進

障害の重さや特性に応じた社会参加の機会づくりやスポーツ活動の支援を行い、障害のある人の就労支援に努めるとともに、障害者通所施設の充実を図ります。

○手話通訳者の確保や字幕情報、文書読み上げ装置の活用を推進し、聴覚障害者や視覚障害者への情報提供の保障を図ります。

◆障害のある人への情報提供の保障

○障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、重度障害者への福祉タクシー券の交付やリフトカーの運行支援などにより、移動手段の確保を図ります。

◆障害のある人の移動手段の確保

○スポーツ教室を開催するなど、障害のある人のスポーツ活動の振興を図ります。

◆障害のある人のスポーツ活動の振興
☆「スポーツ・レクリエーション」
p.126(1)

○障害の種別や程度、特性に応じた雇用・就労支援に努めます。

◆障害のある人の雇用・就労支援

○障害のある人の日中活動の拠点となる、障害者通所授産施設の充実を促進します。

◆障害者通所授産施設の充実促進

○障害のある人の人権尊重に向け、ノーマライゼーションへの意識啓発と、障害に対する誤解や偏見などから生じる人権侵害の防止に向けた取り組みを推進します。

◆障害のある人の人権尊重
☆「人権尊重」p.44(4)

(3) 障害者福祉の推進体制の充実

介護者の高齢化など、障害のある人を取り巻く環境が変化しています。そのため、障害者福祉制度の円滑な運営に努めるとともに、障害者福祉施策の計画的な推進を図ります。

○手続や基準の透明化・明確化を図るなど、障害者福祉制度の円滑な運営に努めます。

◆障害者福祉制度の円滑な運営

○障害者福祉施策を計画的に推進するため、障害者福祉制度に対応した新しい障害者基本計画の策定を進めます。

◆新しい障害者基本計画の策定

○各種障害者団体の活動の活性化に向け、助成金の交付や事業委託を進めます。

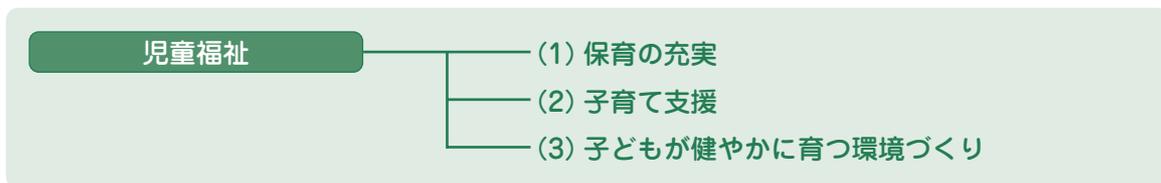
◆各種障害者団体の支援

5 児童福祉

基本方針

核家族化の進展や遊び方の変化など、児童を取り巻く環境が変化し、虐待などの問題も顕在化していることから、地域全体が子どもの成長を見守る中で、子どもを安心して生み育てることができるまちづくりが必要となっています。そのため、多様なニーズに対応する保育サービスの提供や市民相互の支え合いにより子育ての負担軽減を図るとともに、子どもが健やかに育つ環境づくりに努めます。

施策体系



施策

(1) 保育の充実

保育に対するニーズの多様化に伴い、保育サービスの一層の充実が期待されています。そのため、各種保育サービスの充実や保育所職員の知識・技能の向上を図るとともに、施設の整備を進めます。

○保育ニーズの多様化に対応した延長保育や病後児保育、産休明け保育など、各種保育サービスの充実を図ります。



◆各種保育サービスの充実

○保育所における児童の健康づくりや健康的な生活習慣の指導の強化を図ります。



◆保育所児童の健康づくり
◆食育の推進
☆「健康づくり」p.49(1)

○障害の重さや特性に対応しながら、障害児保育の充実を図ります。



◆障害児保育の充実

○保育サービスの質を高めるため、保育所職員の知識・技能の向上を図ります。



◆保育所職員の知識・技能の向上

○どの保育所においても等しくサービスが受けられるよう、民間保育所の運営の支援を図ります。



◆民間保育所の運営支援

○ゆとりある保育環境の確保に向け、保育所の改築や民間保育所の整備助成など、保育所の計画的な整備を進めます。

◆保育所の計画的整備

(2) 子育て支援

核家族化などに伴う育児への不安感や負担感の解消などに向け、仕事と育児の両立を支援し、保護者の負担軽減など子育て支援の充実を図るとともに、子育てに関する相談体制の充実に努めます。

○仕事と育児の両立などを支援するため、ファミリー・サポート・センター事業*³³の充実を促進します。

◆ファミリー・サポート・センター事業の充実促進

○育児に対する心理的、肉体的負担の軽減のため、保護者のリフレッシュを支援する一時保育の充実を図ります。

◆子育てリフレッシュの支援

○児童手当や奨学金など各種支援制度を通じて、子育てに係る負担の軽減を図ります。

◆子育てに係る負担の軽減

○乳幼児を対象とした医療費の助成を推進します。

◆乳幼児医療費の助成
☆「社会保障」p.62(4)

○ひとり親家庭が安心して子育てできるよう、相談体制の充実や交流の場づくりを進めます。

◆ひとり親家庭の支援

○育児への不安感や負担感の解消に向け、地域子育て支援センター等における育児相談や子育てに関する知識・情報の提供を進めます。

◆子育てに関する情報提供
◆子育て相談

(3) 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもを健やかに育成することは地域社会全体の役割です。そのため、少子化や子育てに関する意識啓発に努め、親同士の交流や多世代交流などを通じて、地域社会全体で子育てに取り組む環境づくりを推進するとともに、放課後などにおける子どもの居場所づくりを進めます。

○子どもの人権を守るため、子どもの権利に対する意識啓発を図ります。

◆子どもの権利の意識啓発
☆「人権尊重」p.44(4)

○少子化や子育てに関する市民の関心を高めるため、様々な方法による意識啓発を推進します。

◆少子化や子育てに関する意識啓発

*33 『ファミリー・サポート・センター事業』 「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」を会員として、お互いに子育てを支え合う相互援助システム。

○地域における子育て力を高めるため、子育て仲間づくりや高齢者と子どもの交流を促進します。



◆高齢者等との交流の機会づくり
☆「高齢者福祉」p.54(3)
☆「交流・連携の推進」p.131(1)
◆育児サークル等子育て仲間づくりの支援

○児童の虐待防止に向け、家庭児童相談室における相談や保護体制の充実、保健・福祉・教育部門の連携による虐待防止対策の充実を図ります。



◆児童の虐待防止対策の充実
☆「人権尊重」p.44(4)

○子どもの居場所づくりに向け、児童館事業や留守家庭児童会事業の充実を図ります。



◆児童館事業の充実
◆留守家庭児童会事業の充実



6 社会保障

基本方針

少子高齢化、核家族化、疾病構造の変化などにより、市民が生涯にわたって安定した生活を営み、安心して暮らすことのできる社会保障の役割はますます重要になってきています。そのため、介護保険や国民健康保険、国民年金などの制度に対する周知・啓発を進めるとともに、制度の健全で適正な運営を推進します。

施策体系



施策

(1) 介護保険

介護保険制度は、高齢社会を安心して迎えるための制度です。そのため、健全な財政の確保を図りながら、制度の円滑な運営を推進します。

○介護保険制度の適正な運営を図るため、広報などによる制度の周知と啓発を図るとともに、要介護認定の的確な運用を推進します。

◆介護保険制度の周知・啓発
◆介護保険制度の円滑な運営

(2) 国民健康保険

国民健康保険制度は、市民の健康と安心を支える制度です。そのため、制度の周知と啓発を図り、適正な運営に努めるとともに、健康づくりを通じた疾病予防など、健全財政の確立を図ります。

○国民健康保険制度の適正な運営を図るため、広報などによる制度の周知と啓発を進めます。

◆国民健康保険制度の周知・啓発

○国民健康保険の健全な財政運営のため、健康づくりを通じた疾病予防や国民健康保険税の口座振替の促進などによる収納率の向上を図ります。

◆健康・体力づくりイベントの支援
☆「健康づくり」p.49(1)
◆国民健康保険税の収納率向上

(3) 国民年金

国民年金制度は、市民の将来の生活を支える制度です。そのため、制度の周知・啓発や相談体制の充実を図りながら、年金の受給資格の確保を図ります。

- 国民年金制度の周知・啓発や年金相談体制の充実を図るとともに、保険料の口座振替や前納を促進し、年金の受給資格の確保を図ります。

◆年金制度の周知・啓発
◆国民年金保険料の納付促進

(4) 医療費助成

全ての市民が健康な生活を送ることができるよう、医療費の助成を推進します。

- 心身障害者や高齢者、母子家庭を対象とした福祉医療費の助成を推進します。
- 乳幼児を対象とした医療費の助成を推進します。

◆福祉医療費の助成

◆乳幼児医療費の助成
☆「児童福祉」p.59(2)

(5) 生活困窮者の自立支援

生活困窮者の自立を支援していくため、生活実態に即した生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、相談体制や一時的な経済支援体制の充実を図ります。

- 生活実態に即した生活保護制度の適正な運用に努めます。
- 面接相談員による相談体制を充実します。
- 疾病、不測の事故等により一時的・緊急に必要とする資金の貸付を進めます。

◆生活保護制度の適正な運用

◆相談体制の充実

◆各種貸付事業

第3節 安全で人にやさしいまち

1 防災・危機管理

基本方針

近年、地震や台風などによる災害が各地で発生していることから、災害などの様々な危機から市民の生命と財産を守ることができる、安全で安心なまちづくりが必要となっています。そのため、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図りながら、災害時に市民、行政、関係機関が連携して迅速に対応することができる防災体制を強化し、災害に強い都市づくりを進めます。また、大規模災害やテロ、感染症などの新たな危機に的確に対応できる危機管理体制の確立を図ります。

施策体系

防災・危機管理

- (1) 防災体制の強化
- (2) 災害に強い都市づくり
- (3) 危機管理体制の確立

施策

(1) 防災体制の強化

総合的な防災体制の確立に向け、災害時に市民、行政、関係機関が連携して迅速に対応することができる防災体制の強化を図るとともに、「自分の身は自分で守る」「身近な地域で助け合う」意識の醸成を通じて市民の自主防災の取り組みを促進します。

○地域防災計画を充実し、行政、市民、関係機関の連携体制を強化するとともに、近隣市町や京都府、関係機関などとの広域的な連携・協力体制を強化します。

- ◆地域防災体制の強化
- ◆広域防災体制の強化

○市民の防災意識の高揚を図るため、様々な啓発活動を進めます。

- ◆防災意識の啓発

○コミュニティにおける防災体制の強化に向け、市民主体の防災訓練や各種研修などを通じて自主防災組織の育成を図るとともに、災害時要援護者の安全確保対策を促進します。

- ◆自主防災組織の育成
- ◆災害時要援護者の安全確保対策

- 震災をはじめとする大規模災害に対応可能な消防・救助体制の強化を図ります。

▶ ◆大規模災害に対応する消防・救助体制強化

(2) 災害に強い都市づくり

災害の発生を予測し、被害を最小限に止める「減災」の視点に立った都市づくりが求められています。そのため、災害危険箇所の改善、道路やライフライン*³⁴などの防災対策を進めるとともに、災害時の避難場所や援助活動拠点の機能充実を図ります。

- 土石流、急傾斜地、地滑りなどが発生する恐れのある災害危険箇所の把握・監視を進めながら、改善を図ります。

▶ ◆土砂災害対策

- 災害を防止するため、土砂採取や土砂埋立行為に対する適切な規制や指導を図ります。

▶ ◆土砂採取・埋立の規制
☆「緑の保全・再生」p.109(1)

- 災害時の避難や救援活動を支える道路や橋梁の耐震化など、都市基盤の防災対策を進めます。

▶ ◆道路・橋梁の防災対策

- 震災などに備え、ライフラインである上水道管渠などの耐震化を進めます。

▶ ◆上水道管渠等の耐震化
☆「上水道」p.91(1)

- 災害時の避難場所や援助活動拠点となる学校などの公共施設に対する防災機能の充実を図るとともに、災害時の連絡通信手段を充実します。

▶ ◆防災拠点機能の充実
◆地域防災無線の充実

- 震災などに備え、住宅をはじめとする建築物の安全性を高めるため、耐震化を促進します。

▶ ◆住宅をはじめとする建築物の耐震化の促進

(3) 危機管理体制の確立

災害、大規模事故、テロ、感染症、武力攻撃事態などの新たな危機に対しての研究を進め、発生時に的確に対応できる危機管理体制の確立を図ります。

- 総合的な危機管理体制の確立に向け、災害、大規模事故、テロ、感染症、武力攻撃事態などに対する危機管理マニュアルづくりや訓練を実施します。

▶ ◆危機管理マニュアルの整備

*34 『ライフライン』 電気・ガス・上下水道・電話など、日常生活の維持に必要な不可欠なシステムの総称。

○核物質、生物剤、化学剤等に起因する災害（NBC災害*35）など特殊災害対策の充実を図ります。



◆特殊災害対策の充実

○武力攻撃事態等に備え、国民の保護に関する計画を策定するとともに、計画に基づく訓練を実施します。



◆国民の保護に関する計画の策定と訓練の実施



防災訓練

*35 『NBC災害』 Nuclear「核」、Biological「生物」、Chemical「化学」災害の略称。

2 消防

基本方針

複雑化、多様化する災害や事故から市民の安全を守るため、消防署を核とした常備消防力の強化や消防団の育成・強化により総合的な消防力を高めるとともに、市民や事業所の防火意識の高揚を通じた火災予防を進めます。また、救急救助体制の充実強化に向け、救急救命士*36の育成や市民への応急技術の普及を進めます。

施策体系



施策

(1) 消防体制の充実強化

新たな市街地の拡大や建築物の多様化・高層化等に対応できる常備消防力の充実強化を進めるとともに、地域における防災の中心的な役割を果たす消防団の強化を促進します。

○人口増加や複雑多様化する火災に迅速に対応するため、消防施設や消防資機材の充実を図り、常備消防力の強化を進めます。

◆消防施設・消防資機材の充実

○地域における防災の要となる消防団の育成・強化に向け、消防団への加入促進、各種訓練を実施するとともに、小型動力ポンプなど消防団資機材の更新・充実を図ります。

◆消防団の育成・強化
◆消防団の資機材の更新・充実

○情報ネットワークや活動マニュアルの整備を図り、広域的な応援体制を強化します。

◆広域的な応援体制の強化

*36 『救急救命士』 傷病者の救急搬送時において、医師の指示のもとに、高度な医療的救急救命処置を行うことができる国家資格。

(2) 火災予防の充実強化

家庭や事業所の防火意識の高揚を図り、火災予防に向けた防火安全対策の充実強化を促進します。

- 市民や事業所の防火意識の高揚に向け、広報活動や各種消防訓練を通じた啓発を図ります。



◆防火意識の啓発

- 事業所等における防火管理者等の資質の向上を図り、自衛消防組織の育成を図ります。



◆自衛消防組織の育成

- 一般住宅について、住宅用火災警報装置を設置するなどの防火対策の普及を促進します。



◆住宅防火対策の普及促進

(3) 救急救助体制の充実強化

火災や事故における救急救命率の向上のため、救急救助体制の充実強化を図るとともに、市民への応急救護知識や技術の普及などを進めます。

- 救急活動体制の充実強化に向け、救急救命士の育成をはじめ消防職員の技能向上を図るとともに、救急救助資機材の整備を図ります。



◆消防職員の技能向上
◆救急救助資機材の整備

- 救急救命率の向上のため、市民への応急救護知識や技術の普及などを進めます。



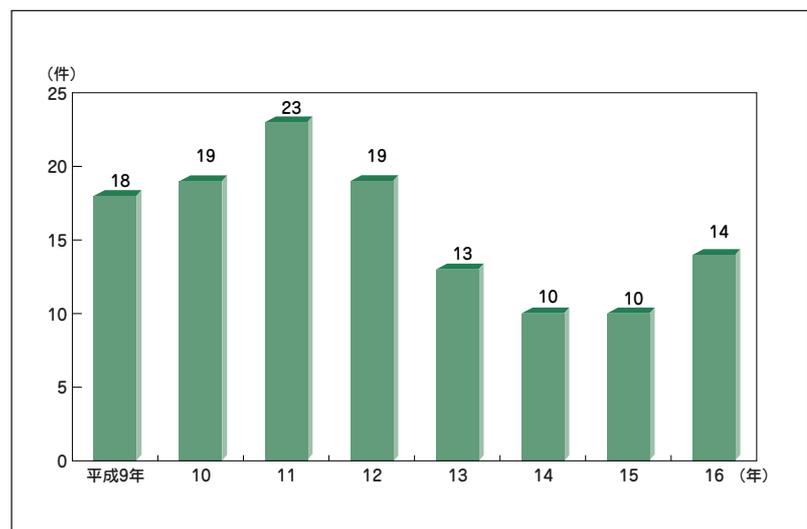
◆市民への応急手当の普及



救急技術向上訓練

■火災発生件数の推移

各年12月31日現在調



(資料) 京田辺市統計書

3 河川・水路整備

基本方針

本市は天井川や内水河川が多く、水害に対する不安をなくすためには、計画的な河川整備が必要となります。そのため、木津川の治水対策をはじめ、天井川の切り下げ改修、内水排除対策を促進するとともに、小河川や都市下水路などの整備を図りながら、水に親しめる河川環境の整備を進めます。

施策体系

河川・水路整備

- (1) 河川整備の促進
- (2) 小河川等の整備
- (3) 公共下水道(雨水)・都市下水路の整備
- (4) 水に親しめる河川環境の整備

施策

(1) 河川整備の促進

本市は、木津川や天井川により水害を受けやすい地形であることから、木津川の治水対策や天井川の切り下げ改修などの河川の整備、内水排除施設の整備を促進します。

- 木津川の治水対策の強化を国・京都府に要請します。



◆木津川の治水対策の促進

- 防賀川、馬坂川、天津神川などの天井川の切り下げや河川整備を促進します。



◆天井川の切り下げや河川整備の促進

- 老朽化した樋門の改修や強制排水設備の整備など、関係機関と連携しながら、内水排除対策を促進します。



◆内水排除対策の促進

(2) 小河川等の整備

市街化の進行に伴う河川の流出量の増加や集中豪雨などに備えた小河川や水路の計画的な整備を推進します。

- 市街化の進行に伴う河川の流出量の増加による浸水被害を防止するため、小河川の計画的な整備を進めます。



◆小河川の計画的な整備

- 溢水防止に向け、水路整備プログラムに基づいて水路の計画的な整備を進めます。



◆水路の計画的な整備
☆「住宅・住環境」p.84(1)

(3) 公共下水道（雨水）・都市下水路の整備

土地区画整理事業などによる市街地の整備にあわせて、公共下水道（雨水）や都市下水路の計画的な整備を推進し、浸水対策の強化を図ります。

- 土地区画整理事業などによる市街地の整備にあわせて、公共下水道（雨水）の計画的な整備を推進します。



◆南田辺北地区における公共下水道（雨水）の整備

- 市街地の浸水対策の強化に向け、都市下水路の計画的な整備を推進します。



◆都市下水路の計画的な整備

(4) 水に親しめる河川環境の整備

河川は、市民が日常的に水にふれることのできる貴重な空間でもあります。そのため、河川機能の維持に努めるとともに、親水性の確保に配慮したうらおいのある河川環境の整備を進めます。

- 身近な水辺として、天井川切り下げ等にあわせた親水空間の整備を進めます。

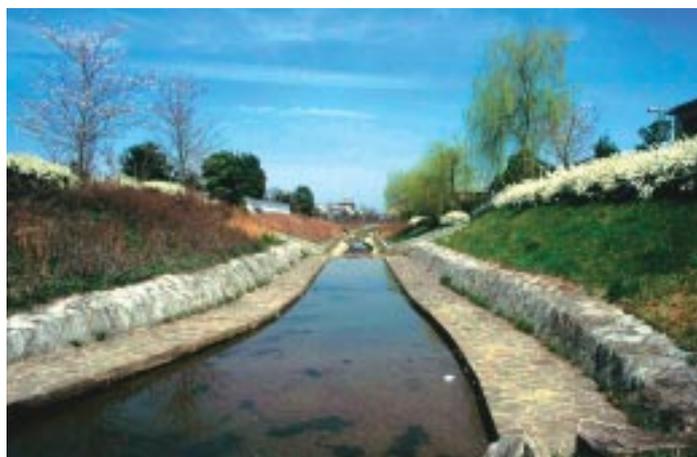


◆親水空間の整備
☆「公園・緑地」p.113(1)

- 市民の河川愛護意識を高めるため、市民との協働による河川・水路環境の美化を進めます。



◆市民による河川・水路の維持管理（アダプト制度^{*37}）の導入検討



防賀川

*37 『アダプト制度』 「アダプト」とは英語で「養子縁組をする」という意味。河川・道路・公園など公共の場所を養子にみたくて、地域住民が里親となって美化や管理を行い、行政がその活動を支援する制度。

4 交通安全・地域防犯対策

基本方針

日常生活の安全と平穏を脅かす交通事故や犯罪が多発する今日、市民の安全・安心を確保する必要性がますます高まっています。そのため、市民、行政、警察の連携の下、交通安全対策を推進するとともに、犯罪の起こりにくい環境づくりや地域における防犯体制の充実を図ります。

施策体系

交通安全・地域防犯対策

(1) 交通安全対策の推進

(2) 地域防犯対策の推進

施策

(1) 交通安全対策の推進

交通事故の防止に向け、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、歩道の整備や交通安全施設の設置など交通安全対策を推進します。

○交通安全意識の高揚に向け、広報などによる啓発を進めるとともに、学校等における交通安全指導の充実を図ります。

◆交通安全の広報・啓発
◆学校等における交通安全教育の充実

○放置車両や不法・迷惑駐車のため、警察や区・自治会と連携した啓発を進めます。

◆不法・迷惑駐車のため啓発

○交通事故が多発するエリアにおける交差点改良や、歩道の整備にあわせたバリアフリー化を推進しながら、安心して歩行できる空間の確保に努めます。

◆安心な歩行空間の確保

○日常生活の利便性と安全性を高めるため、踏切の改良などの安全対策を促進します。

◆踏切の改良促進

○区・自治会などとの連携を図りながら、交通安全施設の設置や管理に努めます。

◆交通安全施設の設置・管理

(2) 地域防犯対策の推進

犯罪の多様化や広域化が進む今日、都市化の進展を踏まえた防犯対策が求められています。そのため、身近なところから犯罪を抑止する自主防犯活動を促進するとともに、人口増加に対応した地域安全施設の設置を推進します。

○防犯研修などを通じて防犯意識の高揚を図るとともに、地域における自主防犯活動を促進します。



◆防犯意識の啓発
◆地域防犯活動の促進

○児童や生徒の安全を確保するため、保育所、幼稚園、小・中学校などの防犯対策を充実します。



◆保育所、幼稚園、小・中学校などの防犯対策

○人口増加に対応した地域安全施設の設置を推進するとともに、犯罪防止に配慮した環境づくりを図ります。



◆地域安全施設の設置推進
◆防犯灯の設置

5 消費生活

基本方針

消費者をめぐる環境が複雑多様化し、各地で悪質商法による被害や食品衛生に関する問題などが発生していることから、市民が安全で安心して消費生活を営むことのできるよう、消費者保護に取り組むとともに、事業者や生産者と行政の連携による「食の安全・安心」の確保に努めます。

施策体系



施策

(1) 消費者保護

流通の仕組みや情報が複雑多様化する中で、消費者被害を未然に防止していくため、相談や学習機会の充実を図るとともに、自主的な消費者保護の活動に取り組む消費者団体の育成を図ります。

○消費生活に関するトラブルの円滑な解決を図るため、消費生活相談窓口の充実を図ります。



◆消費生活相談窓口の充実

○悪質商法をはじめとする消費者問題に関する学習会・講座などの開催や広報を通じた消費者の意識啓発を推進します。



◆消費者の意識啓発

○リーダー研修や学習成果の発表の場づくりなどを通じて、消費者団体の育成を図ります。



◆消費者団体の育成

(2) 「食の安全・安心」の確保

BSEや鳥インフルエンザ、産地偽装などの問題を通じて市民の「食」に対する不安が高まっています。そのため、食の安全・安心に関する相談への対応や迅速な情報の提供に努めるとともに、関係機関との連携による生産履歴の情報提供などを促進し、「食の安全・安心」の確保を進めます。

○市民の不安や疑問に応えるため、関係機関との連携により、食の安全・安心に関する相談への対応や迅速な情報の提供に努めます。



◆食の安全・安心相談と情報提供

○市内で食品を生産・販売する事業者への衛生管理意識の啓発に努めます。



◆市内食品販売者等への衛生管理意識の啓発

○地元農産物の安全確保やPRに向け、農家や農業協同組合（JA）などの関係機関との連携により、生産履歴の把握や提供の体制づくり（トレーサビリティシステム*³⁸の確立）を進めます。



◆トレーサビリティシステムの確立
☆「農業」p.96(2)

*38 『トレーサビリティシステム』 食品の生産段階で識別可能なIDを付与することによって、製造、加工から流通販売に至る各段階の情報を蓄積しておき、食品の流通経路等の情報を遡ることができるようにする仕組みのこと。

●基本計画●

第2章
快適で活力にみちた
まちづくり

第2章 快適で活力にみちたまちづくり

第1節 調和のとれた便利なまち

1 土地利用

基本方針

甘南備山系などの森林や優良な農地の豊かな自然環境を生かしながら、都市の持続的な成長を支え、快適な市民生活の基盤となる市街地を配置した、調和のとれたまちづくりを進めます。そのため、基本構想の土地利用構想を基調とし、計画的な土地利用を促進します。

施策体系

土地利用

- (1) 計画的な土地利用の促進
- (2) 都市的土地利用
- (3) 自然的土地利用

施策

(1) 計画的な土地利用の促進

今後も人口の増加が見込まれる中、秩序ある都市の持続的な成長を図る必要があります。そのため、自然環境との調和を図りながら、計画的な土地利用を促進します。

○本市の都市計画の基本的な方針となる都市計画マスタープラン*³⁹の改定に取り組みます。

◆都市計画マスタープランの改定

○将来の人口増加や都市基盤の整備の状況を踏まえながら、自然環境と調和した土地利用を図るため、市街化区域と市街化調整区域の適切な区分の検討を図ります。

◆市街化区域と市街化調整区域の適切な区分の検討

○秩序ある市街地の形成に向け、まちづくりの新たなルールづくりを検討します。

◆まちづくりの新たなルールづくりの検討
◆開発指導要綱の改正

*39 『都市計画マスタープラン』 総合計画等を踏まえ、市町村の将来像や土地利用、都市整備のあり方などを示す計画。

(2) 都市的土地利用

市街地においては、都市機能をバランスよく配置することが必要です。そのため、面的な土地利用規制やきめ細かい規制誘導手法を活用して計画的な土地利用を促進します。

- 土地区画整理事業や都市基盤整備の進展などに対応した用途地域*40などの適切な見直しを図ります。 → ◆用途地域などの適切な指定・見直し
- 地区の特性に応じた土地利用を図るため、用途地域の見直しなどにあわせて、地区計画制度*41の積極的な活用を図ります。 → ◆地区計画制度の活用

(3) 自然的土地利用

森林や農地は、緑豊かな景観を形成するとともに、水源かん養機能や洪水調整機能などの多面的な機能を持ち合わせていることから、その計画的な保全を図ります。

- 森林整備計画に基づく森林の計画的な育成を図るとともに、地域制緑地*42の指定を検討しながら、森林の保全を進めます。 → ◆森林の計画的な育成
☆「緑の保全・再生」p.110(2)
◆地域制緑地の検討
☆「緑の保全・再生」p.109(1)
- 優良な農地として保全していく区域を明確にし、その保全を図ります。 → ◆農業振興地域整備計画の見直し
- 市街化区域における貴重な緑地空間となる生産緑地の保全を図ります。 → ◆生産緑地の保全



*40 『用途地域』 用途の混在を防ぐことを目的に、住宅地や商業業務地、工業地など市街地の大枠としての土地利用を定めた地域。
*41 『地区計画制度』 住民の合意に基づき地区単位で、道路、公園の配置、建物の用途や高さ、容積率の制限などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定め、良好なまちづくりを誘導するための計画。
*42 『地域制緑地』 一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。

2 市街地整備

基本方針

魅力的な市街地環境を備え、日常生活を送る上で利便性が高いまちづくりを一層進めるため、関西文化学術研究都市（学研都市）の北の玄関口にふさわしい三山木駅周辺の市街地整備をはじめ、各中心市街地において便利でにぎわいのある市街地の形成を図ります。また、学術研究都市エリアの計画的な整備を促進するとともに、市民が集い、憩い、交流する場としての複合的な機能を備えた交流機能エリアの充実を図ります。

施策体系



施策

(1) 学研都市の北の玄関口の整備

三山木駅周辺地区について、本市の副次的な拠点として、また、学研都市の北の玄関口として、計画的な基盤整備や優れた市街地環境の形成、地域交流拠点の整備などを総合的に進めます。

○商業などの都市機能が集積した学研都市の北の玄関口にふさわしい市街地の整備を図ります。

◆三山木地区特定土地区画整理事業の推進

○電線類の地中化や魅力的な景観形成を図り、質の高い市街地環境を整備します。

◆質の高い市街地環境の整備
☆「都市景観」p.112(3)

○市民、大学・学生、行政の連携によるイベントの実施や、タウンマネジメント*43の体制づくりを促進するとともに、市民や学生が交流できる地域交流拠点の整備を検討します。

◆市民・学生と連携したまちづくり
◆地域交流拠点の整備検討

*43 『タウンマネジメント』 望ましいテナントの配置などの環境整備や洗練されたサービスやイベントなどを一括的に管理・運営すること。

(2) 駅周辺の整備

近鉄新田辺駅及びJR京田辺駅周辺、近鉄興戸駅周辺、JR松井山手駅周辺において、利便性や快適性を高める市街地環境の計画的な整備を進めます。

○近鉄新田辺駅東側地区の利便性の向上を図るため、地元商業者や市民組織と行政の協働による市街地環境の整備を図ります。

◆近鉄新田辺駅東側地区の整備促進

○JR京田辺駅西側の利便性の向上を図るため、利用状況に応じて駐輪場等の整備を図ります。

◆JR京田辺駅西側地区の整備

○近鉄興戸駅西側地区において、駅前広場や道路整備を推進します。

◆近鉄興戸駅西側地区の整備

○JR松井山手駅に近接する第二京阪道路の上部空間において、立体道路制度を活用した休憩施設（パーキングエリア）の整備を促進します。

◆第二京阪道路上部空間の有効活用

(3) 学術研究都市エリアの整備

学術研究都市エリアにおいて、計画的な基盤整備による自然と調和したゆとりある住宅地の形成や学術研究機能などの立地を促進します。

○南田辺北地区において、土地区画整理事業による良好な住宅地の形成と学術研究機能の立地を促進するとともに、南田辺東地区及び西地区においては、計画的な基盤整備を促進します。

◆南田辺地区の整備促進

○普賢寺地区において、豊かな自然環境を生かした機能の整備を促進します。

◆普賢寺地区の整備促進

○学研都市の魅力を高めるため、構成市町や関係機関との連携により、情報発信を図ります。

◆学研都市の情報発信

(4) 交流機能エリアの整備

市民の交流やふれあいの場を充実していくため、京田辺市役所を核とした交流機能エリアにおいて、市民交流を支える複合的な機能や施設の充実を図ります。

- 文化、スポーツなど市民の様々な交流や活動を支える拠点として、市役所、田辺公園、中央公民館など公共施設が集積するシビックゾーンの複合的な機能や施設の充実を図ります。



◆シビックゾーンの機能充実

(5) 計画的な住宅市街地の整備

住宅市街地の開発について、ゆとりある良好な環境を備えた計画的な整備を促進します。

- 山手地区における良好な環境を備えた住宅市街地の整備に向け、土地区画整理事業の促進を図るとともに、適切な土地利用の規制誘導を図ります。



◆山手地区の整備促進

- 市街化区域内農地の計画的な宅地化を図るため、農住組合などによる土地区画整理事業の促進を図ります。



◆農住組合等による土地区画整理事業の促進



駅前広場イメージ図（三木地区特定土地区画整理事業）

3 道路網

基本方針

市民の暮らしや社会経済活動を支える道路網を充実するため、広域的な交通利便性を高める第二名神高速道路や第二京阪道路の整備を促進するとともに、山手幹線をはじめ、都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進し、市内の道路ネットワークの強化を図ります。

施策体系



施策

(1) 広域幹線道路の整備促進

市民の交通利便性の向上や都市の活性化にとって重要な国土幹線をはじめとする広域幹線道路の整備を促進します。

- 全国との交流を支え、都市の利便性や活力を高める広域幹線道路である第二名神高速道路や第二京阪道路の整備を促進します。



- ◆第二名神高速道路の整備促進
- ◆第二京阪道路の整備促進

- 本市の産業活力軸となる京奈和自動車道や国道307号などの整備を促進します。



- ◆京奈和自動車道の整備促進
- ◆国道307号の整備促進

(2) 幹線道路の整備促進

都市のバランスある発展や市民の交通利便性の向上を図るため、その骨格となる幹線道路や準幹線道路によって構成される道路ネットワークの計画的整備を促進します。

- 生活交流軸として本市の骨格的な幹線道路となる山手幹線や府道生駒井手線などの整備を促進します。



- ◆山手幹線の整備促進
- ◆府道生駒井手線の整備促進
- ◆府道八幡木津線等の改良促進
- ◆府道バイパスの道路整備促進

- 広域幹線道路の整備効果を生かした幹線道路ネットワークの強化を図ります。



- ◆松井大住線の整備促進
- ◆池ノ端丸山線の整備促進
- ◆新田辺草内線の整備促進

○日常生活における交通利便性を高めるため、市街地や集落と幹線道路とを結ぶ準幹線道路の整備を進めます。



◆準幹線道路の整備

○交通量の将来予測を踏まえた道路整備プログラムの充実を図ります。



◆道路整備プログラムの見直し

○歩行者や自転車が安全で快適に通行できる歩道の整備を進めます。



◆歩道の整備

(3) 道路環境の向上

道路環境の向上を図るため、緑化や道路付帯施設等のデザイン化を推進するとともに、市民参加による道路環境の向上を促進します。

○うるおいのある道路環境づくりに向け、緑化や周辺の歴史文化などと調和した道路付帯施設等のデザイン化を推進します。



◆うるおいある道路環境づくり
☆「都市景観」p.112(3)

○市民の道路に対する愛護意識を高めるため、市民による道路環境の美化活動を促進します。



◆市民による道路環境の美化活動の促進



第二京阪道路

4 公共交通

基本方針

市民が通勤や通学で日常的に利用する交通手段として、鉄道やバスは重要な役割を担っています。そのため、JR片町線、近鉄京都線の鉄道の利便性の向上や市内バス網の充実を促進するとともに、駅周辺の駐停車場・駐輪場の整備を図り、交通結節点としての良好な環境づくりに努めます。

施策体系



施策

(1) 鉄道網の充実促進

鉄道は、市民の生活利便性やまちの活力を高める最も重要な交通基盤の一つです。そのため、JR片町線の全線複線化を促進するとともに、三山木駅を中心とする鉄道輸送力の増強による利便性の向上を促進します。

○JR片町線の輸送力増強に向け、全線複線化とそれに関連する施設の充実を促進します。



◆JR片町線の全線複線化促進
◆片奈連絡線構想

○学研都市の北の玄関口として、また、市南部地域の人口増加に対応できるよう、鉄道の利便性向上を促進します。



◆近鉄三山木駅の終日急行停車の促進
◆京都市営地下鉄の相互乗り入れ区間の延伸促進
◆JR三山木駅の快速停車数の増便

(2) バス網の充実促進

身近な交通手段であるバスは、高齢社会においてさらに重要な役割を担います。そのため、既存のバス路線の充実を促進するとともに、地域密着型の新たなバスサービスを検討します。

○バス交通の輸送力の増強とサービスの充実に向け、既存バス路線の充実を促進します。



◆既存バスサービスの充実

○バス交通の充実に向け、コミュニティバス^{*44}などの必要性について、市民のニーズの高まりや交通環境を十分に配慮しながら検討を進めます。



◆コミュニティバスの検討

*44 『コミュニティバス』 地域での実情に合わせてルートや運行形態などを工夫し、より生活に密着した移動手段を提供するバス。

(3) 駐停車場・駐輪場対策

多くの市民や来訪者が行き交う駅周辺の安全性と利便性を確保するため、利用者のニーズに対応した駐停車場や駐輪場の整備を図るとともに、交通結節点としての機能を損なわないよう放置自転車の撤去などを推進します。

- 交通ターミナルとしての強化に向け、駅前広場の整備とあわせた駐停車場の整備を図ります。



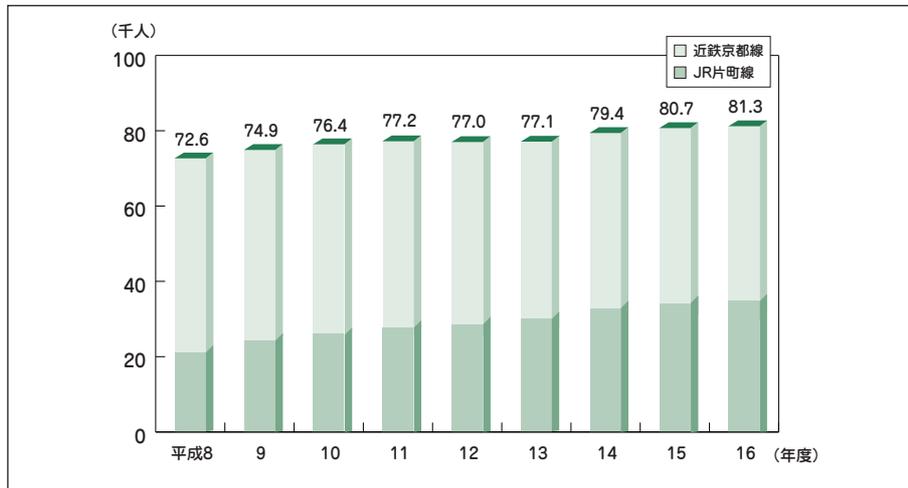
◆駐停車場の整備

- 駅周辺における駐輪場の確保や放置自転車の撤去を図ります。



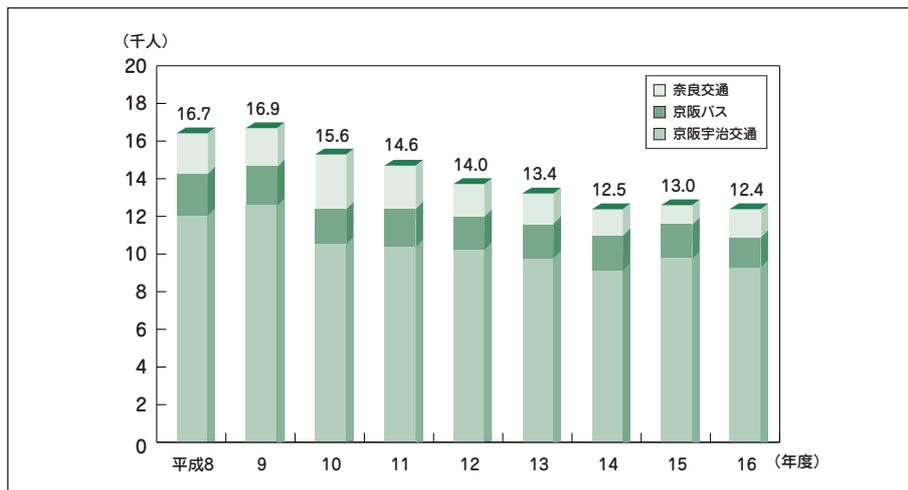
◆駐輪場の確保
◆放置自転車対策

■市内鉄道乗降客数（1日平均）の推移



(資料) 京田辺市統計書

■市内バス乗降客数（1日平均）の推移



(資料) 京田辺市統計書

第2節 快適で住みよいまち

1 住宅・住環境

基本方針

市民のだれもが快適な住宅や住環境の中で暮らし続けることのできるよう、市民による良好な住環境形成の取り組みを促進するとともに、住宅地内の道路や排水路の整備など住環境の向上を図ります。また、公営住宅の計画的な改善に努めます。

施策体系



施策

(1) 住宅地の環境整備

快適な住環境の形成に向け、市民の自主的なルールづくりを促進するとともに、生活道路や排水路などの整備を進めます。

○快適な住環境の形成に向け、地区計画や建築協定*45などの市民による自主的なルールづくりを促進します。



◆地区計画制度や建築協定の促進

○市民との連携を図りながら、住環境の向上や緊急車両の進入路の確保に向け、狭あいな道路の拡幅を進めます。



◆集落内道路の整備

○住宅地内での通過交通を抑制し、道路の安全性を高めるため、コミュニティ道路の整備を進めます。



◆コミュニティ道路の整備

○住宅地の生活環境の改善に向け、排水路整備を進めます。



◆住宅地内の排水路の整備
☆「河川・水路整備」p.68(2)

*45 『建築協定』 住環境などを維持・向上させるため、建築基準法では満たすことのできない地域の要求に対応するもの。自主的に建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備などに関する基準を定めることができる制度。

(2) 公営住宅の改善

公営住宅について、老朽化や耐震化への対応をはじめ、計画的な住宅改善による居住水準の向上を図ります。

- 公営住宅の耐震性の向上やバリアフリー化などの計画的な改善を進めます。



◆公営住宅の改善

(3) 墓地・火葬場

市民の墓地需要を勘案しながら墓地の整備を検討するとともに、引き続き火葬場利用に対する助成を行います。

- 市民の墓地需要を勘案しながら墓地の整備を検討します。



◆墓地の整備検討

- 火葬場利用における火葬料の助成を図ります。



◆火葬料の助成



まち並み

2 環境美化

基本方針

美しい環境の中で、だれもが快適に暮らせるよう、市民によるまちの美化活動を促進するとともに、公害や環境汚染、不法投棄などへの監視と防止の体制の強化を図ります。

施策体系



施策

(1) まちの美化

快適で美しいまちづくりに向け、市民の美化活動を促進するとともに、衛生的な生活環境の保持を促進します。

○区・自治会や市民組織などによる市民の美化活動を促進します。



◆市民の美化活動の促進

○美化啓発看板の設置などにより、マナー・モラルの向上を図り、ごみのポイ捨てなどを防止します。



◆まち美化の啓発

○ペットと共生する社会に向け、動物愛護の啓発を図るとともに、飼い主責任を明確化する条例を検討します。



◆ペット条例の検討

○飼い犬の登録や狂犬病予防など、飼い犬の適正管理を促進します。



◆飼い犬の適正管理の促進

○衛生的な生活環境を保持するため、空き地の適正な管理の促進や病害虫の駆除などを進めます。



◆空き地の適正な管理の促進
◆病害虫の駆除

(2) 環境汚染の防止

自然環境への負荷を低減するため、河川の水質や大気、騒音などの調査や事業者等への指導を図るとともに、環境保全協定の締結などにより環境汚染の未然防止を図ります。

- 大気、水質、騒音・振動、土壌などの定期的な調査により、環境汚染の監視を進めます。



◆河川の水質検査の実施
◆大気、騒音等の環境調査の実施

- 市内に立地する事業所と公害防止や環境保全に関する協定を締結し、水質汚濁や土壌汚染などの環境汚染の未然防止を図ります。



◆環境保全協定の締結

(3) 不法投棄や野焼きの防止

不法投棄や野焼きによる環境破壊を防止するため、監視体制の強化を図ります。

- 不法投棄や野焼きの防止に向け、関係機関との連携の下、定期的なパトロールや監視カメラの設置などによる監視体制を強化します。



◆不法投棄・野焼き防止の監視体制の強化

- 環境政策の基本姿勢を明らかにし、市民、事業者、行政それぞれの役割の下、美しい京田辺の環境を保全できるように、ルール強化を検討します。



◆環境保全に向けたルール強化



一斉清掃

3 循環型社会

基本方針

限りある資源を大切にし、地球環境の保全に貢献する循環型社会の構築が必要です。そのため、市民、事業者、行政が相互に連携しながら、環境保全活動を促進するとともに、環境に配慮した省エネルギーへの取り組みや新エネルギーの活用を促進します。また、ごみの減量化・再資源化や適切な処理を推進します。

施策体系



施策

(1) 環境保全活動の促進

循環型社会の実現に向け、市民や事業者への意識啓発を通じて、環境保全に向けた工夫ある活動を促進するとともに、地域社会におけるモデルとして市役所のエコオフィス^{*46}化を推進します。

○市民環境セミナーや参加・体験型環境イベントなど、環境保全に向けた活動を促進します。



◆市民への意識啓発の推進
◆参加・体験型環境イベントの実施

○未来を担う子どもたちの環境保全意識を高めるため、学校教育における環境教育の充実を推進します。



◆小・中学校における環境教育の充実
☆「小・中学校教育」p.118(3)

○事業者の環境保全意識の高揚を図るため、市内企業におけるISO14000シリーズ^{*47}の認証取得を促進します。



◆環境保全国際規格認証取得の促進
☆「商業」p.99(2)、「工業」p.101(3)

○市役所におけるエコオフィス活動を推進するとともに、環境マネジメントシステム^{*48}の導入などに取り組みます。



◆市役所におけるエコオフィスの推進
◆環境マネジメントシステムの構築

*46 『エコオフィス』 ごみの減量や分別の徹底、節電や雨水利用など、環境への負荷の低減を積極的に行う事業所。

*47 『ISO14000シリーズ』 ISO（国際標準化機構）が定めた企業や団体等の環境管理のための規格群であり、環境負荷を低減させ、地球環境保全の観点から活動を管理していく世界共通基準。

*48 『環境マネジメントシステム』 事業所等の経営に当って、環境への負荷を管理・低減するためのシステム。環境保全のための方針や目標等を設定し、その実行状況を点検して方針等を見直すという、工場や事業所内の体制や手続。

(2) 省エネルギー・新エネルギーの促進

地球温暖化が進む中、限りある資源を有効に活用するとともに、環境にやさしいエネルギーへの積極的な転換が求められています。そのため、家庭や事業所における省エネルギーに向けた取り組み意識の高揚を図るとともに、太陽光をはじめとする新エネルギーの導入を促進します。

- 家庭での環境家計簿の利用促進や市民、事業者における省エネルギーの取り組みの促進に向けた意識啓発を進めます。

◆省エネルギー化の促進

- 地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出量を抑制するため、太陽光発電や太陽熱利用、燃料電池などの新エネルギーの公的施設などへの導入を進めるとともに、市民、事業者への普及啓発を進めます。

◆新エネルギーの普及啓発
◆低公害車の普及促進

(3) ごみ減量化・再資源化の推進

ごみ質の多様化や変化に対応したごみの適正処理を行い、環境への負荷の低減に努めるとともに、できるかぎりごみを出さずに資源の有効利用を図ることが循環型社会の基本です。そのため、ごみ処理基本計画に基づき、ごみの適正処理が可能な施設整備を進めるとともに、市民、事業者、行政が一体となった分別収集や3R推進活動に積極的に取り組み、ごみの減量化に努めます。

- ごみ処理基本計画の見直しを行い、Reduce（廃棄物の発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化）の3Rの考え方を基本とした循環型社会の形成に積極的に取り組むとともに、分別収集を推進し、ごみの適正処理と有害物質の排出量の削減に努めます。

◆ごみ処理基本計画の見直し
◆分別収集計画の見直し
◆ごみ処理施設の整備・適正処理

- リサイクルプラザを拠点として、環境学習や情報発信を推進するとともに、区・自治会、子ども会、消費者、事業者などの連携による3R推進の取り組みを促進します。

◆リサイクルプラザを核とした環境学習や情報発信
◆3R推進活動の促進

- 廃棄物処理に伴う環境負荷を軽減するため、剪定樹木のチップ化や再生資源の集団回収事業の取り組みを推進するとともに、ごみの有料化などによるごみの減量化及びごみ焼却量の低減に努めます。

◆剪定樹木の非燃焼化・資源化の推進
◆再生資源集団回収事業の推進
◆ごみの有料化

- 建設事業に伴うコンクリートや木材などの建設副産物のリサイクルを促進します。

◆建設副産物のリサイクルの促進

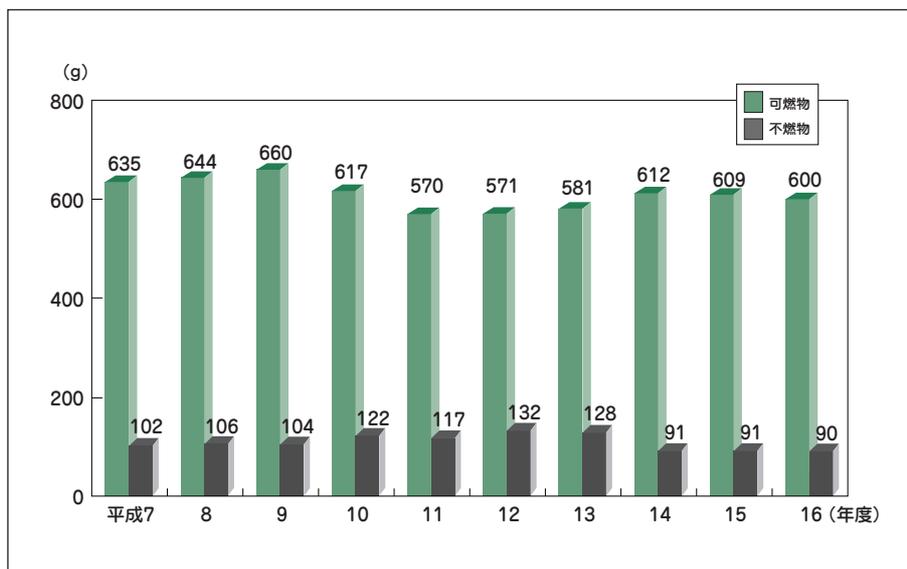
(4) 総合的な環境施策の推進

循環型社会は、地域社会全体で取り組まなければ実現できません。そのため、京田辺市環境基本計画に基づき、市民、事業者、行政の協働による総合的な環境施策を推進します。

○京田辺市環境基本計画に基づき、環境基本計画推進パートナーシップ会議を軸として市民、事業者、行政の協働による環境施策の総合的な推進を図ります。

◆環境基本計画に基づく総合的な環境施策の推進

■ごみ処理状況（市民1人当たり1日平均排出量の推移）



(資料) 京田辺市統計書



リサイクルプラザイメージ図

4 上水道

基本方針

本市の上水道の普及率は、ほぼ100%に到達していますが、今後も、人口増加に対応しながら、一層安全でおいしい水を安定的に供給することが必要です。そのため、浄水能力の向上や水源の確保、災害に強い水道施設の整備を進めるとともに、健全な水道経営に努めます。

施策体系



施策

(1) 安全で安定的な水道水の確保

上水道は、市民生活や事業活動に不可欠な都市の基盤です。そのため、水質管理の充実や浄水処理の高度化により安全でおいしい水を供給するとともに、水道施設の耐震化を推進します。

○安全でおいしい水の供給に向け、クリプトスポリジウム*49対策など、浄水処理の高度化を進めます。



- ◆浄水処理の強化
- ◆水質の向上（おいしい水の供給）

○震災や渇水時における水道供給を確保するため、隣接都市との相互連絡管の整備を進めます。



- ◆広域連携による水源の確保

○老朽管の計画的な機能更新や耐震化、セキュリティの強化を進めるとともに、今後の人口増加や市街地整備に対応した水道施設・設備の整備充実を図ります。



- ◆老朽管の更新など水道の災害対策
☆「防災・危機管理」p.64(2)
- ◆水道施設・設備の機能更新
- ◆市街地整備に対応した水道施設の整備

(2) 水資源の有効活用

限りある水資源を有効に利用するため、水を大切にしている意識の啓発や水資源の再利用システムの導入などを進めます。

○広報活動を通じて、水を大切にしている意識の啓発に努めます。



- ◆水を大切にしている意識の啓発

*49 『クリプトスポリジウム』 原虫の一種で、水の中では卵の殻に包まれたような状態として存在する。牛や人の腸に感染する寄生虫。

○地下水揚水量や排水量の低減に向け、浄水場排水のリサイクルシステムの導入を図ります。



◆浄水場排水のリサイクルシステムの導入

(3) 健全な水道経営

健全な水道経営を進めていくため、市民や事業者の理解の下、水道経営の抜本的な見直しを図るとともに、水道料金の収納率向上に努めます。

○水道経営の効率化と水道財政の健全化に向けた計画を策定し、制度改革等とあわせた経営の改善を進めます。



◆経営改善計画の策定

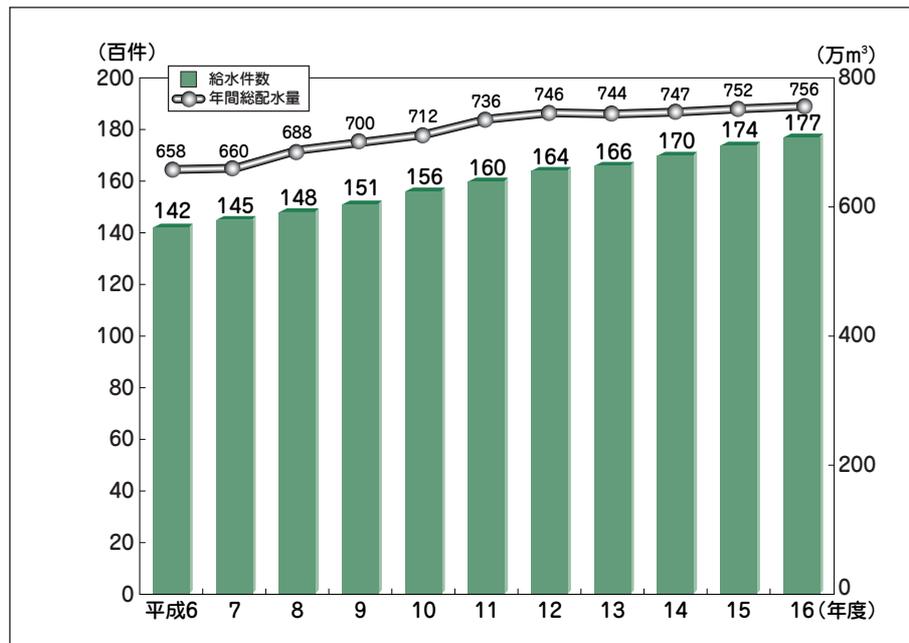
○口座振替の促進などにより、水道料金の収納率向上に努めます。



◆収納率の向上

■上水道の状況

※各年度末現在調



(資料) 京田辺市統計書

5 下水道・生活排水処理

基本方針

河川が環境が保全され、衛生的な市民生活が保たれたまちづくりを進めるため、市全域において汚水や生活雑排水が適切に処理されるよう、公共下水道の計画的な整備を図るとともに、健全な下水道経営や農業集落排水施設運営に努めます。

施策体系



施策

(1) 公共下水道（汚水）の整備

河川が環境保全や衛生的な市民生活を確保するため、公共下水道の計画的な整備を進めるとともに、流入水の水質の監視に努めます。

○木津川流域下水道終末処理場の処理能力の向上を促進するとともに、市内下水道管渠の計画的な整備や維持管理を進めます。

- ◆流域下水道の機能強化
- ◆管渠施設の整備
- ◆管渠施設の維持管理

○下水道施設に過大な負荷が生じないように、流域下水道の幹線管渠との接続箇所や特定事業場における定期的な流入水の水質検査を進めます。

- ◆流入水の水質検査

(2) 健全な下水道経営

市民や事業者の理解の下、健全な下水道経営を進めていくため、供用開始区域における水洗化を促進するとともに、効率的な管理や使用料の適正化を図ります。

○供用開始区域における水洗化の促進に向け、水洗化の利点や必要性について広報・周知に努めます。

- ◆水洗化の普及促進

○下水道経営の健全化に向け、施設管理・運営の効率化を図るとともに、適正な下水道使用料の設定を検討します。

- ◆適正な下水道使用料の設定

(3) 健全な農業集落排水施設運営

農村集落の衛生的な住環境を確保するため、これまで整備してきた農業集落排水施設の健全な運営を進めます。

- 農業集落排水処理施設や管路について、機能の保全と長寿命化を図りながら、健全な運営に努めます。



◆農業集落排水施設の健全運営

(4) その他の汚水処理

河川や地下水などの水質保全のため、公共下水道や農業集落排水の処理区域外において、合併浄化槽の設置を促進するとともに、し尿・生活雑排水の適切な処理を進めます。

- 公共下水道及び農業集落排水の処理区域外において合併浄化槽の設置を促進します。



◆合併浄化槽の設置助成

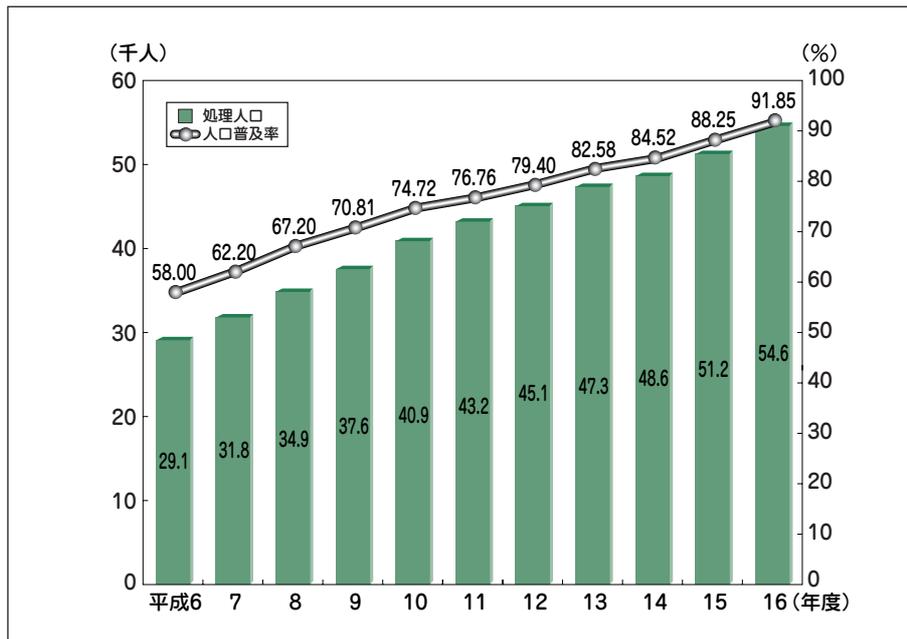
- 公共下水道の普及に伴う処理量の減少や施設の老朽化を踏まえ、し尿処理施設の機能の更新を検討します。



◆し尿処理施設の機能更新の検討

■公共下水道（汚水）の状況

※各年度末現在調



(資料) 京田辺市統計書

第3節 活力とにぎわいのあるまち

1 農業

基本方針

本市の農業は、全国と同様に担い手が減少傾向にあり、また、一部には耕作放棄地も見られるようになっていることから、都市近郊の立地を生かした活力ある農業の振興が必要となっています。そのため、玉露をはじめとするブランド力のある特産品の振興や地元消費を促進するとともに、農業委員会をはじめ、京都府や農業協同組合（JA）などとの連携を図りながら、農業経営の高度化・効率化を進めます。

施策体系



施策

(1) 特産品の振興

魅力ある農産物の振興に向け、農産物のブランド化や高付加価値化を進めるとともに、生産者や農業協同組合（JA）と消費者グループとの連携による経営の多角化に向けた新たな特産品の開発を促進します。

○農産物のブランド化に向け、玉露やナスをはじめとする特産品のPRの強化を推進します。



◆農産物の京田辺ブランド化

○茶園の改植や茶園バンクなどの取り組みを通じて、茶園の確保と後継者の育成を支援します。



◆茶園の生産拡大の支援

○付加価値の高い農産物の生産奨励に向け、ハウス園芸等の振興を促進します。



◆ハウス園芸等の振興

○地元産品を活用した特産品の開発を促進します。



◆特産品開発の促進（加工品を含む）

○農薬や化学肥料を減らした特別栽培の振興など、環境保全型農業の普及を促進します。



◆環境保全型農業の普及

(2) 地産地消の促進

地産地消は、地元農産物への市民の愛着を育て、安全で安心な食の提供にも寄与する活動です。そのため、農産物の地元消費を促す流通の仕組みづくりを進めるとともに、市民が農業にふれる機会づくりに努めながら、さらにはトレーサビリティシステムの確立などにより、安全で安心な地元農産物を提供できる取り組みを促進します。

- 朝市の開催や学校給食における地元農産物の活用などを促進し、地元消費の拡大を図ります。



◆地産地消の促進

- 市民が農業にふれ、体験できる場づくりに向け、市民農園の運営などを支援します。



◆体験・交流型農業の振興

- 安全な農産物の提供に向け、生産者や農業協同組合（JA）の連携による生産履歴の把握や提供の仕組み（トレーサビリティシステム）の確立を促進します。



◆トレーサビリティシステムの確立
☆「消費生活」p.73(2)

(3) 経営活性化の支援

農業経営においても、時代の変化にあわせた新しい仕組みの導入や新たな担い手の育成が必要となっています。そのため、効率的な農業経営を促進するとともに、農業後継者の育成を図りながら、耕作放棄地の防止に努めます。

- 効率的な農業経営に向け、農作業受委託の組織づくりや出荷・撰果の共同化を促進します。



◆農作業の受委託の組織づくり
◆共同出荷、共同撰果の促進

- 生産技術の高度化や新品種の導入への支援など、農業経営の近代化を促進します。



◆農業経営の近代化

- 農業の担い手となる認定農業者など農業後継者の育成を図ります。



◆地域農業担い手支援

- 中山間地域など耕作条件の不利な地域における耕作放棄を防止するため、共同化や農地の流動化などの取り組みを支援します。



◆耕作放棄の防止支援



(4) 農業基盤の整備

農業の生産性の向上や農地の保全を図るため、ほ場整備や土地改良などによる農業基盤の計画的な整備に努めます。

- 農業の生産性向上のため、生産基盤となる農地のほ場整備を計画的に推進します。



◆農業基盤整備の計画的推進

- 農地の保全を図るため、農道や用排水の整備・改良を進めます。



◆農道・用排水の整備・改良

- 農地の利水を効果的に行うため、ため池の改修整備を進めます。



◆ため池の改修整備

(5) 農業振興の総合的な推進

農業の振興を図っていくため、将来的なビジョンの策定と事業の計画的な推進を図ります。

- 農業の総合的な振興に向け、関係機関との連携による振興計画の策定と計画の推進を図ります。



◆（仮称）京田辺市産業振興ビジョンの策定

☆「商業」p.99(3)

☆「工業」p.101(4)

2 商業

基本方針

近鉄新田辺駅及びJR京田辺駅周辺、JR松井山手駅周辺においては、都市基盤整備とあわせて商業集積地が形成されてきましたが、今後とも、買い物に便利で、市外からも多くの人を訪れ、活気にあふれた商業活動が展開されるまちづくりが必要です。そのため、中心市街地や新たな商業集積地の形成を図るとともに、商業者の魅力ある店舗づくりや共同事業への取り組みなどを促進します。

施策体系



施策

(1) 商業地の環境整備

商業地の活性化に向け、中心市街地の個性を生かした商業集積の形成を進めるとともに、商業者による魅力的な買い物環境の形成に向けた取り組みを促進します。

○地域ごとの個性を生かした商業地の形成に向け、中心市街地活性化計画を策定し、地元商業者と市民組織による活性化を促進します。



◆中心市街地活性化計画の策定

○消費者ニーズに対応した、商店街の魅力づくりに向けた取り組みを促進します。



◆魅力的な買い物環境の整備

○商業集積地の活性化やにぎわいづくりに向け、商工会などの関係機関や商店街を中心とした共同事業の取り組みを促進します。



◆商業活性化共同事業の促進

○商業集積の形成に向け、必要に応じて各種誘導方策や優遇制度の導入を検討します。



◆商業集積の誘導方策等の検討

(2) 経営活性化の支援

商業の活性化は、商業者自身の魅力化に向けた努力が基本となります。そのため、個店ごとの経営改善や新事業への進出に向けた積極的な取り組みを促進します。

○商工会など関係機関との連携により、IT化による商店PRネットワークづくりや収益力向上に向けた商業者の経営改善を支援します。

◆経営改善の支援

☆「工業」p.101(3)

○各種資金融資制度の効果的な活用を促進します。

◆各種融資制度の活用促進

☆「工業」p.101(3)

○市内中小企業の競争力の強化に向け、環境や技術の国際規格認証取得を奨励します。

◆環境保全国際規格認証取得の促進

☆「循環型社会」p.88(1)

(3) 商業振興の総合的な推進

商業の振興を図っていくため、将来的なビジョンの策定と事業の計画的な推進を図るとともに、商業振興の中心的な組織である商工会の活動を支援します。

○商業の総合的な振興に向け、関係機関との連携による振興計画の策定と計画の推進を図ります。

◆（仮称）京田辺市産業振興ビジョンの策定

☆「農業」p.97(5)

☆「工業」p.101(4)

○商業振興の中心的な組織である商工会の活動を支援します。

◆商工会の活動支援

☆「工業」p.101(4)

3 工業

基本方針

本市では、これまで就労機会の確保に向け、工業地域の拡大や企業立地の促進などを積極的に進めてきましたが、今後も引き続き都市の自立性を高めるため、新たな企業の立地を促進するとともに、市内の事業所による経営の高度化や新分野進出への取り組みを促進します。

施策体系



施策

(1) 新たな企業立地の促進

新たな企業立地は、就労機会の拡大や地域経済の活性化などへの大きな効果が期待されます。そのため、周辺環境や景観との調和を図りつつ、新たな工業用地の整備や遊休地の効果的な活用を促すとともに、優遇制度の整備等により新たな企業の誘致を推進します。

○景気動向や企業の立地需要を見極めつつ、周辺環境に配慮した工業用地の計画的な整備を進めるとともに、組合法人による工業系土地区画整理事業などの事業を促進します。

◆工業用地の計画的整備
◆工業系土地区画整理事業の促進

○企業誘致に向け、工業用地として活用が可能な市内遊休地のデータベースの構築と情報の提供を図ります。

◆産業系遊休資産の情報提供システムづくり

○新規立地企業に対する優遇制度の創設を検討するとともに、各種手続の円滑化を図ります。

◆企業誘致の推進

○企業が進出しやすい条件を高めるため、土地利用等の規制の見直しを検討します。

◆土地利用等の規制の見直し

(2) 企業間連携の促進

新たな事業活動の創出に向け、市内の多様な企業間の交流や共同事業への参加の機会づくりを促進します。

- 市内企業の情報交換や共同事業などの実施に向け、商工会を中心とした市内企業間の連携組織づくりを促進します。

◆市内企業間連携の組織づくり

- 新たなビジネス機会の創出などに向け、異業種交流を促進します。

◆異業種交流の促進

(3) 経営活性化の支援

企業経営の活性化に向け、個々の事業所による経営改善や技術の高度化、新たな事業への進出等への取り組みを促進します。

- 商工会など関係機関との連携により、事業者の経営改善を支援します。

◆経営改善の支援
☆「商業」p.99(2)

- 各種資金融資制度の効果的な活用を促進します。

◆各種融資制度の活用促進
☆「商業」p.99(2)

- 市内中小企業の競争力の強化に向け、環境や技術の国際規格認証取得を奨励します。

◆環境保全国際規格認証取得の促進
☆「循環型社会」p.88(1)

- 市内中小企業の事務効率の向上や企業PR等を図るため、IT化の支援を図ります。

◆市内中小企業IT化支援

(4) 工業振興の総合的な推進

工業の振興を図っていくため、将来的なビジョンの策定と事業の計画的な推進を図るとともに、工業振興の中心的な組織である商工会の活動を支援します。

- 工業の総合的な振興に向け、関係機関との連携による振興計画の策定と計画の推進を図ります。

◆（仮称）京田辺市産業振興ビジョンの策定
☆「農業」p.97(5)
☆「商業」p.99(3)

- 工業振興の中心的な組織である商工会の活動を支援します。

◆商工会の活動支援
☆「商業」p.99(3)

4 観光

基本方針

本市は奈良と京都の中間にあり、歴史的な資源には恵まれています。近年、観光客は減少傾向にあります。しかし、今後も引き続き、人々が訪れ、にぎわいと交流をもたらす観光を振興していく必要があります。そのため、豊かな自然・歴史・文化の魅力を高め観光資源として生かし、来訪者が参加・体験できる観光の振興を図ります。また、来訪者を迎える環境づくりや受入体制の整備に努めます。

施策体系



施策

(1) 観光資源周辺の環境整備

本市が有する自然・歴史・文化などの多様な観光資源の魅力を一体的に高めるため、歴史資源をはじめとする観光資源周辺の景観保全や整備を図るとともに、個々の観光資源を効果的に結ぶネットワークの整備・充実を図ります。

○観光資源の魅力を高めるため、モデル事業として名所・旧跡周辺の景観保全や整備など、環境整備の取り組みを推進します。



◆観光資源周辺の環境整備

○観光資源を効果的に生かすため、ハイキング・サイクリングコースの設定や観光案内板、ひとやすみベンチの設置など、観光拠点を結ぶルートの整備・充実を図ります。



◆観光ルートの整備

(2) 参加・体験型観光の促進

豊かな自然・歴史資源を生かし、観るだけではなく、楽しむことのできる参加・体験型観光イベントの充実などを図ります。

○本市の最も著名な先人である「一休さん」を生かしたイベントの展開や情報発信など、テーマ観光の振興を図ります。



◆「一休さん」をテーマとした観光振興

○観光ニーズの変化に対応し、市の特産品などを生かした参加・体験型観光の充実を図ります。



◆市の特産品を生かした参加・体験型観光の充実

○観光資源となる伝統的な芸能・行祭事のPRの強化や受入体制の整備を図ります。



◆伝統的な行祭事のPR

○市内の回遊性を高めるため、観光名所やルートを紹介する観光ガイドマップの作成を進めます。



◆観光ガイドマップ作成

(3) 観光推進体制の充実

観光振興を図るため、その母体となる京田辺市観光協会と連携しながら、観光振興の総合的なビジョンを策定するとともに、観光関係者をはじめ市民・団体が連携し、観光資源の広域的ネットワーク化を図り、来訪者をあたたかく迎える体制の整備を進めます。

○観光振興の推進体制の核となる京田辺市観光協会の事業企画・運営力の強化を支援します。



◆京田辺市観光協会の運営支援

○観光振興を総合的に進めるため、市民や行政などが一体となって取り組むビジョンづくりを進めます。



◆新観光ビジョンづくり

○来訪者の観光ニーズに応えるため、関係団体と連携して観光ボランティアの育成や組織化を促進します。



◆観光ボランティアの育成

○広域観光の展開に向け、歴史街道推進協議会や近隣自治体と連携した観光資源のネットワーク化や観光PRの共同展開を進めます。



◆広域観光ネットワークの形成



一休寺(酬恩庵)



大御堂観音寺

5 新産業創出

基本方針

まちの活力や就労機会の創出のためには、新たな企業化を促進することも必要です。そのため、本市に立地する同志社大学や市内企業などとの連携により、新産業創出に向けた機運を高め、起業に向けた取り組みを支援するとともに、新産業の創出拠点の形成を図ります。

施策体系



施策

(1) 産・学連携による地域産業の活性化

地域産業の振興や新産業の創出に向け、大学の持つ人材、技術、ネットワークなどの活用が期待されます。そのため、大学と市内企業との交流を促進するとともに、産・学連携を支援します。

○大学と市内企業の双方が持つ人材や技術などに関する情報を交換できる機会づくりに努めます。



◆大学と市内企業との交流促進

○産学連携コーディネーターの配置などにより、大学や学研都市に立地する研究機関と市内企業との連携を支援します。



◆産・学連携支援

(2) 起業の支援

まちの活力や就労機会の創出のためには、起業意欲をもつ人々の発掘やその取り組みへの支援が必要です。そのため、同志社大学連携型インキュベーション*50施設との連携により起業を支援する環境づくりを推進するとともに、起業支援制度の整備を図ります。

○起業化を促進するため、同志社大学連携型インキュベーション施設への入居の促進を図ります。



◆同志社大学連携型インキュベーション施設の有効活用

○新たな技術やサービスによる起業意欲が高く、地域産業に貢献しようとする創業者などへの支援を図り、企業の市内への定着を奨励します。



◆ベンチャー起業支援

*50 【インキュベーション】 起業支援。

○市内の優れた技術、技能を持った技術者や職人などの人材を活用し、起業支援のための仕組みづくりを検討します。



◆起業支援マイスター*51の組織化

(3) 新産業創出の拠点づくり

関西文化学術研究都市の一翼を担うまちとして、新産業を生かしたまちを目指します。そのため、関係機関や大学との連携により、新産業や成長・先端産業が集積する新たな産業拠点の形成について検討を進めます。

○大学の人材や研究の蓄積を活用した新たな成長・先端産業の集積拠点づくりを検討します。



◆新産業集積拠点形成
◆けいはんな新産業創出・交流センター支援



同志社大学連携型インキュベーション施設イメージ図

*51 『マイスター』 親方や職人、名人。

6 雇用促進・勤労者福祉

基本方針

勤労者が安心して働くことができ、豊かさを実感できるよう、企業や関係機関との連携により雇用機会の確保に努めるとともに、各種勤労者支援制度の活用を促進します。

施策体系

雇用促進・勤労者福祉

(1) 雇用の促進

(2) 勤労者福祉の充実

施策

(1) 雇用の促進

雇用形態の多様化や流動化が進み、安定した雇用を確保することは、市民生活を支えるためにも重要です。そのため、関係機関との連携による情報提供の強化を図るとともに、市内企業による地元雇用の促進などにより、就労機会の拡充に努めます。

○ハローワーク等との連携を強化し、雇用に関する情報提供や就労意欲の啓発を図ります。



◆ハローワーク等との連携

○シルバー人材センター等との連携により、高齢者の就労機会の提供に努めます。



◆シルバー人材センターの活動支援
☆「高齢者福祉」p.54(3)

○雇用の拡大に向け、市内企業への地元雇用の要請に努めます。



◆地元雇用の促進

(2) 勤労者福祉の充実

勤労者福祉の充実に向け、勤労者住宅融資などの支援制度の活用や労災保険への加入を促進し、勤労者が安心して働くことのできる環境づくりを進めます。

○勤労者の住宅取得の支援に向けた融資制度の充実を図ります。



◆勤労者住宅融資の充実

○国・京都府・市などの各種支援制度や労働基準法の制度に関する周知・啓発を図ります。



◆勤労者支援制度などの周知・啓発

○勤労者が余暇を楽しく過ごせ、充実した生活が送れるよう、文化活動やスポーツ活動などの情報提供を行うとともに、それらの活動を促進します。



◆勤労者の余暇活動の支援

●基本計画●

第3章
心にうるおいのあふれる
まちづくり

第3章 心にうるおいのあふれるまちづくり

第1節 自然と共生する美しいまち

1 緑の保全・再生

基本方針

緑は、安らぎとうるおいをもたらす、ゆとりある都市空間を生み出すだけでなく、防災や環境保全など様々な機能を持ち合わせており、本市の貴重な資源ともなっています。そのため、市民や事業者、行政が連携し、甘南備山をはじめとする山々の緑の保全・育成に向けた取り組みを促進するとともに、まちなかの緑化を促進します。

施策体系

緑の保全・再生

- (1) 緑の保全・再生の取り組み
- (2) 森林や水辺の緑の育成
- (3) まちなかの緑化の促進

施策

(1) 緑の保全・再生の取り組み

緑は貴重な資源である一方、そのほとんどは民有林であることから、緑の基本計画による総合的な緑の保全・再生を図りながら、自然観察を通じた自然環境の保全意識の高揚を図るとともに、ボランティアによる森林保全活動への支援を図ります。また、緑の保全に向けた規制の検討や指導を進めます。

○緑の保全・再生の総合的な指針である緑の基本計画の見直しを行います。

◆緑の基本計画の見直し

○自然観察を通じた自然環境の保全意識の高揚を図るとともに、ボランティアなどによる森林保全活動を支援します。

◆自然環境保全意識の高揚
◆森林ボランティアの活動支援

○都市計画などによる緑の保全手法の活用を検討するとともに、土砂採取や埋立の規制や適切な復旧の指導を図ります。

◆緑の保全手法の活用
☆「土地利用」p.76(3)
◆土砂採取・埋立の規制
☆「防災・危機管理」p.64(2)

(2) 森林や水辺の緑の育成

甘南備山をはじめとする森林の計画的な育成を進めるとともに、多自然型川づくり*52などを導入しながら、水辺の緑などを育成し、そこに生息する稀少生物の保護や生態系の保全を進めます。

○森林整備計画に基づく森林の適正な育成を図るとともに、市造林地の除伐等を実施します。

◆森林の計画的な育成
☆「土地利用」p.76(3)
◆市造林地の施業

○市内に棲息する稀少生物に配慮した市民との協働による多自然型川づくりを進めるとともに、稀少生物の調査や保護を図ります。

◆多自然型川づくり
◆稀少生物の保護

(3) まちなかの緑化の促進

緑化イベントや花いっぱい運動などを展開し、緑化意識の高揚を図るとともに、生垣の設置を奨励し、まちなかの緑化を促進します。

○緑化意識の啓発に向け、緑化イベントの開催や区・自治会への樹木の配布、花いっぱい運動などを進め、コミュニティぐるみの取り組みを促進します。

◆緑化啓発
◆コミュニティ組織や事業所での緑化促進
◆花いっぱい運動の促進
◆区・自治会への樹木の配布

○住宅地やまちなかの緑化を図るため、生垣の設置を奨励します。

◆生垣設置の奨励



甘南備山



*52 『多自然型川づくり』 生物が生息・生育する環境をできるだけ改変せず、自然景観などにも配慮した川づくり。

2 都市景観

基本方針

平成16年に景観法が施行され、美しく風格のある国土の形成が国の重要な政策の一つとなりました。本市においても、勾配屋根の普及など美しい都市景観の形成に取り組んできましたが、今後とも市民にとって魅力のある美しい景観をもったまちづくりを進めるため、住宅地や農業集落、伝統的なまちなみなどその特性に応じて、自然と調和した景観形成を進めるとともに、公共空間と一体的な美しさをもった都市景観の形成を図ります。

施策体系



施策

(1) 個性ある景観形成の促進

緑と都市が調和した個性ある景観を創り上げることが、まちの魅力や市民のふるさと意識を高めます。そのため、景観形成に関する総合的な指針を策定し、地区特性に応じた規制誘導や景観整備を進めるとともに、市民や事業者への意識啓発を進めます。

○緑と都市が調和した景観形成に向けた指針を策定し、規制誘導を図ります。



◆景観法を活用した景観形成

○歴史文化資源と調和した景観形成を図るとともに、中心市街地エリアや学術研究都市エリアなど本市の顔となる都市機能エリアにおける統一感のある景観形成に努めます。



◆歴史や文化を生かした景観形成
◆中心市街地エリアの景観形成
◆学術研究都市エリアの景観形成

○個性的な景観の保全・創出に向け、景観コンクールや景観100選の選定など、景観の顕彰を図ります。



◆景観の顕彰

(2) 建築物等のデザイン誘導

自然と調和する都市景観の形成を先導するモデルとして公共建築物のデザインに配慮するとともに、周辺環境と調和した民間建築物のデザイン誘導や屋外広告物の景観誘導を進めます。

- 先導的なモデルとして勾配屋根のある公共建築物デザインの推進を図るとともに、民間建築物の景観誘導を図ります。



◆公共建築物の先導的な景観形成
◆民間建築物における景観形成

- 都市景観と調和した屋外広告物の景観誘導を進めます。



◆屋外広告物の景観誘導

(3) 公共空間の景観形成

まちなみとの一体的な景観を創出するため、道路などの公共空間におけるデザインの配慮を図るとともに、電線類の地中化を進め、美しいうるおいのある公共空間の創出に努めます。

- 美しい都市景観を先導的に創出できるよう、道路施設のデザインの配慮や緑化などを図ります。



◆うるおいある道路景観の整備
☆「道路網」p.81(3)

- 中心市街地や新たな市街地整備において電線類の地中化を進めます。



◆電線類の地中化
☆「市街地整備」p.77(1)



3 公園・緑地

基本方針

本市では、これまで、公園や緑地の整備を着実に進めてきましたが、今後も引き続き、市民が憩い、交流し、緑に親しめる空間を創出するため、計画的な公園整備を進めるとともに、河川と天井川切り下げに伴う緑道や身近な緑地とを結ぶ水と緑のネットワークづくりを進めます。また、市民参画による身近な公園や緑地の充実に向けた取り組みを促進します。

施策体系



施策

(1) 公園の整備

市民の多様なニーズに応える公園として、スポーツ・レクリエーションの場、防災拠点などの様々な機能を備えた近隣公園等の整備を進めます。

○スポーツ・レクリエーションの場として、親水性のある公園の整備を図ります。



◆親水性のある公園整備
☆「河川・水路整備」p.69(4)

○憩いの場、災害時の防災拠点として、近隣公園や身近な街区公園の整備を進めます。



◆近隣公園等の整備

(2) 水と緑のネットワークづくり

本市を流れる木津川などの河川と、天井川切り下げに伴う緑道や公園・緑地を有機的に結び、都市と一体となった水と緑のネットワークづくりを進めます。

○河川や緑道、公園などを有機的に結ぶ水と緑のネットワークの計画的な整備を図ります。



◆水と緑のネットワークづくり

○防賀川をはじめとした河川における親水性を備えた緑地や緑道の整備を進めます。



◆河川緑地の整備

(3) 市民参画による公園・緑地の整備・管理

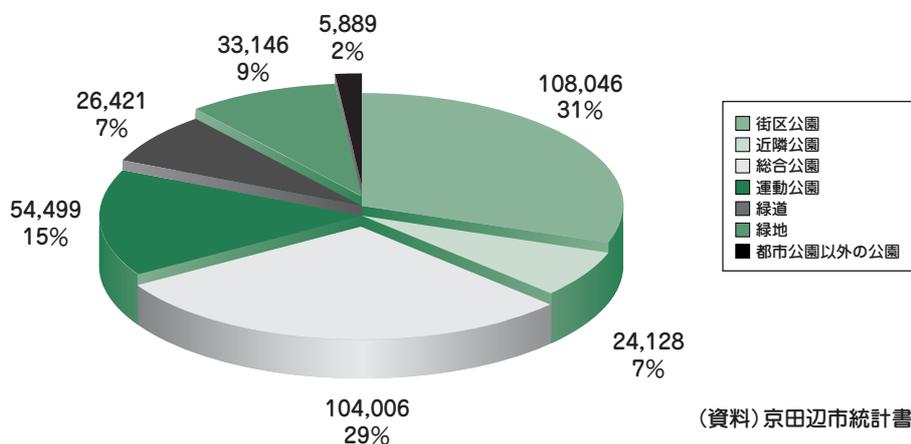
公園・緑地の環境を保持するため、市民が主体的に公園・緑地の整備や日常的な維持管理に参画できる仕組みづくりを進めます。

○公園・緑地の整備や日常的な維持管理への市民参画を促進します。



- ◆公園・緑地整備におけるワークショップ手法の導入
- ◆公園里親制度（アダプト制度）の普及

■都市公園（単位：m²、H17.4.1現在）



第2節 心豊かな人を育てるまち

1 幼稚園教育

基本方針

幼稚園教育を通じて、生涯にわたる人間形成と生きる力の基礎を育むことのできるよう、幼児の豊かな情操や個性を伸ばす教育を充実するとともに、地域における子育てへの幼稚園の活用を図ります。また、保育所や小学校、大学等との幅広い連携によって、教育体制の充実に努めます。

施策体系



施策

(1) 教育内容の充実

幼稚園教育は、人間形成の最も基礎的な段階として重要な役割を担っています。そのため、家庭との連携を図り地域の資源を生かしながら、心身ともに健康な幼児の発達を促す特色ある教育の充実と指導受入体制の充実に努めます。

○幼児の個性を伸ばす教育の充実に向け、体験活動を生かした教育や発達に応じた指導などにより、幼稚園ごとの特色ある園づくりを進めます。



◆特色ある園づくり

○発達への配慮が必要な幼児の適正な就園や、指導体制の充実に努めます。



◆発達への配慮が必要な幼児の支援体制の充実

(2) 子育て教育・相談の充実

幼稚園には、就園する幼児だけでなく、人材や施設を生かして広く地域の子育てを指導・支援する役割も期待されています。そのため、子育て中の保護者の不安や悩みを解消するための交流や相談の場づくりを進めるとともに、市民ニーズに応える保育サービスの提供に努めます。

○幼稚園における子育て相談や子育てに関する情報交流の場の充実を図ります。



◆子育て支援活動の充実

- 市民ニーズの多様化に対応し、幼稚園における預かり保育の充実を図ります。



◆預かり保育の充実

(3) 教育体制の充実

幼稚園教育のより一層の充実を図るため、研究活動や研修等を通じた教員の資質向上を図るとともに、私立幼稚園への就園環境も整えながら、幼稚園と保育所・小学校・大学等の連携による教育体制の充実に努めます。

- 研修への参加機会を拡充し、教員の資質向上を図ります。



◆教員の資質向上

- 幼児の健康や安全の確保に向け、健康安全教育の充実を進めます。



◆健康安全教育の充実

- 私立幼稚園への就園に対する支援に努めます。



◆私立幼稚園の運営支援

- 教育体制の充実に向け、幼児・児童・保護者の交流機会の創出など、幼稚園と小学校の連携を図ります。



◆幼稚園と小学校との連携

- 幼稚園教育の活性化に向け、学生の教育活動への参加など、幼稚園と大学等との連携を図ります。



◆幼稚園と大学等との連携
☆「交流・連携の推進」p.132(2)

(4) 幼稚園施設の整備

幼稚園施設の整備に当たっては、耐震性の向上、老朽施設の計画的な改修・改築を図ります。また、幼稚園教育を更に充実発展させるための設備の充実を図ります。

- 耐震性の向上や老朽施設の改修・改築、教育内容に対応した機能・設備の導入を図り、幼稚園施設の整備を進めます。



◆幼稚園施設の整備

2 小・中学校教育

基本方針

豊かな人間性をもち、世界で活躍できる京田辺っ子を育むため、個性を生かしながら学力を高める教育を基本として、社会の変化に柔軟に対応できる力を育む教育の充実を図ります。また、子どもを取り巻く環境や人口動向などを踏まえた教育体制の充実や学校施設の整備を進めます。

施策体系



施策

(1) 個性を生かし学力を高める教育の推進

基礎学力の定着を基本として、児童・生徒の個性を生かしながら自ら学び、自ら考える力を育成していくことが大切です。そのため、特色ある学校づくりや、個に応じた学習指導の充実を図ります。また、職場体験学習等を通じた進路指導の充実や、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実に努めます。

○地域や学校の伝統、児童・生徒一人ひとりを大切にし、地域に開かれた創意ある教育活動を行うなど、特色ある学校づくりを推進します。



◆特色ある学校づくり

○図書室などの活用や指導方法の工夫改善などにより、個に応じた指導を推進し、学習指導の充実を図ります。



◆学習指導の充実

○進路を考える機会となる職場体験学習を実施するなど、進路指導の充実を図ります。



◆進路指導の充実

- 障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を進め、相談を重視した就・修学指導の充実に努めます。

◆特別支援教育の充実

(2) 人間性を育む教育の推進

心身ともに調和のとれた豊かな人間性の育成や、社会性の育成を図ることが大切です。そのため、道徳教育・人権教育やスポーツ・文化活動の充実を図ります。また、いじめや不登校の防止に向けた取り組みを推進します。

- 豊かな人間性や個性を育むため、道徳性を養う教育や人権教育を推進するとともに、スポーツ・文化活動の充実を図ります。

◆道徳教育の推進
◆人権教育の推進
☆「人権尊重」p.43(2)
◆スポーツ・文化活動の充実

- 児童・生徒の健康や安全の確保に向け、健康安全教育の充実、健康診断や食を通じた指導などによる健康づくりを進めます。

◆健康安全教育の充実
◆食育の推進
☆「健康づくり」p.49(1)

- いじめや不登校などの未然防止や解決に向け、相談・指導体制の充実を図ります。

◆相談・指導体制の充実
☆「青少年の健全育成」p.120(2)

(3) 社会の変化に対応する教育の推進

社会が急速に変化を続ける中であって、児童・生徒がその変化に対応できる力を養っていきけるよう、国際理解教育、環境教育、情報教育など、時代の要請に応じた教育を推進します。

- 児童・生徒の国際理解を深めるため、外国人との交流機会の創出や英語指導助手(AET)の活用など、外国の歴史・文化・言語を学ぶ機会の充実を図ります。

◆学校教育における国際理解教育の充実
☆「平和・友好交流」p.41(2)

- 環境問題に主体的に取り組む意識づくりに向け、環境について学ぶ機会の充実を図ります。

◆環境教育の充実
☆「循環型社会」p.88(1)

- ソフトの充実や指導者の育成など、環境・基盤づくりと教育内容の充実に努め、情報教育の充実を図ります。

◆情報教育の充実

(4) 教育体制の充実

教育体制の充実に向け、研修・研究活動を通じた教職員の資質向上を図るとともに、学校間連携、さらには大学等との連携を通じた指導方法などの情報交流を進めます。

○研修への参加機会を拡充するなど、教職員の資質向上を図ります。

◆教職員の資質向上

○合同で学力向上に取り組むなど、小学校と中学校の連携を強化します。

◆小学校と中学校との連携強化

○学校教育の活性化に向け、学生の教育活動への参加など、小・中学校と大学等との連携を図ります。

◆小・中学校と大学等との連携
☆「交流・連携の推進」p.132(2)

○児童・生徒や保護者のニーズに対応するため、教育相談体制の充実を図ります。

◆教育相談体制の充実

○保護者負担の軽減に向け、各種費用に対する適切な援助に努めます。

◆保護者負担の軽減

(5) 学校施設の整備

人口増加に伴う学校施設の整備について検討するとともに、耐震性の向上と老朽施設の改修など、児童・生徒が快適で安全に安心して教育を受けることのできる学校施設の整備を推進します。

○小・中学校の施設整備計画の策定を進めます。

◆学校施設整備計画の策定

○耐震診断に基づく施設の改修や老朽施設の大規模改修、バリアフリー化など、学校施設の計画的な整備を進めます。

◆学校施設の耐震補強と大規模改修等

○施設・設備の充実や衛生管理の改善・向上、効率的な運営など、小学校における給食環境の充実を図ります。

◆小学校における給食環境の充実

○不審者の侵入などに対する安全を確保するため、学校の安全対策を充実します。

◆学校の安全対策

3 青少年の健全育成

基本方針

青少年を取り巻く環境が多様化している中で、次代を担う青少年が様々な立場の人々と共生していく心を育みながら、情報を選択する力や自ら考え創造する能力などを身につけることができるよう、ボランティアやまちづくり活動に取り組む意欲を育むとともに、社会参加の機会づくりに努めます。また、学校、家庭、地域、事業者、行政等が連携して、青少年が明るく健全に育つ環境づくりを推進します。

施策体系

青少年の健全育成

(1) 青少年の社会活動への参加の促進

(2) 健全育成の環境づくり

施策

(1) 青少年の社会活動への参加の促進

青少年が様々な立場の人々との交流を通じて社会への理解を深めることができるよう、ボランティア活動やコミュニティ活動への参加の促進など、社会貢献や社会参加に関わる機会の創出に努めます。

○青少年のボランティア活動等への参加促進に向け、自発的な活動に対するサポート体制を確立します。

◆サポート体制の確立

○青少年の自発的な地域交流活動を支援します。

◆青少年の地域交流活動への支援
◆ふるさと体験学習の充実

(2) 健全育成の環境づくり

青少年が地域で健全に暮らしていくことのできる環境づくりに向け、学校、家庭、地域、事業者、行政等が連携し、悩みや相談に対応できる体制づくりに努めます。

○青少年の健全育成に向け、学校、家庭、地域、事業者、行政等の連携を強化します。

◆学校、家庭、地域、事業者、行政等の連携強化

○青少年を取り巻く地域環境の向上を図るため、健全育成推進体制を充実します。

◆健全育成推進体制の充実

○いじめや不登校などの未然防止や解決に向け、相談・指導体制の充実を図ります。

◆相談・指導体制の充実
☆「小・中学校教育」p.118(2)

○スポーツを通じた青少年の健全育成を図ります。

◆スポーツを通じた青少年の健全育成
☆「スポーツ・レクリエーション」p.126(1)

4 生涯学習

基本方針

市民が「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」学べる機会の充実に向け、多様なニーズに対応した学習機会や学習施設の充実を図るとともに、市民や団体による学習活動を促進します。

施策体系



施策

(1) 生涯学習機会の充実

市民の学習ニーズは、ライフスタイルなどの変化に伴って多様化・高度化しています。そのため、大学等をはじめとする地域の資源や人材などを活用し、市民が意欲に応じて自分に適した学習を受けることのできる機会づくりを進めます。

○様々な世代の関心やニーズに対応するため、多様な学習機会の提供に努めます。



◆多様な生涯学習講座の開設

○生涯学習機会の充実に向け、人材や研究蓄積の活用など、大学等との連携を進めます。



◆大学等との連携
☆「交流・連携の推進」p.132(2)

(2) 生涯学習の支援

生涯学習を市民主体で推進するため、その基本となる総合的なビジョンを策定するとともに、ボランティア、リーダーの育成など、市民の自主的な活動を支える人材の発掘・育成に努めます。

○市民が生涯にわたり、自らの意欲に応じて「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」学べる学習環境の充実に向け、生涯学習のビジョン等の策定を進めます。



◆総合的な生涯学習の推進

○情報誌の発行や市内の団体・施設からの情報発信など、生涯学習情報の提供を進めます。



◆生涯学習情報の提供
☆「市民文化・伝統文化」p.123(2)
☆「スポーツ・レクリエーション」p.126(2)

○市民の学習活動の活性化に向け、各種団体やサークルの育成や活動支援を図るとともに、団体相互の交流を促進します。



◆生涯学習の支援
◆生涯学習関係団体の交流促進

○研修機会や交流・情報交換の機会を充実し、生涯学習のボランティア、リーダーの育成を図ります。



◆生涯学習のボランティアの育成
◆生涯学習のリーダーの育成

○多様な技能や経験を持ち合わせる人材の発掘のため、人材バンクの充実を図り、その活用を促進します。



◆人材バンクの充実
☆「交流・連携の推進」p.131(1)

(3) 生涯学習拠点機能の充実

団体同士の交流や活動のすそ野を広げるため、活動の中核となる拠点施設の整備を検討するとともに、既存の生涯学習施設における利便性の向上や情報ネットワークの強化を進めます。

○本市の生涯学習活動の中核として、文化ホールを備えた生涯学習拠点施設の整備を検討します。



◆生涯学習拠点施設の整備検討

○南部地域の市民活動の活性化に向け、文化活動等の拠点機能を備えた南部住民センターの整備について検討します。



◆南部住民センターの整備検討
☆「コミュニティ活動・市民活動」p.48(3)

○文化財や歴史資料の収蔵・展示施設の整備を検討するとともに、調査研究成果に関する情報の発信に努めます。



◆歴史民俗資料の収蔵・展示施設の整備検討
◆文化財・伝統文化情報の発信

○住民センターや地区公民館などの既存生涯学習施設の一層の活用が図られるよう、市民ニーズに応じた利便性の向上に努めます。



◆既存生涯学習施設の利便性向上

○生涯学習施設の利便性を高めるため、施設間の情報の共有や共同発信など、情報ネットワークの強化を進めます。



◆既存生涯学習施設の情報ネットワークの強化

○文化施設の効率的な運用・整備に向け、近隣市町の文化施設との広域的な相互利用を図ります。



◆文化施設の広域利用

5 市民文化・伝統文化

基本方針

本市には、古代から近世に至る特徴的な歴史資源や伝統文化が継承されていることから、それらを市民共通の財産として生かしながら、京田辺らしい新しい市民文化が育まれるよう、文化・芸術とのふれあいの場づくりや市民による文化・芸術活動を促進するとともに、伝統文化や文化財の保存・継承に努めます。

施策体系

市民文化・伝統文化

- (1) 文化にふれる機会の充実
- (2) 文化活動等の支援
- (3) 伝統文化・文化財の保存・継承

施策

(1) 文化にふれる機会の充実

文化は人の心を豊かなものにするだけでなく、まちのイメージを形成する資源でもあります。そのため、市民が様々な文化や芸術にふれることのできる機会を創出し、文化に対する市民の理解や参加意欲の啓発に努めます。

○身近に文化にふれることができ、市民同士の交流の場ともなる文化イベントの充実を図ります。

◆身近な文化イベントの充実

○優れた音楽や芸術作品などを鑑賞する機会づくりに努めます。

◆優れた芸術の鑑賞機会づくり

(2) 文化活動等の支援

まちの文化は、市民の生活や文化・芸術活動等によって生まれ、定着していくものです。そのため、市民の文化・芸術活動を促進するとともに、イベントなどを通じた発表の機会づくりに努めます。

○市民の文化・芸術活動を促進するため、各種文化団体の活動を支援するとともに、文化情報の提供を進めます。

◆各種文化団体の活動支援
◆文化情報の提供
☆「生涯学習」p.122(2)

○文化・芸術イベントへの市民の参加を促進するため、文化・芸術活動の発表機会の充実を図ります。

◆文化・芸術活動の発表機会の充実

(3) 伝統文化・文化財の保存・継承

行祭事をはじめとする伝統文化や文化財は、市民にとって貴重な歴史資源です。そのため、その保存・継承に努めるとともに、まちの歴史文化の学習を促進し、郷土愛の育成に努めます。

○伝統的な芸能や行祭事などの継承を支援し、伝統文化の保存に努めます。

◆伝統文化の継承支援

○市内の貴重な文化財に関する調査研究及び収集・保存に努めるとともに、市の文化財指定を進めます。

◆文化財の調査・保存
◆指定文化財等の保存の支援

○まちの歴史文化への関心を高めるため、文化財とのふれあいなどを通じて歴史文化を学ぶ機会づくりに努めます。

◆文化財を通じてまちの歴史文化を学ぶ機会づくり



大住隼人舞



ずいき神輿制作



山本の湯立

6 スポーツ・レクリエーション

基本方針

市民のスポーツ・レクリエーションへのニーズが多様化する中、これまで施設の拡充や機会づくりを進めてきましたが、今後とも、市民のだれもがそれぞれの年齢、体力、目的や意欲などに応じて、生涯にわたってスポーツにふれ、親しむことのできるまちづくりが必要です。そのため、スポーツに参加する機会の充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブ*53をはじめ核となる団体の活動支援やリーダーの育成に努めます。

施策体系



施策

(1) 生涯スポーツ機会の充実

生涯を通じて継続的にスポーツができる環境づくりに向け、各種スポーツ・レクリエーションイベントの開催や小・中学生のスポーツ活動の促進、高齢者スポーツ活動の振興などに努めます。

○世代やライフスタイルに応じたスポーツ教室の開催やスポーツ・レクリエーションイベントの充実を図ります。

◆スポーツ教室の開催
◆スポーツ・レクリエーションイベントの充実

○スポーツ参加のすそ野を広げるため、だれもが参加しやすいニュースポーツの普及に努めます。

◆ニュースポーツの普及

○スポーツ大会への参加の促進や成績優秀者などの顕彰に努めます。

◆スポーツ大会への参加促進
◆成績優秀者などの顕彰

○スポーツ教室の開催やスポーツ活動ボランティアの育成、スポーツに接する場づくりなどを図り、小・中学生のスポーツ活動を促進します。

◆小・中学生のスポーツ活動の促進

*53 『総合型地域スポーツクラブ』 多世代、幅広いレベルの人が参加できる、地域住民が主体となって運営する多目的型のスポーツクラブ。

- 高齢者のスポーツ教室の開催やスポーツ団体の活動を支援するなど、高齢者スポーツ活動の振興を図ります。 → ◆高齢者スポーツ活動の振興
☆「高齢者福祉」p.54(3)
- スポーツ教室を開催するなど、障害のある人のスポーツ活動の振興を図ります。 → ◆障害のある人のスポーツ活動の振興
☆「障害者福祉」p.57(2)
- スポーツを通じた青少年の健全育成を図ります。 → ◆スポーツを通じた青少年の健全育成
☆「青少年の健全育成」p.120(2)
- 生涯スポーツの充実に向け、人材や施設などを活用しながら、大学等との連携を進めます。 → ◆生涯スポーツにおける大学等との連携
☆「交流・連携の推進」p.132(2)

(2) 生涯スポーツ活動の支援

生涯スポーツの振興に向け、総合的なビジョンを策定するとともに、体育協会やスポーツ団体、地域団体等の育成と活動の促進を図ります。

- スポーツへの参加促進に向け、スポーツ振興の基本的なビジョンの策定を進めます。 → ◆スポーツ振興基本計画の策定
- スポーツ振興において重要な役割を果たす市社会体育協会の活動を支援します。 → ◆市社会体育協会の活動支援
- スポーツ活動の活性化を図るため、各種研修会の開催を通じて、スポーツリーダーの育成を図ります。 → ◆スポーツリーダーの育成
- 総合的なスポーツ振興組織（総合型地域スポーツクラブ）の育成を進めます。 → ◆総合型地域スポーツクラブの育成
- 市内のスポーツ団体や競技会・発表会を紹介する情報誌の発行など、スポーツ情報の提供を進めます。 → ◆スポーツ情報の提供
☆「生涯学習」p.122(2)

(3) スポーツ・レクリエーション活動拠点の充実

豊かな自然や既存施設の活用を図りながら、市民のスポーツニーズに適切に対応したスポーツ施設・設備の整備検討や機能充実を図ります。

- 市民のスポーツニーズに対応したスポーツ施設・設備の整備検討や機能充実を図ります。 → ◆スポーツ施設の総合的な整備検討
◆スポーツ設備の整備
◆一丁田池多目的運動広場の整備

- 野外活動センター、中央体育館、公園プールなど既存スポーツ施設の利便性を向上し、利用の促進を図ります。



◆既存スポーツ施設の利用促進



●基本計画●

第4章
まちづくりの推進に
向けて

第4章 まちづくりの推進に向けて

1 市民参画・協働の推進

基本方針

地域社会における課題解決に向け、市民が政策の形成過程に参画するとともに、市民組織と行政がそれぞれの立場を尊重しながら、自覚と責任を持って協働することが必要です。そのため、市民参画の基本的なルールづくりや協働を支える仕組みづくりを進めるとともに、市民の理解や判断の基礎となる広報・広聴の充実やプライバシー保護に十分配慮した情報公開を進めます。

施策体系

市民参画・協働の推進

- (1) 市民参画の推進
- (2) 協働によるまちづくりの推進
- (3) 広報・広聴の充実
- (4) 開かれた市政の推進

施策

(1) 市民参画の推進

まちづくりの主役は市民です。そのため、政策・施策の立案や実施、評価に至る過程に市民が参画することのできるルールや機会づくりを進め、市民参画を推進します。

- 市民参画の推進に向け、自治体運営の基本的な理念と市民参画の方法を明らかにしたルールづくりを検討します。

◆自治や市民参画のルールづくり

- 市民の多様な価値観を反映し、政策形成過程の透明性を高めるため、パブリックコメント制度*54を積極的に実施します。

◆パブリックコメント制度の積極的な実施

*54 『パブリックコメント制度』 行政機関が意思決定を行おうとする際に、その案を広く公表し、それに対して市民などから提出された意見等を考慮の上で最終的な意思決定を行う制度。

(2) 協働によるまちづくりの推進

市民組織と行政の協働によるまちづくりの推進に向け、協働の仕組みづくりを進めます。

○コミュニティやボランティア・NPOなどの市民組織と行政の協働の仕組みづくりを進めます。

◆協働の仕組みづくり

○様々な市民組織と行政との協働を支える市民組織の中核的機能の設置を促進します。

◆市民組織の中核的機能の設置促進

(3) 広報・広聴の充実

市政に対する市民の理解を深め、参画と協働によるまちづくりを推進するため、市政に関する分かりやすい情報の提供や、市民の意見を広く集め施策に反映させる仕組みの充実を図ります。

○情報提供手段として、広報紙などの広報媒体の充実や市勢要覧の発行に取り組むとともに、新聞、テレビなどの各種メディアや携帯電話サイトを活用した広報の充実を図ります。

◆広報紙やホームページの充実
◆各種メディアなどを活用した広報の充実

○市民と行政の意見交換の場を重視し、各種懇談会やシンポジウムの充実を図るほか、市民ニーズにきめ細かく応じられるまちづくり出前講座を実施します。

◆各種懇談会等の充実
◆まちづくり出前講座

○市民意向の把握や施策評価の仕組みとして、定期的なアンケート調査や市政モニター制度の導入を検討します。

◆市政モニター制度の導入検討

(4) 開かれた市政の推進

市政を市民に開かれたものとするためには、市政運営の透明性が確保され、市民への説明責任が全うされなければなりません。そのため、個人情報の保護に十分配慮しながら、市民への分かりやすく迅速な情報公開を図るとともに、積極的な情報提供を進めます。

○情報公開条例による公文書や市が保有する情報の開示に努めます。

◆公文書の開示

○個人情報保護条例に基づき、市が保有する個人情報の保護と適正な管理に努めます。

◆市の保有する個人情報の保護

○市民への積極的な情報提供を進めるため、各種審議会等の公開や行政情報サービスの充実を図ります。

◆各種審議会等の公開
◆行政情報サービスの充実

2 交流・連携の推進

基本方針

様々な交流が都市の魅力を高め、活力ある都市を築く源となることから、市民同士の交流を促進するとともに、まちのパートナーである大学等や関係自治体との連携を推進します。

施策体系

交流・連携の推進

- (1) 市民の交流・連携
- (2) 大学等との交流・連携
- (3) 広域連携・広域行政

施策

(1) 市民の交流・連携

市民が交流・連携によってまちづくりに力を発揮していくことがまちの活性化につながります。そのため、交流イベントの開催や市民人材の活用など、世代や地域を越えて市民同士の交流・連携を促進・支援する仕組みづくりを進めます。

○市民の一体感を育むため、多様な市民交流イベントの充実を図ります。

◆市民交流イベントの充実

○市民の多様な交流を育むため、地域間の交流や、教育、防災、福祉などをテーマとした交流、世代を超える交流などを促進します。

◆多世代交流や地域間交流の促進
☆「高齢者福祉」p.54(3)
☆「児童福祉」p.60(3)

○企業と市民組織との交流・連携などを促進します。

◆企業と市民組織との交流・連携の促進

○市民人材の活用に向け、人材バンクを活用した人材情報の提供を推進します。

◆人材バンクの充実
☆「生涯学習」p.122(2)

(2) 大学等との交流・連携

豊富な人材や研究の蓄積を有する大学等は、まちの重要なパートナーです。そのため、本市と同志社大学、同志社女子大学及び同志社国際中学校・高等学校の間で締結した「連携協力に関する協定」に基づき、幅広い分野での連携協力を推進するとともに、大学等やその学生と市民、事業者等との交流・連携を促進します。

- 協定に基づき、教育、文化、福祉の向上、スポーツの振興、地域産業振興、新産業創出、人材育成、まちづくりなど、幅広い分野での連携協力を推進します。

➡ ◆同志社との連携協力の推進
- 相互を結ぶコーディネーターの設置を進めるなど、大学等と市民組織の交流・連携を促進します。

➡ ◆大学等と市民組織との交流・連携促進
- 幼稚園教育の活性化に向け、学生の教育活動への参加など、幼稚園と大学等との連携を図ります。

➡ ◆幼稚園と大学等との連携
☆「幼稚園教育」p.116(3)
- 学校教育の活性化に向け、学生の教育活動への参加など、小・中学校と大学等との連携を図ります。

➡ ◆小・中学校と大学等との連携
☆「小・中学校教育」p.119(4)
- 生涯学習機会の充実に向け、人材や研究蓄積の活用など、大学等との連携を図ります。

➡ ◆生涯学習における大学等との連携
☆「生涯学習」p.121(1)
- 生涯スポーツの充実に向け、人材や施設などを活用しながら、大学等との連携を進めます。

➡ ◆生涯スポーツにおける大学等との連携
☆「スポーツ・レクリエーション」p.126(1)

(3) 広域連携・広域行政

市民の生活圏が広がるにつれ、行政においても広域的な取り組みは不可欠になっています。そのため、広域的に取り組むことで高い効果が得られる連携事業や広域行政サービスを積極的に推進します。

- 広域行政の推進に向け、京都南部都市広域行政圏推進協議会の構成市町との連携の強化と広域計画（京都南部都市広域行政圏計画）の推進を図ります。

➡ ◆京都南部都市広域行政圏推進協議会構成市町との連携強化
- 関西文化学術研究都市の一体性を高めるため、関西文化学術研究都市の構成市町との連携の強化を図ります。

➡ ◆関西文化学術研究都市構成市町との連携強化

○情報交換や共通する行政課題の解決を目的とした京阪奈北近隣都市サミットの構成市との連携の強化を図ります。



◆京阪奈北近隣都市サミット構成市との連携強化

○広域的な情報交換や共同の情報発信の強化に向け、京都都市圏自治体ネットワーク会議の取り組みを推進します。



◆京都都市圏自治体ネットワークの推進

○市民ニーズの動向や費用対効果の評価などに基づき、既存の広域行政サービスの見直しや新たな広域行政サービスの可能性について検討します。



◆広域行政サービスの検討

3 効率的な行財政運営の推進

基本方針

厳しい財政の下、少子・高齢化をはじめとする社会経済情勢の変化に対応し、多様化する市民ニーズに的確に応えることのできる行財政運営の推進が求められています。そのため、目標管理型の行財政運営体制を確立するとともに、簡素で効率的な組織・機構の構築や事務事業の改善を推進します。また、行政サービスの充実や効率化に向けた電子自治体の推進を図るとともに、中長期的な財政見通しを踏まえながら、透明性の高い健全な財政運営に努めます。

施策体系

効率的な行財政運営の推進

- (1) 目標管理型行政運営の確立
- (2) 組織・機構や事務事業の効率化
- (3) 電子自治体の推進
- (4) 健全な財政運営の推進

施策

(1) 目標管理型行政運営の確立

行政運営をこれまで以上に効率的・計画的に進めていくため、経営という視点に立った目標管理型の行政運営に向け、行政評価制度の導入や部局間の連携強化に努めます。

○行政運営を都市経営の視点から総合的・効率的・戦略的に推進するとともに、各部局が自らの使命、役割、目標を明確にし、説明責任を果たしながら、施策を実施できる仕組みづくりを進めます。

◆都市経営の視点による行政運営
◆各部局の自主性・自立性の向上
(責任の明確化・意思決定・執行の迅速化)

○成果重視の効果的・効率的な行政運営を積極的に推進するため、施策や事務事業におけるマネジメントサイクル*55の確立に向けた行政評価システムの構築・活用を進めます。

◆行政評価システムの構築・活用

*55 『マネジメントサイクル』 Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善）のPDCAを一連の流れとして捉え、成果を上げるための管理手法。

○総合計画や各種計画の着実な推進を図るため、各部署の横断的な取り組みを総合的に調整する機能の充実を図ります。

◆総合調整機能の充実

(2) 組織・機構や事務事業の効率化

市民ニーズの変化や国による制度の見直しなどに対して柔軟に対応できる簡素で効率的な組織・機構の確立を図るとともに、職員の資質向上や意識改革に努めます。また、事務事業の見直しやアウトソーシング*56の活用などにより、事務事業の効率化を推進します。

○庁内の責任体制の明確化や迅速な意思決定に向け、組織のフラット化*57などの組織再編方策を検討し、簡素で効率的な組織・機構の確立を図ります。

◆簡素で効率的な組織・機構の確立

○事務事業の評価や行政改革の方向性を踏まえた職員定数の適正化を推進します。

◆職員定数の適正化推進

○人材育成基本方針に基づいて職員の資質向上や意識改革を推進するとともに、各種職員研修機会の充実を図ります。

◆職員の資質向上・意識改革の推進
◆職員研修機会の充実

○事務事業の実施方法の省力化や重複する事務事業の整理統合など、事務事業の適正化を推進します。

◆事務事業の適正化推進

○公共サービスをより効率的に提供するため、指定管理者制度*58やPFI*59手法などを活用したアウトソーシングを推進します。

◆アウトソーシングの推進

(3) 電子自治体の推進

行政需要が多様化する一方、高度情報化の進展等によって事務処理スピードの向上が可能になりつつあります。そのため、電子自治体を推進し、行政サービスの充実や行政手続の迅速化・効率化を図ります。

○市民ニーズに対応したきめ細かい窓口サービスの提供を図ります。

◆きめ細かい窓口サービスの提供

*56 『アウトソーシング』 従来は組織内で行なわれていた業務を外部に委託し、外部の機能や資源を活用することにより、経営効率を高め、組織の体質を強化する経営手法。

*57 『組織のフラット化』 組織の階層をできるだけ少なくすること。

*58 『指定管理者制度』 地方公共団体が所有する公の施設について、民間事業者やNPOなどを管理者として、管理運営を委ねることができる制度。

*59 『PFI』 Private Finance Initiativeの略。従来公共部門によって行われてきた社会資本の整備や運営などの分野に、民間事業者の資金、経営ノウハウなどを導入し、効率的に社会資本を整備する手法。

○情報通信技術を活用した高度情報化を進め、行政手続の迅速化・効率化を図ります。



◆行政手続の高度情報化
◆住民基本台帳カード等を活用した各種手続の利便性の向上

○庁内情報システムの高度化を進め、庁内業務の迅速化・効率化を図ります。



◆庁内業務の情報システムの高度化

○公共事業の入札や設計・監理業務の電子化を進めます。



◆公共事業入札業務等の電子化

○土地境界の明確化に向け、未登記地域の解消や測量精度の向上など、地籍調査の充実を図ります。



◆地籍調査の充実

(4) 健全な財政運営の推進

健全で安定的な財政運営に向け、財政健全化計画を策定し、中長期的な財政の見通しを明らかにするとともに、分かりやすい財務情報の公表に努めます。また、安定的な自主財源の確保に努めます。

○健全財政の確立に向け、中長期の財政見通しに基づく財政健全化計画の策定を進めます。



◆財政健全化計画の策定

○財政状況に対する市民の理解を深め、市民への説明責任を果たすため、財務諸表（バランスシート*60、行政コスト計算書）を作成し、公表します。



◆財務諸表の作成・公表

○自主財源の確保に向け、納税意識の啓発や口座振替納付の促進による税収納率の向上を図るとともに、滞納整理組合との連携を強化します。



◆税収納率の向上
◆滞納整理組合との連携強化

*60 『バランスシート』 貸借対照表のことで、企業などの一定時点における財政状態を明らかにするため、決算時などに保有する土地や建物などの資産と長期借入金などの負債及び資本の状況を表示した一覧表。

資料編

絵画コンクール入選作品

第3次京田辺市総合計画策定体制図

第3次京田辺市総合計画策定経過

市民参画の状況

諮問書

答申書

京田辺市総合計画審議会審議経過

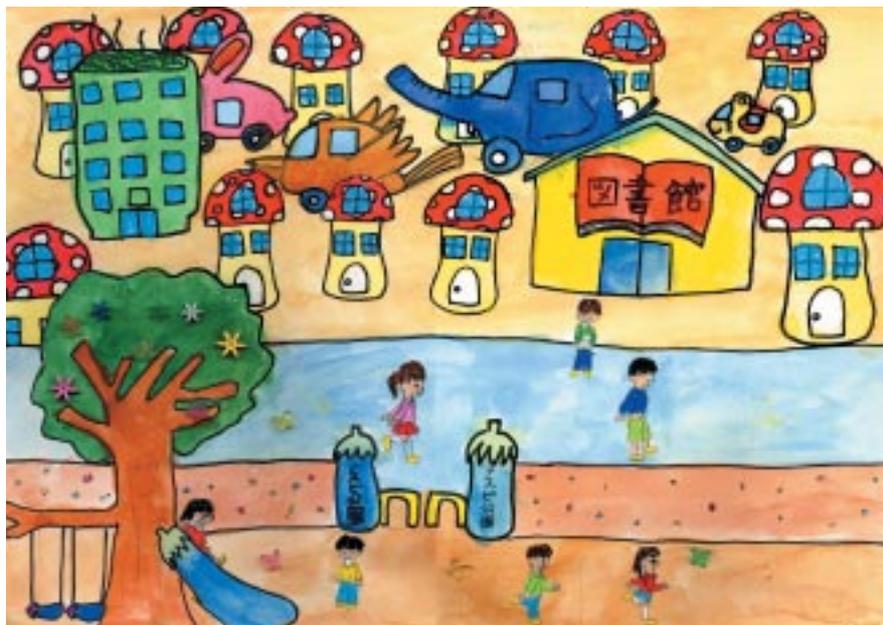
京田辺市総合計画審議会委員名簿

京田辺市総合計画審議会設置条例

絵画コンクール「まちづくりの夢」 入選作品

★入選者の学年は絵画コンクール実施
(平成16年度)当時のもの。

市長賞



『未来の京田辺市』
田辺小(3年)里村歩美さん

教育長賞

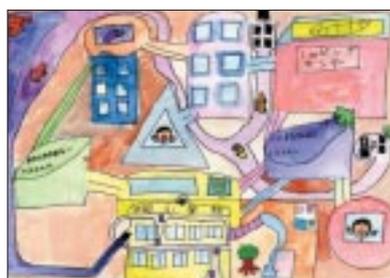


『緑の町』
田辺小(3年)小林可純さん

入選



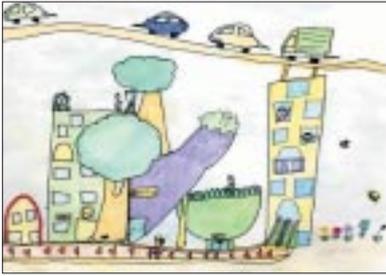
『京田辺市の未来』
田辺小(3年)川添愛実さん



『未来の京田辺市』
田辺小(3年)西口実花さん



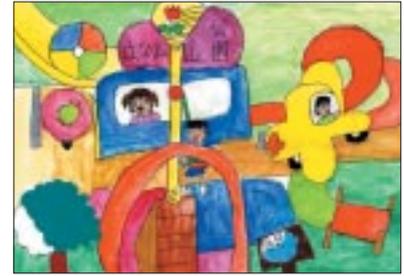
『空とぶ車から見た未来の京田辺市』
大住小(5年)高田紗都子さん



『未来の京田辺』
田辺小(3年)西森恵都子さん



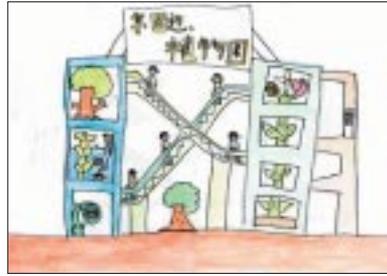
『未来の京田辺市』
田辺小(3年)矢放七海さん



『未来の京田辺市』
田辺小(3年)垣内唯梨子さん



『無題』
大住小(4年)澤井柚里さん



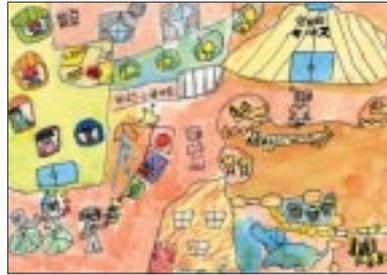
『未来の京田辺市』
田辺小(3年)福井涼之さん



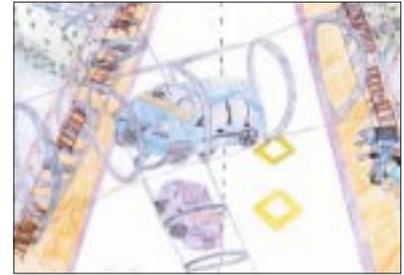
『動物と仲よし京田辺市』
大住小(5年)高田智紗子さん



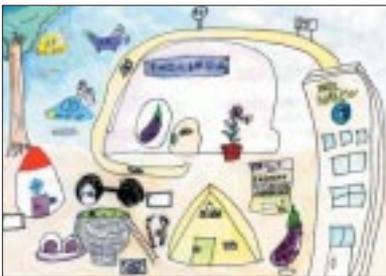
『平和な町にしよう』
桃園小(4年)田中千晶さん



『京田辺の未来』
田辺小(3年)高田夕貴さん



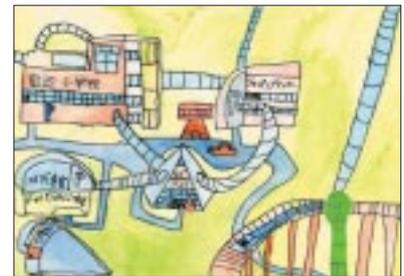
『ふしぎな道路!!』
松井ヶ丘小(4年)寺田恵里子さん



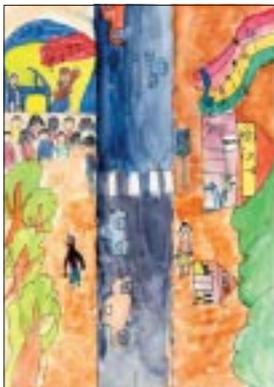
『未来の京田辺市』
田辺小(3年)佐藤裕海さん



『まちづくりの夢』
桃園小(6年)藤田恵利佳さん



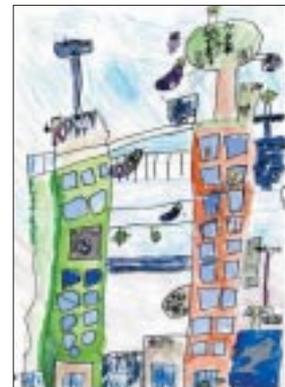
『未来の京田辺市』
田辺小(3年)片岡直樹さん



『音楽のまち』
田辺小(3年)藤原葵さん

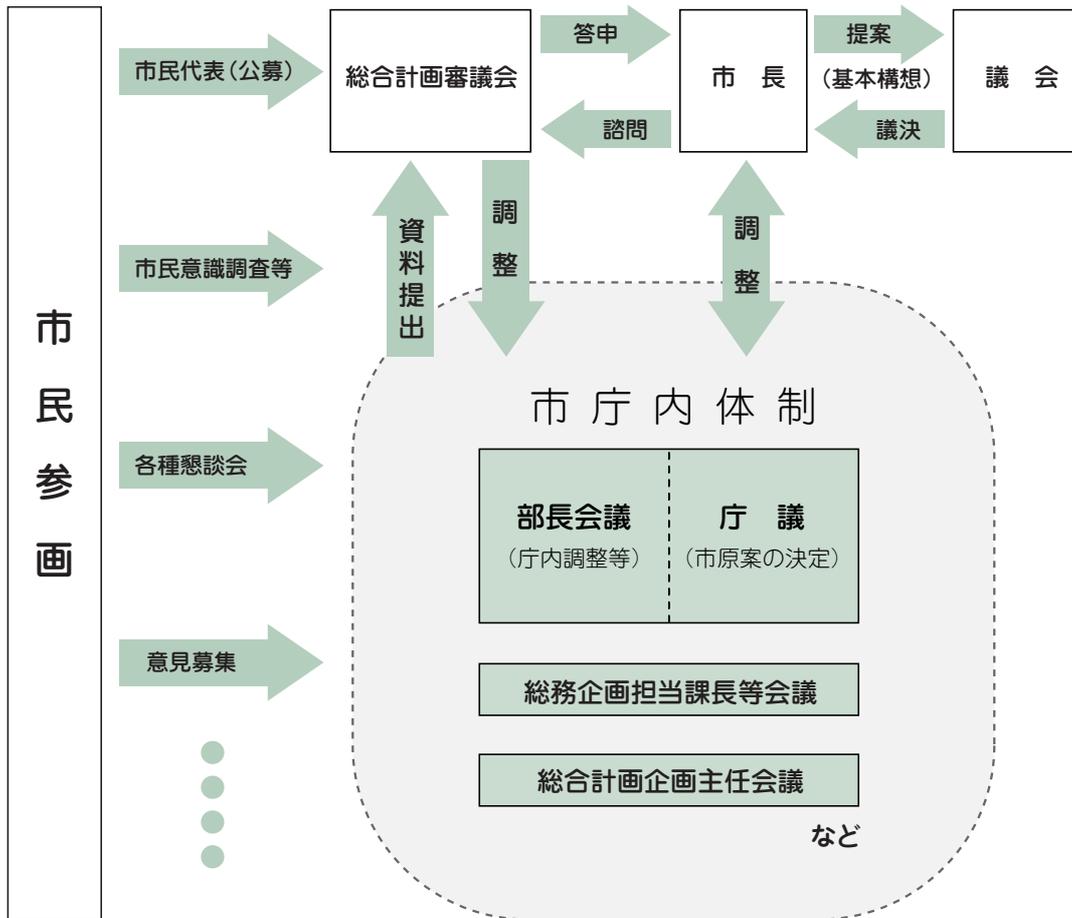


『未来の京田辺』
桃園小(3年)坂本社さん



『未来の京田辺市』
田辺小(3年)寺井竜哉さん

第3次京田辺市総合計画策定体制図



第3次京田辺市総合計画策定経過

- 平成15年8月 ○庁議（策定方針）
- 平成16年1月 ○部長会議
 - 2月 ○総務企画担当課長等会議
 - 総合計画企画主任会議（第1回）
 - 総合計画企画主任会議（第2回）
 - 4月 ○部長会議
 - 地域別懇談会（4～6月、5地域）
 - 意見・提案募集（4～7月）
 - 5月 ○分野別懇談会（4分野）
 - 総務企画担当課長等会議
 - 部長会議
 - 総合計画企画主任会議（第3回）
 - 6月 ○総合計画審議会（第1回）
 - 学生懇談会（中・高・大学生）
 - 市民意識調査
 - 事業者意識調査
 - 7月 ○総務企画担当課長等会議
 - 部長会議
 - 8月 ○総合計画企画主任会議（第4回）
 - 総合計画企画主任会議（第5回）
 - 総合計画企画主任会議（第6回）
 - 総務企画担当課長等会議
 - 9月 ○部長会議
 - 総合計画企画主任会議（第7回）
 - 10月 ○総合計画審議会（第2回）
 - 総務企画担当課長等会議
 - 11月 ○部長会議
 - 総合計画審議会（第3回）
 - 総合計画企画主任会議（第8回）
 - 総合計画審議会（第4回）
 - 市議会全員協議会（基本構想中間案報告）
- 平成17年1月 ○基本構想中間案に対する市民意見募集（パブリックコメント）の実施（1～2月）
 - 基本構想中間案説明会（計4回）
 - まちづくりシンポジウム
- 3月 ○総合計画企画主任会議（第9回）

- 4月 ○総合計画審議会（第5回）
○各課ヒアリング（4～5月）
- 5月 ○庁議（基本構想）
○部長会議
- 6月 ○部長会議
○市議会特別委員会（基本構想可決）
○市議会本会議（基本構想可決）
- 7月 ○総合計画審議会（第6回）
○総合計画審議会（第7回）
- 8月 ○市議会全員協議会（基本計画中間案報告）
○基本計画中間案に対する市民意見募集
（パブリックコメント）の実施（8～9月）
- 10月 ○総合計画審議会（第8回）
- 11月 ○総合計画審議会（第9回）
- 12月 ○市議会全員協議会（基本計画答申報告）
- 平成18年3月 ○庁議（基本計画）
○市議会全員協議会（基本計画報告）

市民参画の状況

総合計画（基本構想・基本計画）の策定にあたっては、多くの市民の方々に参画していただきました。

1. 総合計画審議会委員の一般公募と大学生の参画

総合計画審議会委員（25名）には、一般公募委員（2名）と、学生委員（2名）に参画していただきました。

(1) 一般公募委員（2名）

＜募集期間＞ 平成16年4月15日～4月30日

＜応募者数＞ 14名

(2) 学生委員（2名）

同志社大学生、同志社女子大学生に参画していただきました。

2. 各種懇談会の開催

「みんなで創ろう！未来のきょうたなべ」をテーマに、京田辺市の今後のまちづくりについて市民のみなさんから広く意見を伺うため、各種の懇談会を開催しました。

(1) 地域別懇談会

市内5地域で懇談会を開催しました。

| 開催地域名 | 開催日 | 場所 | 参加者数 | 提案数 |
|-------|------------|-------------------------|------|-----|
| 大住地域 | 平成16年4月25日 | 北部住民センター | 84名 | 38件 |
| 田辺地域 | 平成16年5月15日 | コミュニティホール | 92名 | 41件 |
| 草内地域 | 平成16年5月22日 | 中部住民センター | 50名 | 29件 |
| 三山木地域 | 平成16年6月5日 | 山本構造改善センター (山本公民館) | 56名 | 53件 |
| 普賢寺地域 | 平成16年6月12日 | 水取コミュニティセン ター(水取公民館) | 39名 | 35件 |

(2) 分野別懇談会（各種団体）

日頃様々な分野で活躍されているみなさんからのご意見を伺う分野別懇談会を開催しました。

| 分野名 | 開催日・場所 | 団体数 | 参加者数 | 提案数 |
|---------------------------|------------------------|------|------|-----|
| 福祉・保健衛生・医療分野 (医療) | 平成16年5月11日 京田辺市役所 | 3団体 | 12名 | 18件 |
| 福祉・保健衛生・医療分野 (福祉・保健衛生) | 平成16年5月20日 社会福祉センター | 15団体 | 35名 | 72件 |
| 産業・生活環境・安全分野 | 平成16年5月18日 社会福祉センター | 16団体 | 24名 | 47件 |
| 教育・文化・スポーツ分野 | 平成16年5月25日 社会福祉センター | 11団体 | 20名 | 38件 |

※福祉・保健衛生・医療分野（福祉・保健衛生）には、市内の育児サークルのみなさんから別途いただいた提案を含む。

(3) 学生懇談会

将来を担う若いみなさんからまちづくりに対する思いを伺う学生懇談会を開催しました。

| 対象 | 開催日・場所 | 参加校 | 参加者数 | 提案数 |
|-----|----------------------|-------------------------------------|------|-----|
| 中学生 | 平成16年6月8日 京田辺市役所 | 大住中学校 田辺中学校 培良中学校 同志社国際中学校 | 15名 | 42件 |
| 高校生 | 平成16年6月2日 京田辺市役所 | 田辺高等学校 同志社国際高等学校 | 11名 | 41件 |
| 大学生 | 平成16年6月29日 京田辺市役所 | 同志社大学 同志社女子大学 | 12名 | 35件 |

3. 意見・提案の募集

市内公共施設等に設置した意見募集用紙とホームページを使い、京田辺市にお住まいの方、京田辺市に通勤、通学している方、京田辺市に関心をお持ちの方など幅広い層の方から、京田辺市のまちづくりに対するご意見、ご提案をいただきました。

<募集期間> 平成16年4月25日～7月31日

<募集方法> 市民意見募集用紙の公共施設等への設置及び全戸配布、ホームページからE-mailでの意見募集

<応募数>

| | |
|--------------|------------------|
| 郵送・持ち込みによる応募 | 130件 |
| E-mailによる応募 | 40件 |
| 合計 | 170件（延べ提案数 539件） |

4. 市民意識調査の実施

16歳以上の市民に対して、まちづくりや行政サービス等に対する満足度、京田辺市のあるべきまちの姿、優先的に進めるべき施策などについて、意識調査を実施しました。

<期 間> 平成16年6月11日～6月28日

<対象者> 16歳以上の市民5,000人

<回収率> 52.2%

5. 事業者意識調査の実施

市内事業所に対して、事業活動の現状、事業を行う場所としての京田辺市の評価、市民や行政との関係のあり方などについて、意識調査を実施しました。

<期 間> 平成16年6月11日～6月28日

<対 象> 市内の200の事業所

<回収率> 50.5%

6. 絵画コンクール「まちづくりの夢」の開催

市内の小学生を対象に「未来のきょうたなべ」を描いていただく絵画を募集しました。夢や希望に満ちた応募作品94点の中から20点が入選されました。(P. 139)

7. 基本構想中間案に対する市民意見募集（パブリックコメント）の実施

総合計画審議会でもとめられた基本構想中間案に対してパブリックコメントを実施。

<募集案件> 第3次京田辺市総合計画基本構想中間案

<募集期間> 平成17年1月14日～2月14日

<提出件数> 75件（延べ意見数288件）

8. 基本構想中間案説明会の開催

基本構想中間案に対する市民意見募集の期間中に説明会を開催しました。

| 開催日 | 場所 | 参加者数 |
|------------|-----------------------|------|
| 平成17年1月18日 | 北部住民センター | 35名 |
| 平成17年1月19日 | コミュニティホール | 29名 |
| 平成17年1月20日 | 山本構造改善センター (山本公民館) | 17名 |
| 平成17年1月22日 | コミュニティホール | 16名 |

9. 「まちづくりシンポジウム」の開催

パネルディスカッションなどを通して、これからの京田辺市のまちづくりについて考える「まちづくりシンポジウム」を開催しました。

<開催日> 平成17年1月30日

<場 所> ウェルサンピア京都

<参加者> 約120名

<内 容> 絵画コンクール「まちづくりの夢」入選者表彰式

基本構想中間案概要説明

パネルディスカッション（テーマ「キラリと輝くまちづくりに向けて」）

10. 基本計画中間案に対する市民意見募集（パブリックコメント）の実施

総合計画審議会でもとめられた基本計画中間案に対してパブリックコメントを実施。

<募集案件> 第3次京田辺市総合計画基本計画中間案

<募集期間> 平成17年8月15日～9月5日

<提出件数> 39件（延べ意見数66件）

諮問書

京 政 第 7 7 号
平成16年6月1日

京田辺市総合計画審議会
会長 吉 川 和 広 様

京田辺市長 久 村 哲

第3次京田辺市総合計画の策定について（諮問）

第3次京田辺市総合計画（基本構想・基本計画）を定めたいので、諮問します。

答申書

平成17年4月12日

京田辺市長
久村 哲 様

京田辺市総合計画審議会
会長 吉川 和 広

第3次京田辺市総合計画基本構想について（答申）

平成16年6月1日付け、京政第77号で諮問のありました上記のことについて、本審議会で慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

平成17年11月8日

京田辺市長
久村 哲 様

京田辺市総合計画審議会
会長 吉川 和 広

第3次京田辺市総合計画基本計画について（答申）

平成16年6月1日付け、京政第77号で諮問のありました上記のことについて、本審議会で慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

京田辺市総合計画審議会審議経過

- 平成16年6月1日 京田辺市総合計画審議会〔第1回〕
- 会長・副会長の選出
 - 第3次京田辺市総合計画の諮問
 - 市民意識調査（案）について
 - 事業者意識調査（案）について
- 平成16年10月12日 京田辺市総合計画審議会〔第2回〕
- 基本構想骨子（案）について
- 平成16年11月10日 京田辺市総合計画審議会〔第3回〕
- 基本構想骨子（案）について
- 平成16年11月30日 京田辺市総合計画審議会〔第4回〕
- 基本構想中間案について
 - 基本構想中間案に対する市民意見募集（パブリックコメント）の実施について
- 平成17年4月12日 京田辺市総合計画審議会〔第5回〕
- 基本構想中間案に対する市民意見募集（パブリックコメント）結果とその回答（案）について
 - 基本構想答申（案）について
 - ◎基本構想答申
- 平成17年7月12日 京田辺市総合計画審議会〔第6回〕
- 基本計画（素案）について
- 平成17年7月26日 京田辺市総合計画審議会〔第7回〕
- 基本計画中間案について
 - 基本計画中間案に対する市民意見募集（パブリックコメント）の実施について
- 平成17年10月12日 京田辺市総合計画審議会〔第8回〕
- 基本計画中間案に対する市民意見募集（パブリックコメント）結果とその回答（案）について
 - 基本計画答申（案）について
- 平成17年11月8日 京田辺市総合計画審議会〔第9回〕
- 基本計画中間案に対する市民意見への回答（案）の修正について
 - ◎基本計画答申

京田辺市総合計画審議会委員名簿

| | 氏名 | 要職等(委嘱時) |
|-----|---------------|----------------------|
| 会長 | 吉川 和広 | 京都大学名誉教授 |
| 副会長 | 真山 達志 | 同志社大学教授 |
| | 米田 泰子 | 京都ノートルダム女子大学教授 |
| | 森山 由紀子 | 同志社女子大学助教授 |
| | 小島 壽子 | 京田辺市民生児童委員協議会副会長 |
| | 大鉢 美智子 | 京田辺市社会福祉協議会副会長 |
| | 中川 容子 | 京田辺市老人クラブ連合会副会長兼女性部長 |
| | 吉武 洋子 | 京田辺市食生活改善推進員協議会会長 |
| | 前田 廣心 | 京田辺市青少年をまもる会会長 |
| | 堀口 孝 | 京田辺市社会体育協会会長 |
| | 和泉 保功 | 京田辺市文化協会会長 |
| | 吉岡 弘嗣 | 京田辺市農業振興協議会会長 |
| | 田中 博 | 京田辺市商工会副会長 |
| | 上村 義忠 | 京田辺市市政協力員連絡協議会会長 |
| | 川口 博 | 同志社大学京田辺校地総務部長 |
| | 小林 弘 | 市議会議員 |
| | 畑 俊宏 | 市議会議員 |
| | 喜多 英男(～H17.6) | 市議会議員 |
| | 塩貝 建夫 | 市議会議員 |
| | 井上 公 | 市議会議員 |
| | 橘 雄介 | 市議会議員 |
| | 松本 耕治(H17.6～) | 市議会議員 |
| | 野口 忠繁 | 同志社大学生 |
| | 寺嶋 春佳 | 同志社女子大学生 |
| | 河内 弘安 | 市民公募 |
| | 岩本 百合子 | 市民公募 |

(順不同、敬称略)

京田辺市総合計画審議会設置条例

昭和57年4月1日
条例第5号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として京田辺市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、京田辺市総合計画及びその実施に関する事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を総理し、代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 市長は、審議会に専門事項を調査させるため必要があると認めるときは、専門委員を委嘱することができる。

2 前項において市長は、第3条第2項第1号に規定する知識経験を有する者を専門委員に委嘱することができる。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

(意見の聴取)

第8条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画担当課において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月31日条例第4号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月28日条例第20号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

附 則（平成16年3月30日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

発行／平成18年3月

京田辺市 市長公室 政策推進課

〒610-0393 京都府京田辺市田辺80番地

TEL. 0774-63-1122 (代表) FAX. 0774-63-4781

URL. <http://www.kyotanabe.jp>



京田辺市